

(チ) 誤讀され易く記された假名及び漢字の訂正七。

二六の6うなゐんかな——うなゐんかな

二九の10かなしからるゝ——かなしからるゝ

三四の9たつを——たつを

三七の4かへしてん——かへしてむ

六八の1いしつ——いしつ

八一の3たへす——たへす

八三の4相應寺——相應寺

なほ以上の他に

六六の1おふせ——おほせ

九二の10えつくさす——えつくさす

の二箇所の校合もしくは傍註のふ及びえは墨書であるが、それには朱の合點が附してある。これは西室院本の校合者が校合本と墨書の註及び校合とが一致してゐる爲に、特に朱の合點を施したのではないかと考へられる。又

二五の5、(テ)け——哥私哥歌

の傍書も墨書であるが、朱を以て消されてゐる。これも前と同様な意味に於ける逆の場合ではないと考へられる。

以上

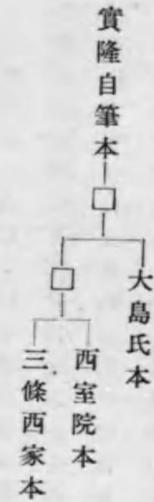
の傍書も墨書であるが、朱を以て消されてゐる。これも前と同様な意味に於ける逆の場合ではないと考へられる。

以上

の傍書も墨書であるが、朱を以て消されてゐる。これも前と同様な意味に於ける逆の場合ではないと考へられる。

以上の校合について注意せられることは、西室院本の本文が三條西家本のそれと非常に近い事である。もしこの西室院自筆本なるものが、疑の餘地なく公順院の自筆であるならば、實隆自筆本から三條西家本の轉寫せられた天文廿三年よりも以前に書寫されたものと考へるのが穩當であり、かつ常識的にも實隆自筆本そのものから直接轉寫したものの如く考へられる。少くとも、この逆の考へ方は自然であるとは云ひ難いのである。しからは、三條西家本、西室院本の二本と、大島氏本との關係は如何に見られるべきであらうか。

乏しい數字ではあるが、圖書寮本の校合を中心として考へた範圍内に於ては、西室院本と三條西家本とは大島氏本と對立する意味での同一類を形成する本であるが如くである。即ち



といふ關係である。しかし、この關係は奥書の點から是認出來ない。即ち奥書の部分は、三條西家本には、土左日記以貫之自筆本云々の實隆の識語だけしかないが、西室院本にはこの識語の外に、延長八年庚寅土佐の國にありて云々及び右貫之集第六卷にあり此間六年也。彼日記は此時にあらざる歟とみゆといふ證文、證歌及び左註がある。これ等は、大島氏本には存するのであつて、その點からすれば西室院本は大島氏本に近い。そこで問題となるのは、これ等の證文、證歌、左註が何時書加

へられたかといふ點である。これ等の書入が明應の自筆本にあつたものとは先づ考へられない。何となれば、一字不違と奥書に明記し、然も相當丁寧に實隆自筆本を書寫したと信すべき三條西家本が、かかる重要な書入を故意に離脱することは先づなからうと考へられるからであり、又實隆本系統の諸本中に實隆の識語にのみ「本云」と標記し、證文・證歌・左註には何等の標記もしてゐないもののある點からも了解されるのである。もし、西室院本が三條西家本に先立つて實隆自筆本を直接書寫したものであるならば、その書寫者によつて新しく加へられたものと考へなければならぬ。尤も、西室院本が果して實隆自筆本から直接轉寫されたものであるか否か、又果して三條西家本よりも以前に書寫されたものか否か、にはかに決定することの出来ないものがある。しかし、これ等の書入が大島氏本にも共通して存し、しかもその體裁が餘りにも接近しすぎてゐる點は注意しなければならぬ。行數は無論、その書寫される紙面の位置、字詰に至るまで、殆ど一致し、その本文も亦大體同一であり、たうてい別箇の事情によつて發生したと考へることは出来ないのである。かくて、前記の系譜は是認し難く、むしろ



の如き關係が妥當的なものとして考へられてくるのである。しかるに、明應の實隆の識語の部分を検すると、西室院本と三條西家本とは全く一致するに對し、大島氏本は

一、靈寶——靈要 二、小河御所——小河御所望 三、申出云——申出之

と三箇所に於て異つてゐる。大島氏本のやうな本文では奥書の意味が通じない。この點よりすれば、大島氏本は西室院自筆本そのものから出て居るとも考へられるであらう。かくて前掲の系譜のXに西室院本を置換へることが出来るかも知れない。即ち、大島氏本は西室院自筆本の如きを祖本として發生したのではないかと疑はれるのである。

さて上述のやうな系譜的地位にある西室院本の本文の或る書き方を、圖書寮本に存する校合の箇所に基いて規定し、これ等を三條西家本の獨自異文と比較するならば、前にあげた異文以外に、少くとも二箇所、

- 五四の2 なかく——なかくなく三西
- 八三の2 やまさきの——やまさきの三西

の如き共通異文が見られるのであり、これ等は當然兩者の共通せる書本たる實隆自筆本の誤謬に歸せられるべきである。即ち從來三條西家本の獨自異文としてのみ考へられ、實隆自筆本の状態として考へることの出来なかつたこの二つの異文が、實隆自筆本に於て既に存してゐた異文として追加されることとなつたのである。かくて、實隆自筆本に於ては少くとも合計二十三箇所（内二箇所は疑問がある）の異文が生じてゐるのである。

なほ、實隆は假名の字形は任意改めた如くであり、漢字も多く使用したやうである。今三條西家本と大島氏本との一致する漢字をあげると次のやうである。

秋(二) 雨(五) 出(二) 家(三) 色(三) 哥(四) 海(二〇) 梅花(二) 浦(三) 枝(二) 香(二) 影(二) 風(二五)
 川(五) 河(四) 神(六) 神代(二) 木(二) 昨日(三) 國(六) 雲(六) 暮(二) 心(八) 事(二三) 瀬(二) 袖(二)
 玉(二) 千とせ(二) 千世(三) 月(二四) 手(三) 時(九) 所(二六) 鳥(三) 名(五) 猶(二) 波(二) 浪(六)
 庭(二) ねの日(二) 野(二) 花(四) 春(三) 日(二四) 人(六二) 淵(二) 舟(二四) 船(二〇) 程(二) 佛(二)
 松(二〇) 身(三) 水(六) 宮(二) 都(二) 昔(二) む月(二) むめの香(二) 物(二三) 山(七) 山さき(二)
 雪(三) 世(二) 夜(二) 夜なか(三)

これ等の漢字三百五十一の中には、三條西家本の書寫者及び大島氏本の書寫者が任意使用して
 両者が偶然一致したものもあるであらうが、なほ共通の祖本たる實隆本自身に使用せられてゐた
 ものをそのまま繼承したものも少くないと思はれるのである。
 次に實隆は原本を轉寫するにあつて、所々無意識に假名遣を改めた如くである。即ち次のや
 うである。

を——お (四) 惜しむ(二) 嬰(二) 折(二)
 わ——へ (二〇) 見ゆ(三) 絶ゆ(二) 聞ゆ(四) 思ほゆ(二)
 わ——え (四) 見ゆ(三)
 ひ——い (二) 舟酔

右の假名遣の誤は、三條西家本と大島氏本との一致するものである。これ等の假名遣は、三條西
 家本の書寫者と大島氏本の書寫者とが偶然共通して誤つたものもあるであらうが、實隆自筆本に

は、少くともこれ以上多くの假名遣の誤は犯されてゐなかつたと考へて差支はなからうと思はれ
 る。

第二節 三條西家本の本文の轉化

三條西家本は、その奥書によつて、實隆自筆本を直接忠實に轉寫したものであることが知られる
 が、それ自身の本文の轉化もまた少數ながら存在する。他の諸本と全く一致しない獨自異文が、こ
 れを證明するのである。今三條西家本の筆者が、實隆自筆本を書寫するに當つて、原本の誤謬を繼
 承すると共に、獨自に犯した誤謬を見ると、次のやうなものがある。

- 一三の3もとめしも——もとめも
- 一六の9なかひつもの——なかひつもの
- 五四の3ひと——日
- 六四の2をんなこ——をんな

以上の中「なかひつもの」「ひと」は貫之自筆の原本に疑問のあるものである。「もとめしも——もと
 めも」の如きも大島氏本には「もとめ」とのみあり、或ひは實隆自筆本に既存の誤謬であるかも知れな
 い。かく三條西家本獨自の誤寫の非常に少い點は注意されるべきである。

又、三條西家本の筆者は、我々が前節に於てあげた漢字の上に、少くとも次の三十五箇の漢字を多

く使用してゐる。

海(一) 影(二) 心(一六) 事(三) 巒(二) 給(二) 猶(三) 波(一) 浪(一) 船(一) 道(一) 昔(一) 物(三)
又假名遣に於ては、少くとも次の二箇所を誤つてゐることが指摘せられる。

わ——へ、(一) 見ゆ

ひ——い (一) 酔

尤も假名遣は、漢字と同様に、書寫者が常に必ずしも書本の支配を強烈に受けるとは限らないのであるから、實隆自筆本に於ける轉化か、三條西家本に於ける轉化か、明確には決定し難い點がある。

第三節 大島氏本の本文の轉化

大島氏本は三條西家本とは別箇に轉寫せられ、異なる族關係を形成する本である。三條西家本に比して本文の轉化は著しい。この本獨自の誤謬も相當の數量に達し、又私意によつて、書本に見える明かな誤謬を訂正したらしい箇所も見られるのである。

先づこの本独自の誤謬として、實隆自筆本の上に累加したと思はれるものは次の通りである。

五の5 郎等——郎あ

六の4 よめりける——よめる

一一の6 ときさね——ときかね

一三の3 もとめしも——もとめ

一五の7 しろきのみそ——しろきそ

一六の9 なかひつもの——なかひつもの(これは疑問の點がある)

一九の3 よみつへくは——よみつへくは

二一の4 あらなんとも——あらなんと

二四の7 たへす——たるへす

二六の9 これならず——これならに

二七の4 あるかなかに——あるなかに

二七の5 (毛)のしたはて——ものしたまはて

二九の3 とそいへる——とていへる

三一の9 おちてと——おちても

三三の9 めのわらは——そのわらは

四二の4 みてそ——みて

四六の4 よす——よする

四八の6 とそいへる——とていへる

四九の4 かいそくの——かいそく

五〇の9 めのわらは——そのわらは

- 五一の5 ほあけ——ほかけ
- 五四の3 ひ——ひと
- 五八の6 あめふる——雨ふり
- 六二の8 かちとりは——かちとり
- 六二の8 えはからぬ——えはからはぬ
- 六五の3 をつのとまり——をのとまり
- 六五の9 ふなこともに——ふなことに
- 六七の8 あやなくも——あやなくに
- 七三の1 あはちのしま——あはちしま
- 七三の2 なりぬと——なりぬると
- 七六の6 かはのほり——かはのほり
- 七八の6 むかしを——むかし
- 八二の6 いさゝかに——聊
- 八三の1 をかみ——をにかみ
- 八三の8 かけの——ナシ
- 八六の4 これにも——うれにも
- 八九の8 えさせたり——えさせたる

九〇の5 ひとつとせむとせの——ひとつとせの

右のやうな獨自誤謬があると同時に、實隆自筆本に生じた誤謬の中で、例へば「なかくなかく」とか、「やまさきの」の如き明かなものが訂正せられてゐる。

又大島本の筆者は、我々が實隆自筆本の條に於てあげた漢字の上に、少くとも次の百三十五箇の漢字を新しく使用してゐるのである。

- 出(二) 哥(三五) 浦(一) 風(五) 桂(二) 川(二) 聞(三) 草(二) 國(二) 雲(二) 子(二) しら浪(一) 袖
- (一) 空(二) 月(二) 時(二) 所(四) 中(一) 波(二) 浪(三) 也(一) 日(三) 人(三) 人(三) 舟(一)
- 船(五) 松(一) 物(二) 山(二) 雪(三) 行(一) 世の中(二)

又假名遣に於ては、少くとも次の四十一箇所の誤を實隆自筆本の上に追加してゐる。

- を——お (四) 男(一) 口惜し(二) 可笑し(一)
- お——を (八) 同し(二) 無(おんむな)(三) 音(一) 送(三)
- ね——え (二) 見ゆ
- ほ——を (二) 遠し(六) 猶(一) 六
- わ——は (二) 騒ぐ
- い——ゐ (二) 序(ついで)
- ひ——い (二) 病
- は——わ (二) 八幡

附 西室院本の本文の轉化

なほ、ここでつけ加へておきたいのは、西室院本の本文の轉化についてである。前にも述べたやうに、西室院本そのものは現存してゐるか否か不明である。我々は宮内省圖書寮本(宗廟本の一巻に朱で校合してあるのによつて、わづかにその本文を推知するのみである。もとより、その校合が、どの程度まで精密であり確實であるかは明かでない。しかし、少くとも校合として文字の上にはあらはれた部分は、西室院本の面目をそのまま示すものと見て大過ないであらう。その校合には、前述のやうに、性質の上から八種類が認められる。今それ等のものを基準として、西室院本独自の誤謬と認むべきものをあげると次のやうである。本行は圖書寮本の本文で、校合は西室院本の本文である。

- 一三の6 いふはところの——いふは所イ無の
- 二六の1 ふなうた——ふなうたイ無
- 二六の6 せに——るもかねせに
- 五五の2 あらん——あらんあらん
- 六〇の7 おもへる——おもへるおもへる
- 六五の4 くるしければ——くるしければくるしければ

八五の8 京へ——京へに

八九の4 かゝること——かはかゝること

右は西室院本の獨自誤謬と見るべきものである。

以上の諸本の本文の轉化の諸相及びその轉化を導く諸原因について考察すると、種々興味ある問題が発見されるのである。それ等の問題を詳しく考察することは重要ではあるが今は紙面の都合上すべて省略することとし、第二部第五章及び同第十五章に於て改めて組織的に考へて見たいと思ふ。

第十章 實隆本末流諸本の系統學的處置

實隆自筆本系統の現存諸本で管見に入つたものの中、本文史的に見て重要なものは、およそ三十本である。これ等の諸本は大別して

- 一、實隆本末流系統と見られる諸本
- 二、妙壽院本系統の諸本
- 三、本居宣長校合本系統の諸本

の三種に分けることが出来る。尤も妙壽院本は實隆本の末流の一類に屬するものであり、宣長校合本は又妙壽院本の末流中の一群に屬するものであるから、同一系譜内の類本と見るべきものであるが、實隆本といふ大きな部門の内部で、自ら「族」又は「類」を形成してゐる重要な傳本群であるから、便宜右のやうに分類して考察することとしたのである。

實隆本末流の一般的形態としては、

- 一、漢字の比較的少い平假名で書かれてゐること。
 - 二、實隆の識語を有すること。
- の二點が必須條件であり、妙壽院本の一般的形態としては、
- 一、漢字を多く交へた片假名で書かれてゐること。

二、實隆の識語及び證文證歌左註を有すること。

の二點が必須條件である。しかし、子細に本文を検査して見ると、妙壽院本中にも漢字を多く用いた平假名で書かれたものもあるし、當然有すべき實隆の識語や、證文證歌左註をもたないものもある。今、便宜上明かに妙壽院本の本質的形態を備へたものを假に妙壽院本と認め、然らざるものを一括して實隆本末流系統として取扱ひ、それ等の各々の本文の統合が、果してそのやうな分類を承認するか否かを檢することにしたと思ふ。

第一節 實隆本末流の現存諸本

先づ實隆本系統の本と假に見做した諸本について簡単に解説を加へよう。

一、藤井本土左日記

一冊

藤井駿氏藏 (略號應)

樹形、紺表紙、無外題、胡蝶装で、料紙は色替の鳥の子である。三十六葉の表三行目で本文が終り、四行目から、延長八年^{庚寅}土佐の國にくたりて云々の證文證歌があり、同葉の裏の最初の行から、右貫之集第六卷にあり云々の左註があり、三行目から、本云土左日記以貫之自筆本云々の識語がある。この本の右の奥書は、系統を考察する上に必要であるから、全文をあげておく。

延長八年^{庚寅}土佐の國にくたりて

承平五年未_乙京にのほりて左大臣殿
白川殿におはします御ともにまうて
たる哥つかふまつれとあれはよめる
百草のはなのかけまてうつつつ、
をともかはらぬしら川の水

右貫之集第六卷にあり此間六年也
彼日記者此時にあらざる歟と見ゆ

本云 土佐日記以貫之自筆本故將軍御物希

代之靈要也今度密に依或人數寄源切

所望書之古代假名猶科蚪末愚

臨寫有魯魚哉後見輩密に而已

明應 壬子仲秋作

亞槐藤臣判在

右の實際の識語の最初の行の右肩に「本云」とあつて、それよりも前に位置する證文證歌左註にこの標記のない點は注意しなければならない。書寫年代は近世の初期と思はれるが、この本全體が臨摹の體裁を具へてゐる。しかして、書本は實際に近い時代の書寫であつたであらうと思はれる。この本はその書本の體裁を忠實に模さうと努めてをり、その字形書風等は、一見實際や公條等の筆



蹟かと疑はれるほどである。正月廿六日の末から廿九日の初
まで二枚脱落してゐるのは惜むべきである。この本はまだ紹
介されたことを聞かない本である。(上圖参照)

二、多和文庫本土左日記 一冊 多和文庫藏 (略號多)

やや横長の楮形の胡蝶装で、料紙は楮紙である。表紙は薄緑
色の鳥の子で、雲形の模様があり、金切箔をちらしてある。外題
土左日記。第四十三葉の裏に、延長八年實庚土佐の國にくたりて
云々の證文證歌があり、四十四葉表の右に、右貫之集第六卷にあ
り云々の左註があり、以下は餘白のままとし、同葉裏に、土佐日記以貫之自筆本云々の實際の識語が
ある。四十五葉の表に

此日記或人依戀望以
愚本令染筆者也

延寶四年首夏

如是庵主

西順押花

とある。この本は、同じ體裁の大和物語十六夜日記住吉物語と一括してあり、いづれもほぼ同様の奥書を有してゐるから、これ等の本と共に西順が自ら書寫して人に與へたものであらう。愚本を以て書寫したとあるから、西順は別に實隆本系統の一本を所持してゐたわけである。この本もまだ世に知られてゐない本のやうである。

三、類從本土左日記

群書類從所收 (略號)

群書類從第三百三に増基法師の「いほぬし」と共に收められてゐる。三十一葉の表の第一行で本文が終り、延長八年^{庚寅}土佐國にくだりて云々の證文證歌を載せ、他は餘白とし、同葉の裏の第一行から「本云 土左日記以貫之自筆本云々」なる實隆の識語を載せてゐる。この「本云」といふ標記のある點と、「右貫之集云々」といふ左註のない點とは注意せられるべきである。なほ、この本には末尾の左隅に小さく、

右土左日記以作者自筆轉寫本書寫雖假名遣

相違多不敢私改而以扶桑拾葉集及流布印本

校合畢

と記してある。ここに「作者自筆轉寫本」といふのは、實隆自筆本系統の一本を意味してゐる。この奥書によれば、書本には假名遣に相違する所が多いが、敢て私意によつて改めることをせず、又扶桑拾葉集及び寛永刊本によつて校合したとのことである。しかし、校訂者のこの識語が、果して正當

なことを云つてゐるか否かは、なほ嚴重な批判を必要とするであらう。

四、高野本土左日記

一冊

高野辰之博士藏 (略號)

美濃紙大袋綴で「土左日記全」と外題がある。八行に書かれ、第四十五葉表の七行目で本文が終り最後の行に「延長八年^{庚寅}土佐國に下りて云々の證文證歌を書きはじめ、その裏の五行目で終り、餘白を残し、第四十六葉のはじめから、右貫之集第六卷ニアリ云々の左註を書き、つづいて「土左日記以貫之自筆本云々」の實隆の識語を書いてゐる。識語の末尾に「帝扁三寫子魚虎トナル」と割註を加へてゐるが、明應^子仲秋以下の署名はない。その識語は系統考察上参考になるから次に掲げる。

土左日記以貫之自筆本

故將軍御物希代之要也今度密々自

小河御所望 依或人數寄深切所望書之古

代假見猶科蚪未愚臨寫有魯魚哉

後名之輩蜜々已

帝扁三寫子魚虎トナル

又この本の見返には

此記昔は皆かなに書なりそれを定家卿の所へ

わきに眞名を付注し給へりとなり假名に

可書なりわき二つづくる字は定家之勘也ひ傳也

とある。この本には、本文の中に所々傍註が加へられてゐるが、見返の註記も傍註を加へた人のし

わざであらう。傍註は、本行に混入した箇所も見られるから、この本以前に於て既に存したものと
思はれる。定家といふのは、恐らく惺窩のことと混同したのではなからうかと思はれる。この本
もその内容の紹介されたことを聞かない本の一である。

五、寛永刊本土佐日記 一冊 寛永二十年刊 (略號惠)

この本には實隆の明應の奥書はない。三十葉の裏の六行で本文が終り、その次に

寛永二十歳 孟春吉辰

二條通觀音町風月宗智刊行

とある。同じ版式で刊記の異なるものが二種あるが、その中の一には

慶安四曆初秋吉辰日

とあり、他には

萬治三_{庚子}初春吉祥日

京都 秋田屋平左衛門板行

とある。この本の本文は平假名で書かれ、漢字が多くあてられ、その漢字には振假名が附されて
る。この様式は、妙壽院本のそれと性質を同じくするものである。この本は後で述べるやうに、種
々の點よりして、結局は妙壽院本の系統に屬するものであるが、妙壽院本に必ずあるべき實隆の奥
書、證文、證歌、左註を一つも備へてゐない點から、一應ここに置いて考察を進めることにしたい。

六、昌悅本土左日記 一冊 蓬左文庫藏 (略號昌)

大形の胡蝶装で、藍表紙の左上に「土左日記」と題簽がある。料紙は楮紙、墨付三十四枚、白紙前後に
一枚づつを残し、一面十行に書かれてゐる。寛永二十年板本と同様、本文は平假名で書かれ、漢字が
多くあてられてゐる。但し、板本のやうに振假名は附されてゐない。漢字の使用数は、大體板本と
同様であるが、全然一致してゐる譯ではなく、相互に多少の出入がある。従つて板本との直接の轉
寫關係は認められないやうに思はれる。實隆の明應の識語も、證歌、證文、左註もなく、最後に

此土左日記愚息元的依所望

七旬春令書寫者也

延寶七年彌生五日 昌悅(花想)

とある。この本もまだ紹介されたことを聞かない本である。

七、桃園文庫本土左日記 一冊 架藏 (略號桃)

半紙大の袋綴。十二行に書く。前記寛永板本と同様、本文は平假名で書かれ、漢字が多く交へら
れてゐるが、全然同一ではなく、又これ等の漢字には振假名は附されてゐない。板本及び昌悅本と
の直接的關係は認められないやうである。奥書はない。この本もまだ世に示されたことのない
本である。

八、土左日記見聞抄

一冊

東北帝國大學附屬圖書館藏 (略號)

この書は岸本由豆流の土左日記考證の卷頭なる諸抄論に

土佐日記見聞抄は小野山隱士榮柴記とのみありてそのとし月をのせすみな片假名にて注せりこれもまだしき説のみおほかれどさすがに又すてがたきをばみなとれりこの書はたえて見ぬものなれど屋代弘賢のぬしの藏本をかり得て今注釋のたすけとすることを得たり

とあり、考證の本文中に所々に引かれてゐるのによつて、わづかにその本文の性質を知ることが出来るにすぎず、その傳本の現存してゐるか否かは全く不明であり、今日まで逸書とされて來たのであるが、幸ひにも由豆流の参考した屋代弘賢舊藏(阿波文庫舊藏)の原本が東北帝國大學に現存することが明かとなり、又最近大島雅太郎氏の青谿書屋に滋岡庫舊藏本が入り、ここに期せずして有力な古寫本二部を見ることが出来るやうになつたのは喜ばしいことである。

さて東北帝大本は美濃紙大の袋綴で、外題に「土佐日記見聞抄全」とあり、内題に「土佐日記見聞抄小野山隱士 榮柴記」とあり、卷頭に「凡例七箇條」があり、更に土佐及び貫之の任國に關する考證があつて、本文にうつつてゐる。本文は一、云々として幾つかに細分され、各節毎に細註がある。これは漢字交りの片假名又は平假名で書かれ、註は片假名で記されてゐる。卷頭に「不忍文庫及び阿波文庫」の朱印がある。卷尾に

正保五曆五月從路花咲翁聽日記旨有

聞畫之反古至承應四曆五月清畫之端
午日記之畢

延寶六年之十一月十九日

とある。日附の下に十字ばかりの文字があり、明瞭でないが「爭艸子北伊嶋書之畢」の如く讀める。

この書は、奥書によつても明かなやうに、花咲翁即ち松永貞徳の講義を聞書したものであるが、筆記したのは小野山隱士榮柴即ち加藤磐齋である。しかして、凡例の第一條に

一 諸本異アリテ假名ノアヤマリ字ノ多少アリト云ヘル北肉山人ノ自筆本ノ事ヲ本トシテ諸本ヲアツメ校合之義理相叶ヲ以テ取之者也

とあるによつて、北肉山人藤原惺窩自筆本即ち妙壽院本の原本を底本としたことが分る。しかし卷末には、實隆の明應の識語及び證文證歌左註はない。

九、土左日記見聞鈔

一冊

大島雅太郎氏藏 (略號)

ほぼ前者と同様の體裁の本である。前者と異なる點は、外題に「土左日記見聞鈔全」とある點及び凡例が一箇條少い點である。尤もこの少いのは、この本の書寫者が、目移りのため一行を脱したのによるのである。又内容は全體同一であるが、前者の本文が平假名又は片假名であるのに對し、この

本は平假名になつてゐる點が相違する。従つて、相互に直接的な轉寫關係は先づないと見なければならぬ。書寫年代は大體同時代であらうと思はれる。この本には、卷末に

正保五曆五月從洛花咲翁聽日記旨有聞書之反
古至承應四曆五月清書之端牛日記之早

磐齋印

以磐齋翁自筆之本書寫早

寛文十二_壬曆仲夏上旬

天王寺

秋野本順春秋
廿五
本順(即秋野坊(朱印))

同廿六□不思遂校合早

右の奥書によつて、小野山隠士榮柴が加藤磐齋であるといふ推定が實證せられ、磐齋の聞書の自筆本によつて、寛文十二年五月、天王寺秋野坊の本順が書寫したその原本であることが分るのである。貞徳を花咲翁といふのは、彼が五條の稻荷町の邸に移つた時、夢想に、歌人のこの花咲のやとにきてと見たので、五條の家を花咲の宿といふ由である。この見聞抄の二傳本は、土左日記の未刊の古註釋書として、又松永貞徳研究、加藤磐齋研究の新資料として貴重であるのは勿論であるが、同時に土左日記本文研究の資料としても、重要な傳本と云はれるべきものである。

一〇、土左日記講註

一冊

小川壽一氏藏 (略號正)

この本は昭和十三年一月二十日發行の未刊國文古註釋大系第十三冊の中に收めて刊行せられた。この本は、岸本由豆流の土左日記考證の卷頭の諸抄論に、

土左日記聞書は著者の名をしらすされどおしはかりに元和寛永のころの人のわざとおぼしこはなべて世に見ゆるものにもあらずきゝもおよばざりしかどちかきころ一本を得て見るにいとまだしき説どもすくなからねどまたすてがたきもあるべしこの書は世にもしられざるものからこの日記の註釋のはじめとこそはいはめ

とある、土左日記聞書のことである由、未刊國文古註釋大系の開題に見え、又別に小川壽一氏の説がある。

大形の樹形の冊子で、表紙に「土左日記池田正式講註全」とあり、十二行に書く。卷頭に「武島文庫」史耕菴等の墨印がある。本文を小段に分けてあげ、これに註釋を加へたもので、本文は漢字を多く交へた平假名で書かれ、所々漢字に振假名が附してある。卷尾には、實隆の識語をはじめとして、證文、證歌、左註共がない。

右頃日侍池田正式之講席而信筆

謾書之故辭語鄙陋字畫塗抹非可

辨明者討講潤色猶他日而已嘗

第十章 實隆本末流諸本の系統學的處置

慶安元年^{戊子}秋九月四日

此書は推敲菴園女持所也
を乞求て寫之もの也

於丈同舎

享和元^{辛酉}中春

史耕

一、慶大本土左日記

一冊

慶應大學附屬圖書館藏 (略號)

この本も未見のものであつた。美濃紙大の袋綴で、外題は「土左日記」とある。近世の初期の書寫とおぼしく、一面十行に書寫せられてゐる。漢字を多く交へた平假名で書かれ、一見寛永二十年板本を轉寫したかの如く見える。漢字にはごくわづかの振假名が附されてゐる。奥書は一切ない。

一二、本居本土左日記

一冊

三井文庫藏 (略號)

この本もはじめて見た本である。本居大平舊藏の本で、半紙大のごく簡易な大和綴で、外題は「土左日記」とある。卷頭に「本居文庫」の朱印がある。一面十三行に書かれてゐる。江戸時代末葉の書寫とおぼしく、漢字を多く交へた平假名で書かれ、慶大本と同様に寛永板本の轉寫本の如く見える。

本文には、定家本・妙壽院本・異本の三本をもつて校合が加へてある。奥書の類は一つもない。

以上の諸本に見られる形態上の著しい特色は、

一、平假名で書かれてゐる點

すべての諸本が一致してゐる。妙壽院本は片假名で書かれてゐるのが普通の形であるから、この點で妙壽院本と一應區別されるかに見える。

二、實際の識語及び證文・證歌・左註の有無が一定しない點

イ全部あるもの

藤・多

ロ左註のみ缺くもの

類

ハ明應^{壬子}以下を缺くもの

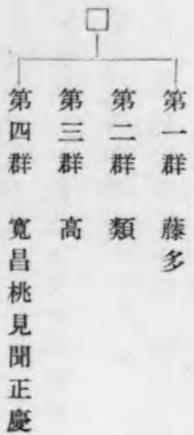
高

ニ全部缺くもの

寛・昌・桃・見・聞・正

右の形態上の特色は、本文の系統に關係があるらしく思はれ、次のやうな漠然とした本文系譜を考へることが出来る。

なほこれ等の本文系譜は、本文自體の異文統合によつて更に修正されるであらう。



次に妙壽院本系統と見做した諸本について簡単に解説を加へて見たい。

一、明阿彌本土左日記 一冊 東京帝國大學附屬圖書館藏 (略説明)

この本はまだ紹介されてゐないやうであるから、少し詳細に述べて見よう。半紙大袋綴で、表紙に「土左日記妙壽院本」とあり、巻頭に「山岡文庫」の朱印がある。一面八行、妙壽院本に共通する漢字交りの片假名で書かれ、朱點が附されてゐる。實隆の識語及び證文、證歌、左註はあるが、その順序及び本文を異にしてゐる。即ち二十五葉の裏で本文が終り、二十六葉の表に

(一)

土左日記以貫之自筆本故將軍御物希代之
 靈寶也今度蜜々自小河御所申出之
 依或人數寄深切所望書之古代假字猶
 蝌蚪未愚監寫有魚魯乎後見輩密々
 而已

明應子仲秋候

亞槐藤臣

とあり、二十六葉の裏に

(二)

延長八寅土左の國に下りて承平五年乙京に
 のほりて左大臣殿白川殿におはします御ともに
 まふてたる哥つかふまつれとあれはよめる
 百草の花のかけまで移しつゝ、
 音もかはらぬ白川の水

(三)

右貫之集第六卷にあり此間六年也彼
 日記は此時にあらざる歟と見ゆ
 とある。この識語と證文と證歌と左註とは、實隆本系統の本では(二)(三)(一)の順位になつてをり、かつ故將軍御物云々の一文が割註として細書せられてをり、かつ又依或人數寄深切云々以下の文が本行につづけて書かれてゐる。この本が右のやうになつてゐるのは注意すべきである。次に

右妙壽院以自筆本朱句切假名一字不
 違書寫早 尤可祕者也

とある。この奥書によると、書本は妙壽院自筆本を以て書寫したものであり、妙壽院自筆の原本に

は朱筆で句點が附してあつたもののやうである。
又二十七葉の表の最初の行から、

或人云貫之自筆の土佐日記は蓮華王院の寶物也
これを定家卿寫し給へるを連哥師玄的かもとに
つたへたるを後加賀家に納むその本の體定家卿
こと／＼く自己の筆法を以て寫し給ひ末二三枚は
貫之か書法をしらせん爲にや文字の大きき字
躰をも摸し置れ跋にその趣をしるし置給へり
蓮華王院貫之自筆の本今はうせたるにや
定家卿うつし給へる本は加賀家より八條殿へ進せ
られたるよしなり

右人のかたりしまゝを筆に

まかせ侍りぬ

百華庵叟

とあり、その葉の裏の最初の行から

はやう土左日記の考といふものかきたる

其ころに妙壽院の本といへるふみを見たる

か今の本とは異なるところはへればことしまた

うつしおきぬもとよりあやまれるところいと
おほかれともよきこともなきにはあらずといふ

寶曆十四年春正月既望

すくね俊明(花想)

と一面に書かれてゐる。この二つの奥書によつて、明阿彌山岡俊明が、萩原宗固の書入をした妙壽院本の一本を得て、之を書寫したことが明かである。以上の奥書によつて、この本の系譜は
妙壽院自筆本 ————— 萩原宗固書入本 ————— 明阿本
であることが知られるのである。その次に、

右壹卷は翫古堂のあるし珍藏せしを一覽せし
まゝこひ得ていま吾寶となりぬ

宇女廻よしあき記

とある。以上の如く、この本は俊明自筆の原本であつて、この卷末の識語により、翫古堂の主の手を経て宇女廻よしあきなる人の有に歸したものであることが分る。なほ、右の奥書の次に、山岡俊明の略傳が、墨及び朱筆をもつて書かれてゐる。

二、池田本土左日記

一冊

架藏 (略號池)

この本は、横に細長い袋綴の小冊子で、外題はない。一面十二行に書かれてゐる。卷首一枚を脱

第十章 實際本末流諸本の系統學的處置

し、廿五日の條はわづかに「遊フヤウニテ明ニケリ」だけ残つてゐる。漢字の多い片假名で書かれ、漢字には振假名の附されたものが多く、朱點も加へられてゐる。墨で異本及び板本（寛永刊本なるべし）との校合がある。この校合は墨色は異なるが、同一人の手蹟でないとは云へないと思はれる。前掲明阿彌本と同じ體裁で、實際の識語・證文・證歌・左註があり、最後に

右妙壽院以自筆本一字不違朱句切假名一字不違書寫早

とある。この識語は、前掲の明阿彌本のそれと似てゐるが、なほ同一ではない。

三、桃園文庫本土佐日記 一冊

架藏（略號）

この本は美濃紙大の袋綴で、表紙に「土佐日記」と題し、一面十二行に、漢字交りの片假名で書かれてをり、本文には朱點が加へられてゐる。近世中期の書寫である。十七葉の表で本文が終り、その裏の最初から、土左日記以貫之自筆本云々の實際の奥書と、延長八年云々の證文・證歌・左註が書かれてゐる。「故將軍御物云々」の一文は割註になつてゐる。この本もまだ世に知られてゐない本の一である。

四、新上西門院御筆土佐日記 一冊

宮内省圖書寮藏（略號新）

この御本もまだ紹介された事を聞かない。縦七寸三分、横五寸二分五厘の胡蝶装である。料紙

は色替で種々の文様ある布目地の楮紙である。見返も亦同様であるが、これには金の桐及び菊の模様を描かれ、金の切箔砂子を散らしてある。第一綴八葉、第二綴第三綴第四綴各十葉、第五綴十二葉、合計四十八葉、その中巻頭に一葉、巻尾に二葉の白紙がある。表紙の右上に小紙片が貼附せられ、これに

三千二百五十三號

新上西門院御筆土佐日記

大和國 壹冊

と書かれてある。この御本を納めた墨塗の箱の内側には貼紙があり、上に

新上西門院御筆

土佐日記

とあり、

寛文九年十一月廿一日入内

靈源院上皇后宮

東山院御母儀

新上西門院藤原房子

鷹司前左大臣教平公女

と書いてある。鷹司家舊藏の御本である。

新上西門院は前記の文によつても明かなやうに、靈元天皇の中宮、關白鷹司教平の御女、御名は房子。天和三年二月中宮となり、貞享四年三月院號を賜はり、正徳二年四月十四日崩御。御年六十。

この御本は一面九行、漢字を多くあてた平假名で書かれ、朱をもつて句點が施され、漢字にも朱で振假名が附せられてゐる。卷末に、第四十五葉裏の第一行から、土左日記以貫之自筆本云々の實隆の識語が書かれてゐるが、故將軍御物云々の文は、二行の割註とせず一行に書かれてをり、依或人數寄深切所望云々の文は、別のものとして一段下げて書かれてゐる。第四十六葉の表には、延長^庚土左の國にくたりて云々の證文、證歌及び左註が全面に互つて書かれてゐる。平假名で書かれてゐる以外は、明に最も近い本といふことが出来る。最後に

右妙壽院以自筆本朱句切假名一字不違書寫

早尤可祕者乎

とあるのも「明」と一致する。

五、彰考館本土佐日記 一冊

彰考館文庫藏 (略號彰)

この本は、美濃紙大袋綴の一冊本で、一面十行に、漢字を多く交へた平假名で書かれ、朱點が施され、墨で振假名が附せられてゐる。三十二葉表で本文を終り、同裏から實隆の識語を一面に互つて書き、三十三葉表一面に、延長八^庚云々の證文、證歌、左註を書いてゐる。その様式は「明」「池」「新」の諸本と一致してゐる。

六、安順本土左日記 一冊

永井義憲氏藏 (略號安)

この本もまた世に紹介されてゐない本である。縦八寸四分、横六寸一分。墨付廿二葉。表紙は澁色の紙に山水を描いてあり、外題はない。本文の料紙は薄様で、袋綴、蟲損の甚しい本で判讀困難である。本文は、漢字を多く交へた片假名で一面十行に書かれ、墨で振假名を附し、朱點を加へてゐる。二十葉の裏で本文が終り、二十一葉表に實隆の識語を書いてゐるが、故將軍御物云々の一文は二行に割註になつてゐる。その葉の裏に、延長八年^庚云々の證文、證歌、左註がある。その様式は「桃」の如くである。第二十二葉表に

茲橋元政先生者當時和歌之仙也這書以元政公自筆

令畫寫畢雖然予醜筆老眼對燈荷書之最有訛謬

後君子聊免許之且潤色焉矣

維訖正保四曆泰正望日

江湖老翁安順

とある。

七、連胤本土佐日記 一冊

一冊

鈴鹿三七氏藏 (略號連)

この本もまたその内容及び性質が一般に紹介せられたことを聞かない本の一である。美濃紙

袋綴の一冊で、表紙には下に「妙壽本土佐日記」と題した紙の上に、更に一枚の紙を重ね、その上に「土佐日記」と題してゐる。墨付二十八葉、一面十行に漢字を多く支へた片假名で書き、墨で振假名を附し、又所々イ本と校合して、その異文を頭に註記してゐる。二十七葉の最終行で本文が終り、二十八葉の表から裏に互つて、實隆の識語證文證歌左註を書いてゐる。即ち

二十八葉表

(一) 土佐日記以貫之自筆本故將軍舊物希世之重寶也今度密々自小河幕府借出之遂一覽

依或人數奇深切書之

右代假字猶蝌蚪未愚臨寫有魚魯守後見古平或哉

輩察之而已

明應壬子仲秋候

西イ槐藤臣

(二) 延長八年庚寅土佐ノ國ニ下リテ承平五年乙未

京ニ上リテ左大臣殿白河殿ニヲハシマス御供ニ參テタ

ル哥ツカウマツレトアレハヨメル

二十八葉裏

百種ノ花ノ影マテ移ツ、音モカハラヌ白河ノ水

(三) 右貫之集第六卷此歌有之此間六年也彼日記

者非此時歟

(四) 寛永五辰巳無神月十五日武藏國江戸田安ニヲキテ

書之

右一卷以江戸湯島狩谷氏望之藏本書寫訖

文政十一年十一月十一日

連胤

とある。

(一)の「依或人數奇深切書之」とある部分が、前行との間に空白を置いて書かれてゐる點は注意を要すると思はれる。又(二)が漢字交りの片假名で記されてゐる點、(三)が漢文で書かれてゐる點は、これまでの諸本に見られなかつたもので、以下の平蓬淺刈の諸本と形式を同じくし、自ら一類をなすが如くである。

(四)の寛永五年奥書の本は、已に富士谷御杖がその著土佐日記燈の主旨に於て、片假名古寫本としてあげ、

この本季吟翁か注本に妙壽院本とあるにその奥書同しければ同本なるへし貫之自筆本故將軍舊物希世之重寶也今度密々自小河幕府借出之遂一覽云々明應壬子仲秋亞槐藤臣とあり妙壽院本臣を原に作れりこの片假名書の本たかうつしたるにかあるらん寛永五己辰神無月十五日武藏國江戸田安において書之とあり

と云つてゐるものである。この(四)によつて知られる系譜上の事實は、

妙壽院自筆本

寛永五年寫本

掖齋藏本

連胤本

御杖所引本

といふ關係である。

八、平瀬家本土左日記

一冊

平瀬陸氏藏

(略號平)

この本も未だ紹介されてゐない本である。美濃紙袋綴。外題に「土左日記内題に「土左日記」とある。漢字を多く交へた片假名で、一面八行に書かれ、墨で振假名が附され、朱で句點がさされてゐる。異本との校合は大體見えない。二十八葉表で本文が終り、その裏に實隆の識語を

土左日記以貫之自筆本故將軍舊物希世之重寶也今度密々自小河幕府

借出之 末愚臨寫有魚魯乎後見輩察之而已

明應壬子仲秋候

亞槐藤臣

と書き、二十九葉表に、證文・證歌・左註を

延長八年庚寅土左國下リテ承平五年乙未京

上リテ左大臣殿白河院ニヲハシマス御供ニ參テタル歌

ツカウマツレトアレハヨメル

百種ノ花ノ影マテ移ツ、音モカハラヌ白河ノ水

右貫之集第六卷此歌有之此間六年也

彼日記者非此時歟

と書いてゐる。この本に證文・證歌が、漢字を交へた片假名で書かれてゐる點、及び左註が漢文で書かれてゐる點は、前掲連胤本と共にこれまでの諸本に見なかつた所である。なほこの本の書寫年代は近世中期以前と推定せられ、次の三本のいづれよりも古い書寫と思はれるものである。

九、蓬左文庫本土左日記 一冊

蓬左文庫藏 (略號蓬)

縦八寸二分、横六寸三分の胡蝶装で、紺の表紙の左上に「土左日記」なる題簽があり、内題も亦同様である。料紙は楮紙二折三十二葉、中末尾一葉を白紙とする。一面八行に、漢字を多く交へた片假名で書かれ、朱點を施し、墨で振假名が附せられてゐる。所々行間に異本との校合がある。巻頭に「御本」の印がある。三十葉裏で本文が終り、三十一葉表から、實隆の識語・證文・證歌・左註が裏面に互つて書かれてゐる。その様式は平瀬本に同じい。書寫年代もほぼ同時代かと思はれる。この本もその内容や性質のまだ世に知られてゐない本の一である。

一〇、淺野本土左日記

一冊

淺野圖書館藏

(略號淺)

美濃紙大濫表紙の袋綴で、外題に「土左日記全」とあり、内題も同様であるが「全」を缺く。一面十行に

書かれてゐる。漢字を多く交へた片假名で書かれ、朱點が附してあり、漢字には墨で送假名が附けてある。二十五葉の裏で本文を終り、二十六葉の最初から實隆の識語・證文・證歌・左註が裏面に互つて書かれてゐる。それ等の様式は、ほぼ平蓬と同様である。書寫年代も近世中期頃かと思はれる。

一一、刈谷本土左日記

一冊

刈谷圖書館藏 (略號別)

美濃紙大の袋綴で、丹表紙に、土左日記異本全と題簽が附してある。墨付二十一葉、一面十行に書かれ、漢字交りの片假名を用ひ、朱點を加へた點、すべて前掲連平蓬淺等の諸本と同様である。二十葉表で本文を終り、同葉裏から實隆の識語・證文・證歌・左註を書いてゐる。それ等の様式も、ほぼ前掲の連平蓬等と同様である。この本は周知の如く村上忠順の舊藏本である。

以上十一の諸本に見られる形態上の著しい特色は、

一、片假名で書かれてゐる點。

多くの諸本が等しく片假名で書かれてゐるが、新彰の二本のみは平假名で書かれてゐる。

この二本は恐らく本來の形態を示すものではあるまい。

二、漢字には多くは振假名が附され、朱點が加へられてゐる點。

右に對して實隆本末流系統の諸本には、朱點は大體に於て加へられてゐない。尤も實隆本系統の高部の諸本、例へば三條西家本、大島氏本、西室院本等には朱點がある。

三、實隆の識語が證文・證歌・左註の前にある點。

右に對して、實隆本末流系統の諸本には後にある。

四、證文・證歌の假名に相違のある點。

イ、平假名で書かれてゐるもの。明池桃新彰安がこれである。

ロ、片假名で書かれてゐるもの。連平蓬淺刈等がこれである。

五、左註の文體に相違のある點。

イ、和文で書かれてゐるもの。明池桃新彰安等がこれである。

ロ、漢文で書かれてゐるもの。連平蓬刈等がこれである。

六、妙壽院自筆本を以て書寫せる由の奥書を有するもののある點。

明池新の三本にはほぼ同文の奥書がある。

以上の諸特色から、妙壽院本の原本的な性質は大體次のやうに推定せられる。

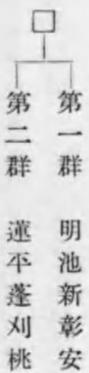
一、漢字を多く交へた片假名で書かれてゐたであらう。

二、朱點が加へられ、漢字には振假名が多く附せられてゐたであらう。

三、實隆の識語が證文・證歌・左註の前に位置してゐたであらう。(この點が實隆本系統の諸本と異なる點である)

四、從つて證文・證歌・左註の假名・文體によつては、妙壽院本の原本の體裁を云々し得ない。(この點が妙壽院本系統の内部に群を分け得る理由となるのである。)

かくして、我々は本文外の諸事實から、大體次のやうな系譜關係を推定することが出来る。



この漠然とした本文系譜は、本文自體の異文の統合によつて、更に細かく部分を整へ、相互の依存関係を明かにして行くであらう。

註一 國語と國文學昭和十三年五月號所載。小川壽一氏論文、土佐日記開書は池田正式の講註が参照。

第二節 實隆本末流諸本の系統樹立

實隆本末流諸本(妙壽院本を含む)には、甚しい本文の混亂が生じてゐて、その系譜を建設することは、嚴密には可能であるとは云へない。我々は、これ等の諸本を不連続系譜として分類すること以上には、的確な整理をなし得ないかも知れない。ただ幾つかの推定寫本を想定することによつて、わづかに連続系譜の體系を整へ得るにすぎず、諸本相互の依存關係は、なほ多く不明のままに残されるかも知れないのである。前にあげた實隆本末流諸本二十三種の保有する異文總數は一三〇〇餘箇所であるが、今これ等の莫大な異文の複雑さはまる統合によつて、諸本の系統關係を考へるために、次の三つの手續をとることによしよう。即ち

- 一、根幹諸本の異文統合表に於ける諸本の異文の關係を中心としての考察
- 二、實隆本末流諸本及び妙壽院本末流諸本の独自の異文統合表に於ける諸本の異文の關係を中

心としての考察

三、實隆の識語及び證文・證歌・左註に於ける諸本の異文を中心としての考察
 がこれである。(一)はこの二類の諸本と根幹諸本との異文の交渉を通して、この二類の諸本の成立過程を外部的な方面から觀察したものであり、(二)はこの二類の諸本の内部に於ける異文の依存關係を中心として、諸本の成立過程を内部的方面から觀察したものであり、(三)はこの二類の諸本の成立過程の考察に重要な示唆を與へる特殊な部分を對象として觀察したものである。

一、根幹諸本の異文統合表に於ける諸本の異文の關係を中心としての考察

(イ)根幹諸本の共通異文を中心とする、所謂實隆本末流諸本及び妙壽院本末流諸本と根幹寫本(定圖近三大爲)との依存關係

異文統合表によつて檢出すると、根幹寫本が青本と一致しないことに於て共通してゐる場合は

- 1 定圖近三大爲 7
- 2 定圖近三大 9
- 3 定圖近三大爲 3

の如くである。これ等の三項合計十九箇所の異文は、實隆本末流本及び妙壽院本末流本の本文が、青本と直接の交渉なき限り、この兩本系統内の諸本の共通本文に一致する筈である。實例について調査すると、諸本は大體に於て一致する。即ち 1 2 1 4 1 6 1 7 2 1 2 2 2 7 2 8 3 2 の合計九箇所に於ては、完全に全部一致するのであるが、他の十箇所に於ては、一致しな

いものがある。その中、1 5 2 5 2 9 3 1 3 3の五箇所に於ては、根幹諸本の本文と一致せざるのみならず、底本たる青本とも一致しないのである。これ等の異文は、それぞれの諸本に至つてはじめて派生した独自の異文と考へられるべきものである。従つて、それ等については問題はないのである。しかるに、残餘の五つ即ち

- 1 1 實明池桃新彰安連蓬淺刈
- 1 3 藤多類高寛昌見聞正本桃安連平蓬淺刈桃
- 2 3 藤類高昌桃見聞本明池桃新彰安
- 2 4 多類高昌明池桃新彰安
- 2 6 藤多類高寛昌桃見聞慶本妙

の場合は甚だ多くの問題を含むのである。

以上の五箇所の異文は、1 3の桃を除き、根幹寫本たる定圖近・三・大爲と共通するのであるが、しかも同系統に屬する諸本中には、それ等の根幹寫本に一致せずして、かへつて底本たる青本に共通するものがある。即ち

- 1 1 平
- 1 3 桃慶明池新彰
- 2 3 多正慶連平蓬淺刈
- 2 4 藤寛桃見聞正慶本連平蓬淺刈

2 6 正

の五箇所の揭示諸本が青本と一致するのであるが、その本文の實例は

- 1 1 八の2ひと——ひとの(諸本)
- 1 3 一九の6ふけぬとや——ふけぬとにや(諸本)
——ふぬとや(桃)
- 2 3 四一の8くにの——くに(諸本)
- 2 4 五七の4かせ——風の(諸本)
- 2 6 六一の7かせ——風の(諸本)

の如くである。

これ等の誤謬は、すべて助詞の脱落又は衍加に屬するものである。1 1、2 6の如きは、單に正の各一本のみの誤謬であるから、特別な事情があつたものと推定される。おもふに、漢字交りの片假名で記されたための助詞の誤脱と考へられ得るのである。即ち青本の影響と見られるべきではなく、この二本の獨自誤謬であると見られるべきものであらう。同様に、他の三つの例も、青本の遺傳ではなく、獨自異文として偶然に發生したものと見るべきであらう。しかし、この三つの例は、集團的な性質を有するものであるから、青本との關係は除外しても、そこに何等かの系統的な支配を豫想する必要があるのである。即ち我々は、これ等の異文を共有する諸本に共通祖先を認めたいのである。

今、三大の二本を除く實隆本諸本を、根幹諸本の異文と比較して、その成立及び性質を考へ、次第にその系譜關係に言及したいと思ふのであるが、これ等諸本の本文は浮動的であつて、相互間の移動が極めて多く、實隆系統本プロバといふものの抽出は甚だ困難である。しかし、これ等諸本中所謂實隆本系統は、その独自の異同に於て特別の異文統合表が作られるし、所謂妙壽院本系統も亦同様である。この兩者は、それぞれ独自の顯著な性格を示した異文群を保有するのであつて、これ等を大體對立する系統と見て差支ないと思はれる。又妙壽院本は、更に一層轉化の甚しいものであることが認められるから、これをもつて實隆本プロバと認めることは正當ではない。そこで彼述の簡明を期するため、多數本的一致する場合を實隆本系統のプロバと考へ、これをJなる符號を以て代表せしめ、同様に妙壽院本系統の一般をMとあらはして考察して見たいと思ふ。今根幹諸本(定圖近三大爲)が、J及びMと一致し又は一致せざるものを異文統合表によつて抄出する次のやうである。

20	16	12	10	5	a 根幹諸本とJ Mと一致するもの
圖近三大爲	圖近三大	定爲圖近三大	定大爲圖近三	定圖三爲近大	
25	16	13	11	8	b 根幹諸本とJと一致するもの
近大爲	圖近三大	定爲三大	定爲	定近爲	す
26	23	11	7	6	c 根幹諸本とMと一致するもの
4 近爲	圖爲定近	4 定爲	定圖	定圖爲	す
			18	11	d 根幹諸本とJ Mとの一致せざるもの
			圖近爲	9 定爲	
15	11	11	11	4	
圖近三大爲	10 定爲	6 定爲	1 定爲	定圖近	
17	12	11	11	9	
圖近大	2 定爲圖近三大	7 定爲	2 定爲	1 定近	
19	14	11	11	9	
1 圖近	定爲圖近	8 定爲	3 定爲	2 定近	

26	27	28	29	29	30	31	32	32	33	33
1 近爲	三大圖	三大爲	2 三大	3 三大	5 三大	1 三大定	1 三大爲	3 三大爲	2 大爲	4 大爲
27	29	29	29	29	29	31	32	32	33	33
三大圖	1 三大	3 三大	6 三大	3 三大	6 三大	三大圖爲	2 三大爲	1 大爲	3 大爲	5 大爲
19	19	19	19	19	19	19	19	21	24	26
2 圖近	5 圖近	8 圖近	9 圖近	11 圖近	14 圖近	14 圖近	14 圖近	1 圖近爲	1 圖近大	3 近爲
19	19	19	19	19	19	19	19	21	24	26
3 圖近	6 圖近	9 圖近	9 圖近	12 圖近	1 圖近爲	1 圖近大	1 圖近大	2 圖近爲	1 圖近大	5 近爲
19	19	19	19	19	19	19	19	21	24	26
4 圖近	7 圖近	10 圖近	10 圖近	13 圖近	2 圖近爲	2 圖近大	2 圖近大	2 圖近爲	2 圖近大	4 三大

(註) 根幹諸本間に異文の對立ある場合J Mは普通上位に記されたる諸本グループに一致する。若し下位の諸本グループに一致する場合は特に●を附する。

a 根幹諸本とJ Mと一致するもの 二八
 b 根幹諸本とJと一致するもの 五
 c 根幹諸本とMと一致するもの 二
 d 根幹諸本とJ Mの一致しないもの 三七

根幹諸本内部に於ける細部の關係に就いては、別表を参照すれば自ら明らかである。以上のJ Mの一致する二十八箇所について見るに、定三大爲にそれぞれ一致する場合、就中大に一致する場合が多く、圖近に一致する場合はきはめて少い。この事實は、

- (一) 實隆本系統及び妙壽院本系統の諸本は、圖近との交渉が稀薄であり、殆ど系統上の關係を持たない。
 - (二) 實隆本系統及び妙壽院本系統の諸本は、實隆自筆本の流を繼承するものであつて、特に「大」の系統線上にあるものと思はれる。
 - (三) 實隆本系統及び妙壽院本系統の諸本は、一見「定」と共通するものが多いやうであるが、事實は「定」と「三」大と重複する異文が多く、純粹に「定」の獨自異文と共通すると見られ得るものは 8 11 5 の二箇所のみである。従つて「定」との系統上の關係は認められない。
- 以上の如く、實隆本系統及び妙壽院本系統の諸本は、實隆自筆本の系統特に大島氏本の系統に位置するものと考へられるが、併し大島氏本を直接の祖先とするものとは考へられない。即ち異文統合表の

5 定圖三爲近大

の箇所に於て、JMは定三の方に一致し、大に一致しないからである。恐らくJMの祖本となつたものは、この部分に於て「大」の如き本文を有してはゐなかつたものと考へられる。即ち、この部分は「大」の獨自誤謬と考へられるのであり、その誤謬を傳へないJMは、従つて直接「大」から出たものとは考へられないのである。この點から次の系譜が推定せられる。



貫之自筆本 — 實隆自筆本 — 三條西家本

次にJMと一致しない場合について見るに

- 15 圖近三大爲
- 17 圖近大
- 24 近大
- 29 4 三大
- 30 2 三大定

の存する事實は上述の事實と矛盾する如くであるが、これは如何に解釋せられるべきであらうか。15は、五五の7いつこ——いとこといふ特殊なものであつて、これは諸本の筆者が、より妥當と思考したものを選び、偶然一致したものと考へられる。17 24に於て「大」が一致しないのは、5の場合と同じく、JM等の原型となつたこの系統の一本として「大」の以前に、實隆自筆本に一層近いより純粹な形態を有する一本の存在を豫想せしめる理由ともなり得ると思はれる。又29 4 30 2に於ては、JMはそれぞれ根幹諸本の何れとも一致しない獨自異文と見られ、従つて如上の推定に差支を生ずるものではない。

次に、J及びMのそれぞれのひとのみ共通する場合について見るに、前者では6 7 11 23 26の五箇所あるが、後者では二箇所にすぎない。しかし、これ等のものも、本文の性質からして、偶然の誤謬

の一致と考へられ得るものである。(その詳細な考證は煩雜であるから今は之を省略したい)かくて、J M 各一般の本文としては、大の系統内にあるものと考へざるを得ないのである。次に J として、即ち實隆本系統諸本のプロバ一的なものとして認め得なかつた諸寫本の異文、例へば高昌類桃見聞等の中の或るものについて見るに

- 11 1 11 3 定爲高昌
- 11 2 11 6 11 8 定爲昌
- 11 7 定爲類高
- 11 9 定爲昌桃見聞正
- 12 1 定爲高昌見聞
- 12 2 定爲類
- 13 定爲類高昌桃
- 10 定大爲圖近三藤
- 18 圖近爲藤高
- 19 2 19 3 圖近藤

等には、これ等の特殊な末流本の一群が、偶然にも定家本や爲相本の異文を保有してゐる事實が認められる。しかし、これ等の寫本に見られる本文の事實は、前に推定した系統關係を否定するものではない。これ等は、むしろ定爲のいづれかの混合と考ふべきものである。又

- 20 圖近藤三大爲
- 21 2 圖近藤爲

等によれば、藤と圖近との間には密接な關係があることが明かである。恐らく、これも藤に圖近の系統の本文の混合したものであらうと考へられるのである。このやうに、J M に於ける一般的性格を破壊するやうな異文の見られる場合は、本來の系譜によつて導かれたものではなく、他本との混合によつて導かれたものであると考へて差支はない。

J と M とが右のやうな關係にある以上、兩者の一致する異文は、J と M とが共通祖先の性質を遺傳したものと考へて差支はない。例へば

- 21 2 圖近藤爲多類高寬昌桃見聞正慶連平蓬淺刈本
- 30 2 三大定平實明池桃新彰安連蓬淺刈
- 26 1 近爲類寬昌桃見聞正慶本妙

の三箇所に於て、J と M とが一致することは、この二系統が特に密接な關係にあることを示すものである。この點からすれば、諸本の系譜は恐らく次のやうであらうと察せられるのである。



第十章 實隆本末流諸本の系統學的處置

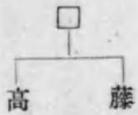
JとMとは、大島氏本と姉妹關係にある一本Yを共通祖先とするものであることが認定されるのである。

(ロ) 根幹諸本の共通異文を中心とする所謂實際本末流諸本及び妙壽院本末流諸本の内部の依存關係

箇々の寫本及び同一傾向を有する寫本の群の關係を考察して、それ等の依存關係を見るに、

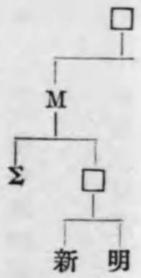
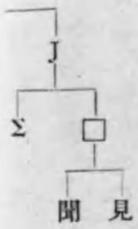
- 10 定大爲多類寛昌桃見聞正慶本池桃新彰安連平蓬淺刈藤見聞明新
- 18 圖近爲藤高妙

により



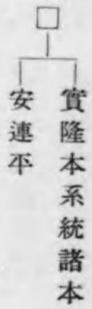
の關係が何等かの意味に於て存在するのではないかと考へられる。

32 2 三大爲多類高寛昌桃正慶本池桃彰安連平蓬淺刈藤見聞明新
によつて「見聞」と「明新」との對立が見られる點から、

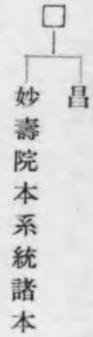


の關係が示唆せられる。同様に

- 6 定圖爲多類高寛昌桃見正慶本安連平



- 7 定圖多高寛桃見聞正慶本昌妙

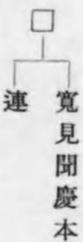


- 11 4 定爲高寛昌桃見聞正慶本新彰



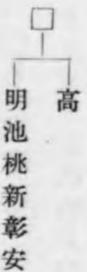
- 13 定爲類高昌桃刈三大藤多正明池桃新彰安平蓬淺寛見聞慶本連

第十章 實際本末流諸本の系統學的處置



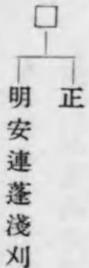
17 圖近大高明池桃新彰安

から



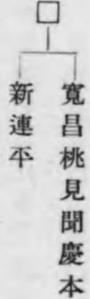
23 圖爲藤多高寛桃見聞慶本定・近・昌・正明安連蓬淺刈

から



26 4 近爲寛昌桃見聞慶本新連平

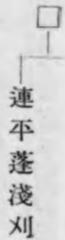
から



29 4 三大藤明池桃新安寛昌見聞慶本連平蓬淺刈

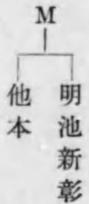
から

寛昌見聞慶本



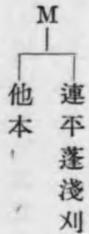
11 10 定爲明池新彰

から



19 4 圖近寛桃見聞慶本・正・新・連平蓬淺刈

から



以上の諸例は、系譜建設に於ける族關係の最も根源的な形態である所の所謂排除的共通祖先の設定を試みたものであるが、これ等の關係を綜合して、妙壽院本系統諸本(以下、妙と略稱する)に於ける明池・桃・新・彰・安と連平・蓬・淺・刈とが、大きく對立するものの如くと考へられる。又、妙の各本に於て、實隆本系統諸本(以下、實と略稱する)と交渉があるかの如く見えることは注意すべきである。又、實の方面について見ると、妙と交渉ある諸本としては、高・昌・正があげられる。特に、正は、119等に見られる性質からして系統上、妙との交渉があるかの如く見られる。

又類・高・昌・桃・見・聞の成立には、定・爲の何れかが關與したと考へられるが、33大爲等の場合からして、「定」とするのが最も妥當であらう。併し301に於ては、爲が桃・見等の成立に關與してゐるのではないかとも思はれる。

又藤は宗綱本系統と實隆本系統との混合によつて成立したものの如くであるが、しかし、

29 6 三大藤多寛桃見聞正慶本妙

29 4 三大藤明池桃新安寛昌見聞慶本連平蓬淺刈

19 6 圖近多類高寛昌桃見聞正慶本明池桃新彰安連藤

の三例に於て、前二者は三大に一致してゐるし、19 6は獨自異文を有してゐる。その性質からいふと、むしろ三大及び青底本の本文に近い。かくて、根本的には「實」の諸本と同系統であつて、



の如き關係を有するのではないかと考へられる。

次に類・高は「定」と「J」との混合によつて成立したものの如くであるが、

7 定圖多高寛桃見聞正慶本昌妙

8 定近爲多寛昌桃見聞慶本妙

11 4 定爲高寛昌桃見聞正慶本新彰

23 圖爲藤多高寛桃見聞慶本定近昌正明安連蓬淺刈

以上の四例に於て揭示された「實」の系統の諸本の異文は、「實」のプロパー的なものと考へられる。類・高も今までになされた異文處置の結果に従へば、本來は揭示せられてゐる諸本に一致すべきであるが、「定」の混合により現在の形となつたものであると解釋される。しかるにさうした意味に於ては7 11 4 23に於ける「類」、8に於ける「高」の状態は説明出来ない。即ち右の四例に於ては、揭示された「實」の系統諸本の異文が「定」に一致するか、又は「定」が獨自異文を有するかであつて、「定」の混成がかかる性質の異文に對して行はれ、青及び三大に一致する類・高の異文が成立するといふことはあり得べからざることである。8に於ける「高」は脱文であるから、「高」に於ては、かかる矛盾は考へられない。結局「類」の状態の成立の過程が問題となるのである。即ち「類」には「實」の内部に於て「藤」の場合等のやうに



の如き状態があるのではないかと考へられる。もしこの系譜が可能であることが證明されるならば、右の四例は重要な意義を有することとなるのである。

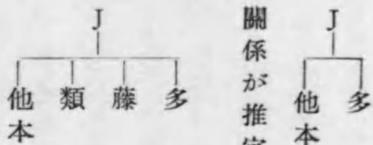
次に「多」も

11 4 定爲高寛昌桃見聞正慶本新彰

26 1 近爲類寛昌桃見聞正慶本妙

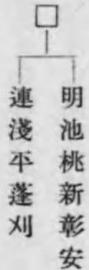
等により、藤類に於けるが如く

の如き關係が推定せられ、結局



の如き關係が考へられるが、これが果して可能であるか否かといふ事と、他本内部の依存關係、及び藤多・類の相互關係が如何なるものかといふ事とは、今後の問題となるのである。

一方「妙」に於ては大體



の關係が考へられるが、その内部の細かい規定が如何になされ、又「妙」の諸本と「實」の諸本との交渉が如何なる角度から認められるべきであるかは、今後の問題として残るのである。

(ハ) 根幹諸本の獨自異文を中心とする、根幹諸本と實隆本末流諸本及び妙壽院本末流諸本との依存關係

根幹諸本の獨自異文と、箇々の寫本の異文との一致する場合を對象として、根幹諸本と箇々の寫本(所謂實隆本末流諸本及び妙壽院本末流諸本に屬するもの)との依存關係を觀察して見よう。

(a) 定家本との依存關係

34「定」に於て統合された定家本の獨自異文は、五十四箇所を數へるのであるが、その中で所謂實隆本末流及び妙壽院本末流の系統に屬する諸本と一致する異文は次の如くである。

- 34 3 定新
- 34 5 34 6 34 13 34 31 34 34 34 51 定高
- 34 16 定類高桃連正
- 34 17 定多高寛昌桃見聞慶本明正
- 34 18 定昌見
- 34 23 定多見
- 34 27 定昌類桃
- 34 28 定慶
- 34 29 34 45 34 46 定昌
- 34 33 定明
- 34 36 定慶池安
- 34 44 定見聞

- 34 47 定類昌平
- 34 49 定高正連蓬淺刈
- 34 50 定高昌

34 48 定彰寬桃見聞正本池安連平蓬淺刈高昌慶明桃新

以上二十三箇所の異文に於て、先に「定」の混合ありと考へられた類高昌桃見聞に就いて見るに、見聞桃は各々一箇所のみであるが、「類」は二箇所、他は相當の數字を占める。即ち、

定高	類	高昌桃見聞	6
定類高桃連			1
定昌見			1
定昌類桃			1
定昌			3
定見聞			1
定類昌平			1
定高正連蓬淺刈			1
定高昌			1
合計			29

の如く、高昌が「定」と密接なる關係にあることは疑はれない。

34 27 定昌類桃は、42の5くに、——くには定昌——くには類桃であるから類桃のこの異文は「定」の混成の結果として生じた獨自異文であると見て差支ない。

その他「定」の獨自異文と一致する諸本は、以上の諸例に於ては少くないがこれ等は全體偶然的なものと思われるものである。

(b) 圖書寮本との依存關係

38 圖 39 圖近 40 圖爲に於て統合された圖書寮本の獨自異文は三十三箇所であるが、その中で所謂實隆本末流及び妙壽院本末流の系統に屬する諸本と一致する異文は「藤」と一致する場合を除いては極めて少く、それ等は悉く偶然的な一致ではないかと考へられる。「藤」と一致する場合は、

- 38 1 圖藤類高平昌新
- 38 12 圖藤
- 38 23 圖藤多高寬昌桃聞正慶本見安連平蓬淺刈
- 38 25 圖藤
- 38 26 圖藤

の五箇所であり、藤の成立に際し、宗綱本系統の一本の混成した事實が考へられることは前述したところであるが、宗綱本系統の諸本中に於ても、特に圖書寮本に近い系統のもの混成であつたことが、右によつて明らかとなるのである。

(c) 近衛家本との依存関係

近衛家本の獨自異文と一致する諸本の異文も稀には存するが、何れも偶然的なものである。従つて「近」と諸本との間に特別な依存関係があつたものとは考へられない。

(d) 三條西家本との依存関係

三條西家本の獨自異文は45三 46三大に於て三箇所あるのみであるが、

45 2 三藤類

46 三類寛昌桃見聞正慶本明池桃新彰安大多桃連平蓬淺刈

の二箇所に於て諸本と一致し、特に46の如きに於ては實妙のプロパー的なものは、むしろ「三」の系類の方に屬するのではないかとの疑問を抱かしめる。45 2に於ても、所謂實隆本末流諸本及び妙壽院本末流諸本が「大」の系類に屬するものであるとするならば、藤類が「三」と一致するのは、如何なる理由によるのであるかを説明する必要が生じてくるのである。

(e) 大島氏本との依存関係

大島氏本の獨自異文は47大 48大爲に於て二十七箇所を數へる。即ち

47 1 大多桃正寛見聞慶本昌池桃安明新彰連平蓬淺刈

47 2 大多寛昌桃正慶本池桃新彰安連平蓬淺刈明

47 6 大昌藤多寛桃見聞正慶本妙

47 7 大多寛昌見聞正慶本明池桃新彰安連蓬淺刈高平

47 8 大多寛昌桃見聞正慶本妙

47 9 大多明池桃新安彰見聞

47 10 大寛慶本妙

47 11 大多寛桃正慶本妙

47 13 大高寛昌桃見聞正慶本明池桃新彰安多

47 14 大多寛桃見聞正慶本妙

47 15 大多明池桃新彰安

47 16 大高寛昌桃慶本妙見聞正

47 17 大藤

47 18 大多寛昌見正慶本妙聞

47 19 大寛昌桃見聞正慶本妙

47 20 大高妙

47 21 大多高寛昌見聞慶本明池桃新彰安

47 22 大多桃昌桃見聞慶本明池桃新彰連平蓬淺刈正安

47 23 大寛桃見聞慶本明池桃新彰安多高正藤

47 24 大藤多寛桃見聞正慶本連平蓬淺刈昌明池桃新彰安

48 大多寛昌桃見聞正慶本妙爲

大島氏本の獨自異文は、左記の二十一箇所に於て、所謂實隆本末流諸本及び妙壽院本末流諸本と共通關係を有する。これ等の諸本が、大島氏本と同一系類の上にあることは、先づ誤ないことと云つてよいであらう。

(f) 爲相本との依存關係

爲相本の獨自異文は、49爲に於て二百八十箇所を數へるが、その中で諸本と共通する異文は八十六箇所に達する。それ等の多くは、爲相本に諸本が影響したといふよりは、寧ろ諸本に爲相本が影響したと考へられるものであるが、この點に就いては、後に爲相本の成立に關して詳述する。ただ箇々の寫本との共通關係に於て注目すべきものがある。即ち

- 49 2 49 7 爲桃
- 49 8 49 142 爲類
- 49 62 49 78 49 180 49 246 爲高
- 49 63 爲高正見
- 49 65 爲類桃昌
- 49 79 爲昌聞淺
- 49 88 爲正
- 49 99 爲桃明
- 49 110 爲高見

49 115 爲桃見昌

49 126 爲桃明平昌

49 134 爲明昌桃見聞本寬正慶池桃新彰安連平蓬淺刈藤

49 194 爲明池新彰安高慶

49 214 爲聞

により、桃類・高には爲相本の混入があつたと認めて大體差支ないやうである。又昌・正・見・聞等にも、或ひは部分的な混成が、少量ではあるがあつたのではないかと考へられる。又妙壽院本系統末流諸本の或るものにも、於ても爲相本の混成があつたのではないかと考へられるが、その點はなほ確言出来ない。

次に、以上の如き定家本以下の根幹諸本の獨自異文の統合表を對象として、それ等の部分に於ける所謂實隆本系統末流諸本と妙壽院本系統末流諸本との内部に於ける依存關係が考究されるべきであるが、煩雜となるので、今は省略することにした。

以上を以て、根幹諸本の異文統合表を中心としての根幹諸本と所謂實隆本系統末流諸本及び妙壽院本系統末流諸本との依存關係、並びに實隆本系統末流諸本及び妙壽院本系統末流諸本の内部に於ける依存關係に關する考察は終了したのであるが、定家本系統諸本の異文統合表及び近衛家本の轉寫本たる近衛家本の一本、即ち衛本の異文統合表を中心として、定家本系統諸本及び衛本と右の二大系統末流寫本群との上記の如き關係の考察を附録として、次に記載しておく。

定家本系統諸本の独自の異文の中には、土左日記抄の異文と共通するものが非常に多いが、これ等は定家本系統諸本の系統に就いて述べた時に言及したやうに、土左日記抄が諸本に影響したものと考へられない。

次に衛本は

88 3 衛多寛昌見聞正本池彰刈高慶

88 4 衛寛桃見聞慶本桃

88 9 衛多高桃昌

88 14 衛高桃

の四箇所に於て諸本と共通異文を有するのであるが、前の場合と同様に諸本が衛本の影響を受けたとは考へられない。(この點に關しては既に宗綱本系統の箇所に於て詳述した)

以上三つの方面から考察して來た處によれば、

- 一、實隆本末流諸本と、妙壽院本末流諸本とは、それぞれ同一の系統線内、即ち廣い意味の實隆本系統の中の二つの族を形成するものである。
- 二、從つて兩系統の諸本は共通祖先を有する。
- 三、その共通祖先なるものは、大島氏本と性質のきはめて近似した一本であるが、しかし大島氏本そのものではない。
- 四、妙壽院本末流諸本に於ては、その内部に連平蓬淺刈と明池桃新彰安との二大群の分立が認め

られるかの如くである。

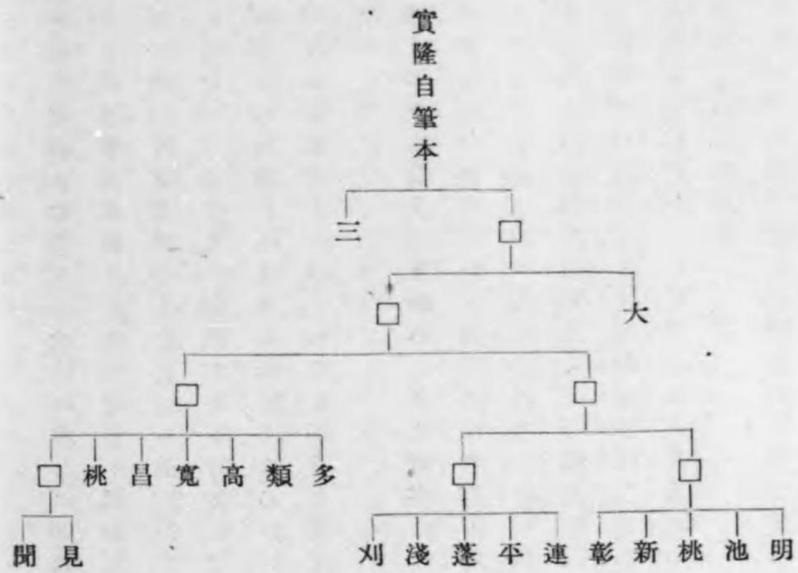
五、實隆本末流諸本は、類・高・昌・桃の四本には定・爲・翁・莊の混成が認められ、藤には宗綱本の系統に屬する圖書寮本系統の一本の混合が認められ、又多小の疑問があるが、昌に於ける爲(應)の混合見聞に於ける定、定の混合、正に於ける爲の混合が認められ、又多に於ける定、定の混合は之を認むべきか、認むべからざるか疑問があり、見聞には特に近い關係があり、正には妙壽院本系統の諸本と何等かの交渉があるかの如くである。

六、妙壽院本末流諸本には、それぞれの本と實隆本末流諸本との間に、何等かの交渉があるが如く見える。

根幹諸本の異文統合表を中心とする考察によつては、右の諸事實以上のものを、推測したり、斷定したりすることは出来ない。即ち、この考察の段階に於ては、我々は未だ妙壽院本第三類の存在を斷定する何等の自由も與へられてはゐない。我々は、この考察の過程に於ては、辛うじて次頁の系譜第一を建設し得るのみである。この暫定的な系譜は、次の考察の過程に於て徐々にその細部が修正され整頓されるべきことを約束されたものである。

(二) 實隆本末流諸本及び妙壽院本末流諸本の独自の異文統合表に於ける諸本の異文の關係を中心としての考察

實隆本・妙壽院本兩系統の交渉及び内部の依存關係を明かにするために、實隆本諸本の獨自異文の統合表及び妙壽院本諸本の獨自異文の統合表を對象として考察して見よう。この方法は、最も



直接的にして、かつ的確な方法であると思はれる。

實隆本の獨自異文の統合表は、之を二つの方面から觀察する必要がある。一はその純粹獨自の異文であり、他は「實」と「妙」との諸本の交渉を示すか、或ひは交渉を示すかの疑ある異文である。即ち諸本の異文は之を

イ、實隆本諸本の純粹獨自の異文

ロ、妙壽院本諸本の純粹獨自の異文

ハ、兩者の相互間に交渉關係のある異文

の三部分に分類して對象とする必要があるのである。

(イ) 實隆本諸本の獨自異文の性質

實隆本諸本の純粹な獨自異文とは、妙壽院本諸本と全然共通關係のないものである。この獨自の異文を、統合表の90から202に至る部分から、妙壽院本諸本と共通關係のないものを抄出して整理すると、次のやうになる。但し抄出された異文の中、一本のみの獨自異文を含むものは、系統關係の樹立に當り、第一義的な資料とはなし難いものと認められるから、一時これ等を除外し、系統關係の範圍外におくこととする。かくて確實な資料たるべき173の「藤」以下の獨自異文群を、數字的に整理すると次の如くである。

諸本名 異文數

藤 25

多	29	慶本を除外することにより更に1を加ふ。
類	7	
高	118	慶本を除外することにより更に1を加ふ。
寛	2	慶本を除外することにより更に3を加ふ。
昌	35	
桃	26	慶本を除外することにより更に1を加ふ。
見	38	
聞	46	慶本を除外することにより更に1を加ふ。
正	97	
慶	58	
本	19	

右の中「慶」本の二本は、

- 155 1 3 4 寛慶本
- 157 寛慶本

の如く「寛」の獨自的なものに一致してゐる。一致しない場合は、各々獨自な誤謬と考へられる場合である。よつて今系統考察の對象から慶本の二本を除外する。右の意味に於て、前掲の90から170に互る部分の再整理を行ふならば

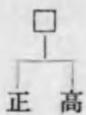
108 2 多慶 125 高慶 155 1 155 3 155 4 寛慶本 157 寛慶本 164 桃本 170 1 170 2 聞慶
 の如き、何れも慶本を失ふことにより、多・寛・桃・聞のそれぞれの獨自異文に低下し、系統考察の埒外におかれることとなる。かくて多1 高1 寛3 桃1 聞1の獨自異文が前掲の數字の上に追加されることとなるのである。

異文統合表に於ける90から124までの間には、藤・多・類・高の異文の性質が主として示されてゐる。即ち次の如くである。

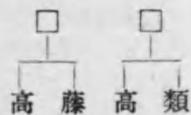
- 90 藤高
- 91 藤正
- 93 2 多高寛昌桃見聞正
- 96 1 96 2 多高
- 97 7 97 10 多寛昌桃見聞正
- 98 2 多寛昌桃見聞
- 111 類高昌見聞
- 112 類高見聞
- 119 高寛桃
- 120 高昌
- 121 1 121 2 121 3 123 124 高正

122 高正見

今これ等を観察するに、121 122に於ては高正が六箇所に於て一致する。この異文の一致は、共通祖先に由来するものではなからうか、即ちこの兩本は

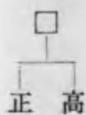


の如き極めて密接な関係を有するのではなからうかといふことを示すものである。又111 112に於ては、類・高が二箇所一致し、90に於ては、藤・高が一箇所一致し、96 1 96 2に於ては、多・高が二箇所一致する。これ等の三つの場合を通して、同様に



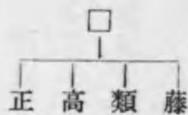
の如き関係が考へられる。

右のやうな各二本の密接な関係については、已に根幹諸本との對比に於ても考へられた處である。この二つの関係と、前記の



の関係とが同時に存在するといふ事實は、單なる偶然として解釋されるべきであるか否かは問題である。

藤・類・高の成立には、それぞれ混合といふ事實が考へられるが、類・高の一致の如きは、それが純粹な二本のみの共通異文である以上、混合以前には共通してゐなかつたものが、混合によつて始めて共通したと考へられるべきものではない。又藤・高と高正との共通異文は混合以前の形を示すものと考へるのが最も妥當と思はれる。即ち混合によつても、祖本の形式の残された部分と残されな部分とが、各本により、それぞれ違つた形で生じたのではないかと考へられる。もし果して然らば、藤・類・高正の各系統は、共通祖先を有するのではないかと推定されるのである。即ち左の如き系統が想定されるであらう。

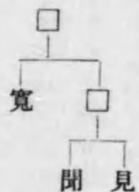


もし「正」の成立に混合が認められざるものとするれば、現在の「正」そのものの異文の形式が藤・類・高の共通祖先に近いものとは考へられないので、幾多の矛盾が生ずる。「正」の成立には「爲(附)」の混合も豫想せられ、又「正」と妙壽院本諸本との關係に就いても、何等かの決定が必要であり、従つてここにはなほ後考を俟つべき問題があると云はねばならない。

の關係が考へられるであらう。

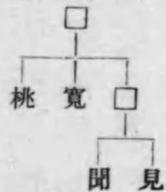
又 149
151 から

(イ)



141
142 から

(ロ)



119
145 から、同じく

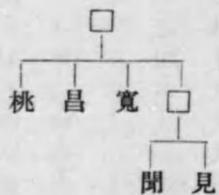
(ハ)



等の關係が考へられるであらう。

又「昌」の性質に就いても、128 137 等から

(ニ)



の關係が考へられ、「昌」の他の部分に於ける矛盾は「混合」の事實を認めることによつて、解決出来るやうに思はれる。

妙壽院本諸本が、實隆本諸本と同一箇所て異文を有し、相互の間に共通關係を有しない場合には、

1 「實」の諸本の共通異文と、「妙」の諸本の共通異文とが一致しない場合

2 「實」の諸本の共通異文と、「妙」の一本のみの獨自異文とが一致しない場合

3 「妙」の諸本の共通異文と、「實」の一本のみの獨自異文とが一致しない場合

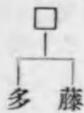
の三つの場合が考へられるが、今必要なのは、(1)と(2)即ち「實」の諸本の共通異文と、「妙」の諸本の共通又は獨自異文との不一致關係についてである。今それ等を異文統合表によつて抄出するに

89 藤多

109 多本昌

155 2 寛慶本

の僅か三例のみであり、慶本を除外すれば、109 155はそれぞれ多寛の獨自異文となり、ひとり89を以て



の関係に言及するのは早急であらうと思はれる。

(□) 妙壽院本諸本の獨自異文の性質

妙壽院本諸本の獨自異文は、妙壽院本系統諸本の異文統合表に203から269までの間に一括せられてゐる。今これ等の性質を吟味することによつて、妙の諸本内部に於ける系譜再建を企てて見たいと思ふ。

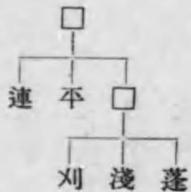
204の明池桃新彰安 4 240連平蓬淺刈によつて、二つの對立を「妙」の内部に認めることは、大體可能の如くである。統合表の中には、この兩群の交錯状態の示されて居る所も少くはないが、203から236までは明池桃新彰安 237から252までは連平蓬淺刈それぞれの内部に於ける諸本の相互關係を主として示すものと認めてよいやうである。

連平蓬淺刈は237 240 241 242の十七箇所に於て一致した獨自異文を有し、明池桃新彰安等と相互に密接に關係してゐる。これ等は當然共通の祖先即ち同一の根源から分離して、それぞれ異文を繼承したものと考へて差支ないものである。

又蓬淺刈は249の十九箇所の異文の共通によつて、重大な事實を表明してゐる。即ちかかる共通

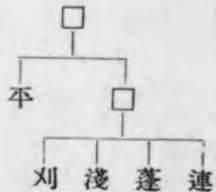
性は、連平蓬淺刈の中の蓬淺刈の三本が、特に密接な關係にあることを示すものである。

(イ)



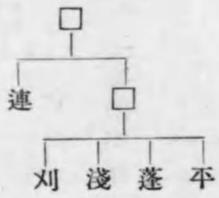
同様に連蓬淺刈は、243十六箇所の異文の共通により、連平蓬淺刈の中に於て、特に密接な關係を有する。

(ロ)



同様に平蓬淺刈は、245の五箇所の異文の共通により、連平蓬淺刈の中に於て、特に密接な關係を有する。

(ハ)

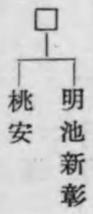


しかるに、(ロハ)の二つの關係は、相互に矛盾し背反するものであつて、この二つの關係が同時に成立することは不可能である。

次に明・池・桃・新・彰・安の性質を考へるに、一言にして云へば、これ等は極めて複雑で、はつきりしたことは何事も斷言出來ないのである。

先づ明・池・桃・新・彰・安は、203 204 五箇所の異文の共通により、連・平・蓬・淺・刈に對立して、相互に密接な關係を有する。

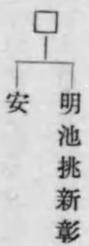
又明・池・桃・新・彰・安の内部では、池を除く、明・桃・新・彰・安の五本が特に密接なる關係を有するかの如く見える。然るに 209 は明・池・桃・新・彰・安の中で、明・池・新・彰が特に密接であることを示すのである。



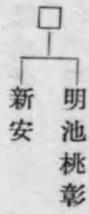
しかし、この關係が前の關係と同時に存在することは矛盾である。

しかるに、205 206 等からすれば、明・池・桃・新・彰・安の中で、明・池・桃・新・彰が特に密接な關係あるかの如く考へられる。

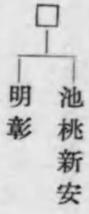
へられる。



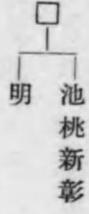
しかるに、又 208 からは



又 225 からは



又 224 からは



又 218 からは



又 219 220 からは

明新

池 桃彰安

又 236 からは

新彰
明池 桃安

又 211 212 からは

桃彰安
彰
明池

等種々の系譜的關係が各箇別々に建設せられ得るのであるが、これ等は相互に矛盾し、相排除し合ふものである。かかる、全然無規則無統制な本文の事象は、正常なる系統關係を否定するものである。文献學者は一見して、ここに拾收すべからざる系譜破壊の事象が潜んでゐることを見破るに相違ない。系譜破壊の事象とは、血統汚染の事象即ち本文の混成と恣意による改竄とである。「妙」の内部の系統關係を考へる、今一つの資料は、「實」の獨自異文の統合表に於て、「妙」が異文を有し、「實」と「妙」との相互の間に共通關係のない場合の中、(1)と(3)の場合に見られる「妙」の諸本の共通異文であるが、四五頁参照、それ等の考察による結果は、大體前述の事柄と一致するのである。

(ハ) 妙・實の共通異文の性質

ここで考察しようとする妙・實の共通異文は、前述の通り實隆本系統の異文統合表に見えるものである。

- 93 1 多高寛昌桃見聞正妙
- 94 多類高寛昌桃見聞正妙
- 95 多高寛桃見聞正妙
- 97 2 97 3 97 4 97 5 97 9 多高寛昌桃見聞正妙
- 110 類高寛昌見聞正妙
- 113 1 113 2 類高寛昌桃見聞正妙
- 115 3 高寛昌桃見聞正妙
- 116 高寛昌見聞正妙
- 117 高寛昌正妙
- 118 高寛見正妙
- 126 1 126 2 126 5 126 9 126 10 126 11 126 12 高寛見正妙
- 129 寛昌桃見聞正妙 藤類高正
- 130 寛昌桃見聞正妙 多見
- 138 4 138 7 寛桃見聞正妙
- 139 寛桃見聞正妙 藤

140 寬桃見聞正妙類

141 5 寬桃見聞妙

153 1 153 2 寬正妙

191 30 昌妙

193 61 正妙

130 正妙寬昌桃見聞

126 6 寬昌桃見聞正明池桃新彰安連蓬淺刈

144 昌明池挑新彰安平淺寬桃正連蓬見聞

101 多寬昌見聞明池挑新彰安

106 多昌明池挑新彰安

128 1 寬昌桃見聞明池挑新彰安連蓬淺

128 2 寬昌桃見聞明池挑新彰安蓬淺刈

159 昌見聞明池挑新彰安平

174 藤明池挑新彰安高昌

103 昌明池挑新安多寬桃見聞正彰連平蓬淺刈

98 1 多寬昌桃見聞明池挑彰安新

115 1 高寬昌桃見聞正明池新安連平蓬淺刈

133 寬昌見聞正明池桃安連平蓬淺刈多新彰

193 73 正明池連蓬淺刈

148 1 寬見聞正明桃新彰安平多連蓬淺

90 2 藤高明挑新彰

97 1 多寬昌桃見聞正明桃彰安連平蓬淺刈新池

156 寬見聞新彰平蓬淺刈見聞連

121 高正明新

115 2 高寬昌桃見聞正明蓬刈

97 11 多寬昌桃見聞正明

114 類桃明

127 高明寬昌桃見聞正彰安

97 6 多寬昌桃見聞正池桃新彰安連平蓬淺刈

102 3 多寬桃見聞正池桃新彰安連平蓬淺刈明

98 3 多寬昌桃見聞池桃新安連平蓬淺刈

104 多寬正池桃安連平蓬淺刈

163 昌正池桃安聞

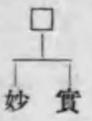
147 3 寬見聞正池淺

- 184 昌池高
- 166 見聞池
- 192 藤寛桃新彰安
- 143 昌開桃新安連平蓬淺刈寛桃見類高
- 126 8 寛昌桃見聞正桃安連平蓬淺刈
- 115 4 高寛昌桃見聞正桃安
- 138 1 寛桃見聞正桃連平蓬淺刈
- 126 3 寛昌桃見聞正桃平刈
- 132 寛昌桃桃藤多高正明池新彰安連蓬淺刈平
- 134 寛昌見聞桃
- 193 27 正新連蓬淺刈
- 126 4 寛昌桃見聞正新平蓬淺刈
- 141 1 寛桃見聞新
- 193 75 正新
- 183 116 高彰
- 193 31 正彰
- 102 6 多寛桃見聞正安連平蓬淺刈

- 102 4 多寛桃見聞正安連蓬淺刈平
- 135 寛昌見聞安高
- 102 1 102 5 102 8 多寛桃見聞正連平蓬淺刈
- 102 7 多寛桃見聞正連平蓬淺刈明
- 188 3 高連平蓬淺刈正
- 138 2 138 6 寛桃見聞正連平蓬淺刈
- 165 見聞正連平蓬淺刈新安
- 193 5 193 32 193 87 193 96 193 103 正連蓬淺刈
- 193 14 193 33 193 81 193 82 193 91 193 95 正連平蓬淺刈
- 193 93 正連蓬淺刈安彰
- 93 3 多高寛昌桃見聞正連蓬淺刈
- 97 8 多寛昌桃見聞正連新平
- 102 2 多寛桃見聞正連
- 105 多昌正連高新
- 107 多見聞連正新
- 108 多連
- 138 5 寛桃見聞正連

- 141 1 寛桃見聞連
- 193 42 193 50 193 76 正連
- 172 正連聞
- 200 正連蓬淺刈
- 193 111 正平
- 154 寛正蓬淺刈高平
- 171 正蓬淺刈
- 136 寛昌見聞蓬桃
- 199 多寛昌桃見聞刈

右の如く63 1 多高寛昌桃見聞正妙から130 正妙寛昌桃見聞に至るまでは、妙は全本一致し、130 正妙寛昌桃見聞及び193 正妙の如きは特殊なものと考へられ、又153 2の如きは疑問が存するが、大體「實」のプロパーと「妙」のプロパーとが一致するもの、即ち兩系統の祖本の形態ではないかと考へられる。即ち共通祖先の特性の遺傳と見るべきものである。



「實」の内部の諸本に就いて考へるに、寛昌桃見聞正を一括することは容易であるが、藤多類高の四本の相互の依存関係は不明である。後者は前者と密接な関係にあることは考へられるが、その性

格は明瞭にし難い。藤多類高が混合による成立であることは疑なき事實であるが、多には今まで「定」の混合があるのではないかといふ程度しか分らなかつた。今もし「多」に混合がないものとするれば、如何なる結果を生ずるかに就いて見よう。「多」の異文は統合表について見ると、藤類高の三本よりは多いが、寛昌桃見聞正よりは少い。寛昌桃見聞正に對してより純粹な系譜的地位にあるかの如く見える。特に始めの93 1より130に至る部分を見ると



の如き関係を考へざるを得ない。然るに、この関係は今まで我々の推定してゐた實妙の関係、即ち

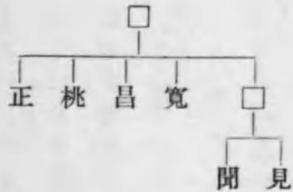


と矛盾するのである。従つて「多」も亦混合により成立したものと認めるのが、最も妥當と云はざるを得ない。これまで「藤高」「藤多」「多高」「類高」等それぞれ近い関係が推定されたのであるが、これ等諸本がすべて混合によつてその本来の性格を失つてゐるものとすれば、混合以前に於て極めて密接な関係を持ち、殆ど同じ性質をもつてゐたのではないかと考へられる。



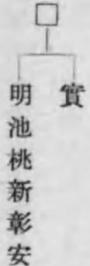


寛昌桃見聞正相互の依存關係に就いては、今までは



の關係が認められてゐたのである。しかしして昌桃の如きは、或ひは「寛」から出たかとも見られるが不明であり、「正」も亦不明である。

101 106 128 1 128 2 159 174 に於て 159 174 は暫く除外して、「實」と明池・桃・新彰・安とは、



の系譜が想像される程密接な關係にある。

又 102 6 102 4 102 1 102 5 102 8 102 7 等により、ここに「實」と連平・蓬淺刈とが



の關係とまでは行かないにしても、極めて密接な關係によつて結ばれてゐることが分るのである。「實」と明池・桃・新彰・安及び「實」と連平・蓬淺刈は、相互間にそれぞれ密接な關係を有する。それ等の成立が、決して單純な傳寫關係によるものでないことは

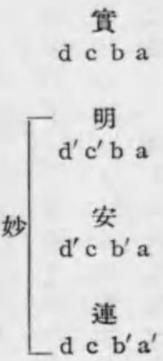


の關係を前提とする限り、極めて明瞭な事實である。即ちこの二つの關係を成立せしめる爲には、何等かの方法による混成關係を豫想することが必要である。

次に 102 6 102 4 に於て、「安」は「實」と連平・蓬淺刈に一致する。又異文統合表に於て妙壽院本系統獨自の異文である 205 は、明池・桃・新彰が二月二日の條を脱してゐるのであり、安・連平・蓬淺刈にはこの二月二日の條があるのであるからこれ等の事實を合せて、「安」は明池・桃・新彰と連平・蓬淺刈との兩者の中間に立つが如き性質の異文を保有してゐることが分る。今共通異文につき、

實明池桃新彰安の一致するものを a ——— これに對して連平蓬淺刈の一致するもの(即ち青本に一致するもの、以下同じ)を a'

實明池桃新彰の一致するものをb——これに對して安連平蓬淺刈の一致するものをb
 實安連平蓬淺刈の一致するものをc——これに對して明池桃新彰の一致するものをc
 實連平蓬淺刈の一致するものをd——これに對して明池桃新彰の一致するものをd
 のやうにあらはし、明池桃新彰を「明」により、連平蓬淺刈を「連」によつて、便宜代表せしめるならば、各本の異文の性質は



となり、これを系譜の上に示せば



となる。しかして明・安・連の三つの形態は如何なる過程によつて成立したものであるかといふに、a b c dは底本即ち青本ひいては貫之自筆本と一致しないもの、即ち誤謬のある異文であり、これに對してa' b' c' dは誤謬のない正しい本文である。明・連はそれぞれ「安」と共通するからこの二組

は一應「安」を中間的存在として成立したものであるかの如くにも考へられる。即ち

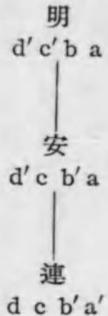
明——安——連
 又は

連——安——明

しかし右の縦の關係による成立を考へることは、已に述べたやうに不可能であり、又この異文の性質の上から考へても不可能である。例へば假に

明——安——連

が可能としても

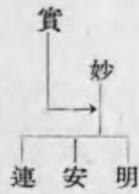


の場合「明」から「安」への過程として「明」の有する獨自誤謬bが、正しい本文であるb'に如何にして復歸したかは説明出來ず、又「安」から「連」への過程に於てもaが如何にしてa'となつたかは説明出來ない。これ等は單なる推測や改竄によつてなし得られるものとは考へられない。従つて、この明・安・連の成立には、相互に何等本質的な意味での交渉のなかつたものとするのが妥當である。

次に「實」と明・安・連との形式を比較して、その成立を考へて見よう。これには

1 「實」の方から「妙」に混入した場合

2.「妙」の方から「實」に混入した場合
 の二つが考へられる。右の中2の「妙」の混入した場合「實」は「明」と一致するabと、「連」と一致するcdとを共有する點に於て中間的存在である。ここで、一應「實」が明連の兩系統の混合によつて成つたのではないかと考へられる。しかし、そのやうに考へると「安」の成立が證明されず、その他種々なる矛盾に逢着せざるを得ない。しかるに「實」が明安連の成立に際して混入し、其の混合の相違によつて、この三類がそれぞれ成立したとすれば、すべては矛盾なく説明出来るであらう。かくして「實」から「妙」への混合を認める立場が、最も妥當と考へられる。



次に異文の混成といふ點から見ると、「安」は一本のみであるから問題はないが、「連」の類に於ては、その類の諸本の成立以前に於て、即ちその共通祖先に於て、已に一定した混成異文を生じてゐたのではないかと考へられる。「明」の類に於ては、明池・桃・新・彰・安の諸本の相互に多くの出入が見られ、逆に明池・桃・新・彰・安の中の一のみが「實」と一致するやうなものもあり、又諸本中に極めて多くの合成立態を残してゐるが如き事由により、或る程度の混成が、明池・桃・新・彰・安の共通祖先に於て既に行はれてゐたにしても、先づ合成立態のまままで傳寫され、それが諸本の書寫者に於て任意に取捨せられて本行に混入して、ここに混成本文が成立し、そのため現存諸本の性格が極めて曖昧となるに至つた

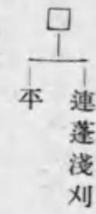
のではないかと考へられるのである。

上述の系譜的事實によつて、明池・桃・新・彰・安の系統關係を考へれば、
 系譜 A



の如く整理し得られるのではなからうかと思はれる。

次に連平蓬淺刈の關係を見よう。已に述べてきたやうに

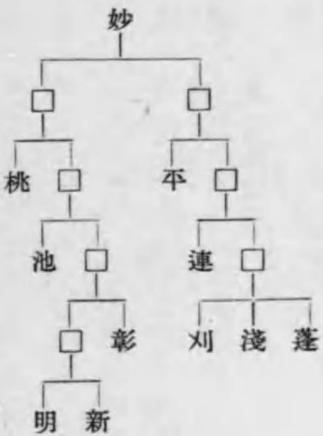


の二つの場合の矛盾對立の關係を如何に解釋すべきかの點が残つてゐるが、右に關係すると思はれる例を異文統合表について見ると、148 138 1 193 27 126 4 93 3 97 8 102 6 105 107 108 138 5 126 4 141 1等がある。これ等の中 193 27 は連蓬淺刈の獨自な異文が、正・新と偶然一致したものと見られ、126 4 は「連」が偶然脱落したものと見られる。かうして



といふ二つの関係の中で、連は實隆本の混合により、その本質的な性格が消失したため、連平蓬淺刈の全本の共通異文に對しても共通でない場合が起つたのであると見られ、前者の場合が肯定されるのではなからうかと考へられる。但し、連は蓬淺刈に對して、元來どの程度の緊密性を保有してゐたものであるか、今日ではそれを推定することは困難である。かうして、系譜Aを細分し、整理することによつて、

系譜 B



の如きが、建設し得られるのではないかと思はれるのである。

次に「正」と「連」との関係を見るに、193 42 193 50 193 76 172に見られるやうに「連」と「正」とは一致する點

が多い。又 93 14 193 33 193 81 193 82 193 91 193 95 193 5 193 32 193 87 193 96 193 103 193 93 193 61 30等によつて「正」の成立に、「連」の混合が相當多くの役割を果してゐるのではないかと思はれる。しからは「正」の成立に關係した「連」は、果して現在の「連」そのものであらうか、これについて、154 171を見ると154には幾分の疑はあるが、「正」は蓬淺刈とも一致するのであるから、「實」の混合しない前の「連」の形式からの混合ではなかつたかと考へられるのである。

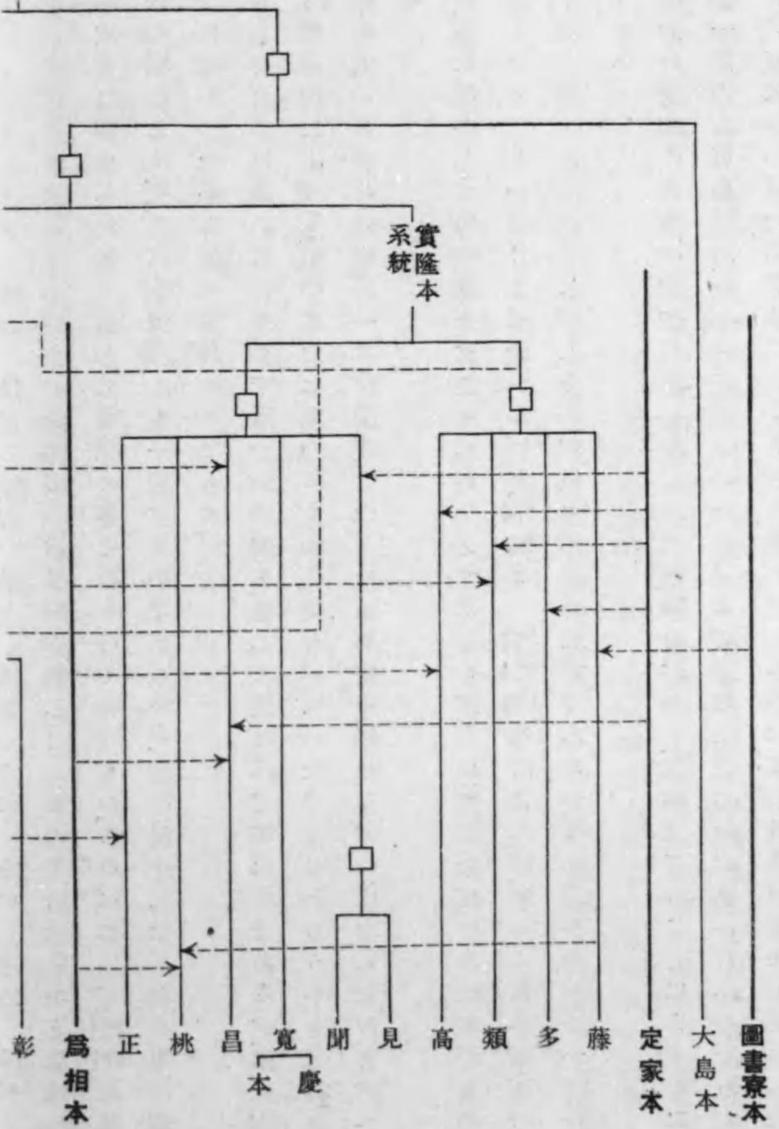
次に「昌」と「妙」との交渉に就いては、今まで幾つかの例を通して疑はれて來たのであるが、結局 191 144 106 159 103 163 184 2等の例によつて、「昌」の成立に際しても、「妙」の混合があつたではなからうかと思はれる。特に明・池・桃・新・彰・安の系統の何れか一本が混合したといふ事實を認めなければならぬと考へられるのである。

最後に「實」が「妙」に混合して、明・安・連を成立せしめたとするならば、その「實」は如何なる性質のものであらうか。もとよりたしかなことは云へないが、174 90 2 121 114 129等によれば、恐らく藤・多・類・高の方ではなからうかと考へられる。しかしそれが他本の混合以前であるか、混合以後であるかは、今の所では不明である。

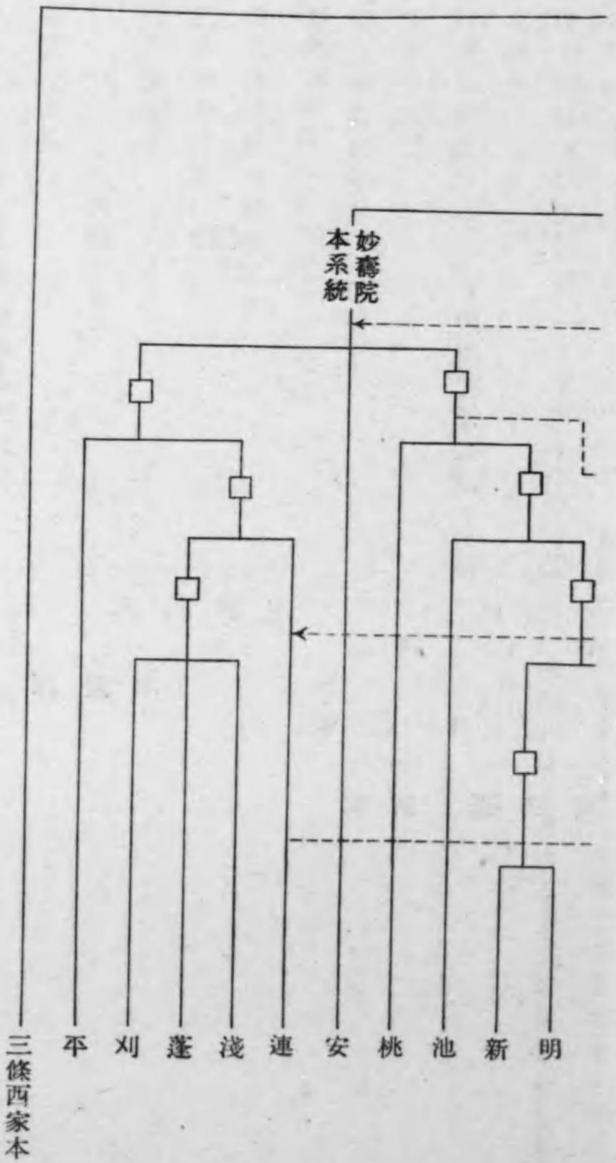
以上の部分的な諸種の考察の段階に於て得られた結論を綜合し、組織立てることにより、前に想定した系譜第一(四四六頁参照)は、四七六頁以下にかかげる系譜第二・三の如く改められるであらう。その中四七六八頁にかかげた系譜第二は、その諸本間に見られる本文の混態の關係を表示したものである。

系譜第二

實隆自筆本

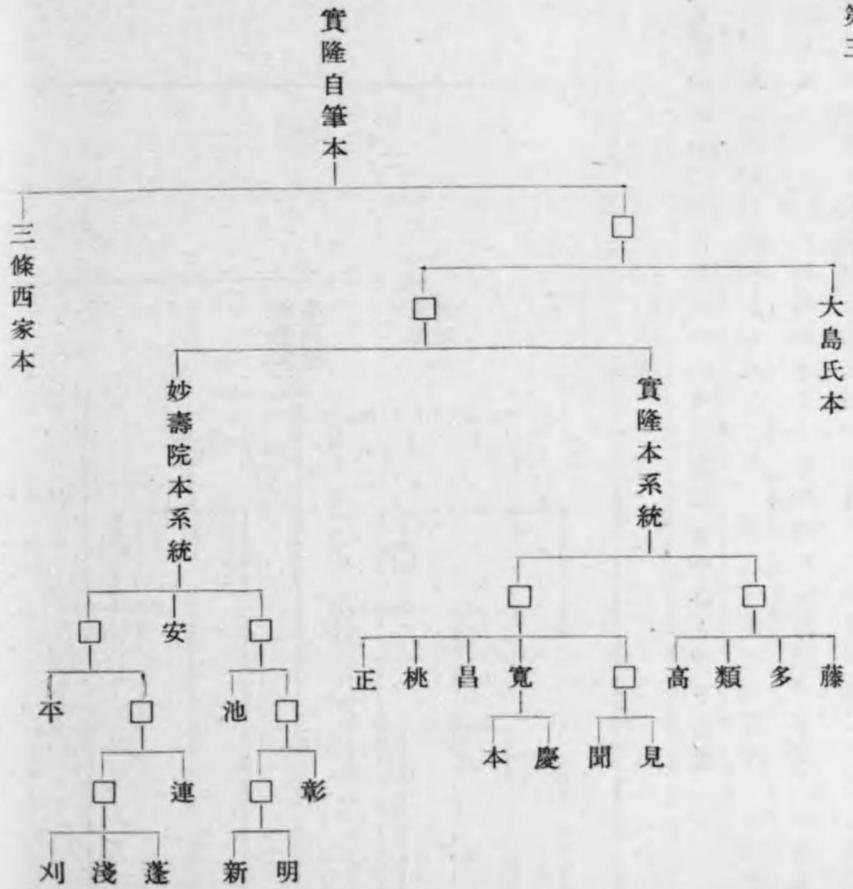


妙壽院本系統



三、實隆の識語に於ける諸本の異文關係を中心とする考察

我々は、所謂實隆本系統の諸本及びこれと對立する族を構成する所謂妙壽院本系統の諸本の系譜を建設せんとして、(一)これ等の諸本と根幹諸本(定・圖・近・三・大・爲)との異文の依存關係、(二)所謂實隆本系統及び所謂妙壽院本系統の諸本相互の異文の依存關係について考察してきたのであるが、未だ



充分なる結論に到達することが出来なかつた。最後にこれ等の諸本に共通して存在する所の明應元年の實隆の識語及び貫之集よりの證文證歌ならびに左註にあらはれる異文の關係から系譜樹立の根據を得たいと思ふ。

先づ三條西家本を底本として、他の諸本の異文の統合を試みると次のやうになる。

(イ) 三條西家本の本文

- 1 土佐日記以貫之自筆本故將軍家御物 希代之靈寶也
- 2 今度靈寶、自小河御所申出云々、依或人數寄深切所望書
- 3 之古代假名猶科蛸末愚臨寫有
- 4 魯魚哉後見輩察之而已
- 5 明應壬子仲秋候
- 6 亞槐藤臣御判

(ロ) 諸本の異文の統合

- 1 1 行土左——土佐(大藤爲多高抄)
- 2 1 行將軍家——將軍(藤爲多類高明池桃新彰安連平蓬淺刈抄)
- 3 御物——舊物(連平蓬淺刈抄)
- 4 希代——希世(連平蓬淺刈抄)
- 5 靈寶——靈要(大藤爲多高)

- 6 也——ナシ(彰)
——重寶(連平蓬淺刈抄)
- 7 2 行蜜々——密々(大藤爲多明池桃新彰安連平蓬淺刈抄)
- 8 御所——御所望(大藤爲多高)
——幕府(連平蓬淺刈抄)
- 9 申出云々——申出之(大藤爲明池桃新彰安)
——申出候(多)
——申出(高)
——借出之(遂一覽(連平蓬淺刈抄))
- 10 所望——ナシ(連平蓬淺刈抄)
- 11 3 行古代——右代(連)
——右伐(蓬淺刈)
- 12 假名——假字(明桃新彰安連平蓬淺刈抄)
- 13 科蚪——假字(池)
——蝌蚪(明池桃新彰安連平蓬淺刈抄)
- 14 末愚——末憲(多抄)
——末愚(新安連)

- 15 臨寫——監寫(明桃新安)
——覽寫(池)
——濫寫(彰)
- 16 4 行魯魚——魚魯(明池桃新彰安連平蓬淺刈抄)
- 17 哉——乎(明池桃新彰安連平蓬淺刈抄)
- 18 察之——密々(大藤明桃新)
——蜜々(高)
——密々(爲)
——密之(池)
- 19 而已——已(高)
- 20 5 行——以下(ナシ(高))
- 21 壬子——壬子(大藤爲高)
——子(壬(多明))
- 22 6 行亞槐——西槐(連蓬淺刈高)
- 23 藤臣——藤原(類抄)
——藤原(臣(多))
- 24 御判——判(西類明池桃新彰安)

——在判(大藤爲多)
——ナシ(連平蓬淺刈抄)

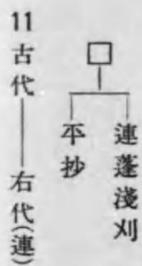
右の二十四箇所の異文の中、

- 3 御物——舊物
- 4 希代——希世
- 10 所望——ナシ

の三箇所は、連平蓬淺刈抄六本のみの有する独自の異文であつて、この六本に於て始めて發生したものと認められ、同時に相互間に極めて密接な系統關係を保つことによつて發生した異文であると考へられる。この事實は、從來考へて來た連平蓬淺刈の相互關係の處理の結果と、何等背反するものではない。更に抄もこの連平蓬淺刈の同一のグループに入れられるべきもので、成立の根原を連平蓬淺刈と等しくするものであると考へられる。即ち

22 亞槐——西槐連蓬淺刈

は一箇所ではあるが、連平蓬淺刈の内部に於て、連蓬淺刈が特に近い關係を有すると考へられ、これまでに得られた結果に反するものでない。即ち



——右伐蓬淺刈

に於て「古」が「右」と誤寫されてゐる點で、連蓬淺刈は共通し、これまでの關係を一層確實ならしめるものと考へられる。又「連」と蓬淺刈との共通せざる部分は、これまで明確に指摘することの出來なかつた「連」と蓬淺刈との關係を暗示するものの如くである。即ち蓬淺刈は「連」に對して特に密接なる關係を有することが知られる。



以上は連平蓬淺刈抄の独自の異文のある場合のみであるが、次に連平蓬淺刈抄のみが独自の異文を有し、この點では前と同様であるが同一の箇所に於て他本も亦異文を有する場合を考へて見よう。

5 靈寶——靈要(大藤爲多高)

——重寶(連平蓬淺刈抄)

8 御所——御所望(大藤爲多高)

——幕府(連平蓬淺刈抄)

9 申出云々——申出之(大藤爲明池桃新彰安)

——申出候(多)

——申出(高)

借出之遂一覽(連平蓬淺刈抄)
24 御判——判(西(西室院本)類明池桃新彰安)

——在判(大藤爲多)
——ナシ(連平蓬淺刈抄)

これ等の四箇所は、連平蓬淺刈抄の關係を説明する點では、既に述べた部分と何等異なる點はない。しかし、連平蓬淺刈抄は明池桃新彰安とも密接な關係にあるものであつて、この事は奥書の部分の異文の示す事實でも同様である。この點で、右の四箇所の異文を除外することは、連平蓬淺刈抄の發生する以前の狀態、即ち原本的妙壽院本の地位を決定する事になるのである。そこで連平蓬淺刈抄を除くと、5と8の二箇所では問題は無いが、9、24の二箇所では單に除いたのみでは解決の出來ないものがある。9の「借及び遂一覽」は連平蓬淺刈抄に於て始めて發生した異文と見られ、云々——之なる異文は他本とも一致するから、従つてこの部分は

9 申出云々——申出之(大藤爲多)

——申出候(多)
——申出(高)

と整理されるべきである。

又24からその原本的な性質を推定することは出來ないが、連平蓬淺刈抄は明池桃新彰安と、きはめて密接な關係があるから、

24 御判——判(西類妙)

——在判(大藤爲多)

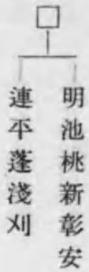
の如く整理されるべきかと思はれる。ここで妙といふのは明池桃新彰安連平蓬淺刈抄の一致を示し、これ等の諸本の共通祖先即ち妙壽院本の原本的な性質を意味する。(實の場合もこれに準ずる) 明池桃新彰安に於ては六本共通の異文は見られない。ただ

15 臨寫——監寫(明桃新安)……(イ)

——覽寫(池)……(ロ)

——濫寫(彰)……(ハ)

の如きは、(イ)監寫がこの六本の系統の原本的性質を示すものと考へられる。かくて



の關係が成立するのではないかと考へられる。

次に明池桃新彰安連平蓬淺刈の共通異文、即ち妙の根源的な異文と見られるものは

13 科蚪——蝌蚪

16 魯魚——魚魯

17 哉——乎

の三箇所である。なほ

12 假名——假字(明桃新彰安連平蓬淺刈抄)
——假字名(池)

は「池」のみ異つて居るが、その書寫の形式からしても元來「字」であつたものを、書寫者が私意によるか又は他の何かの根據によつて訂正したものと考へられるから、前の三例に準じて扱はれてよいと思はれる。従つて妙といふ獨自な存在を、妙に屬する諸本外の他の諸本の間を考へることは可能なことではない。

6 也——ナシ(彰)

19 而已——已(高)

20 五行以下ナシ(高)

は全然一本のみの獨自異文であるから問題にはならない。

以上の考察によつて、明・池・桃・新・彰・安・連・平・蓬・淺・刈・抄即ち所謂妙に屬する諸本の相互關係については、前項までに於て得られた結論と何等背反するものでないのみならず、更にこれ迄は明示せられ得なかつた點に關しても、幾分の暗示が與へれたやうに思はれる。

次にこの妙が、他の諸本との關係に於て、如何なる地位を有するものであるかといふことが、重要な問題である。今妙の地位を考へるために、必要なものを列記すると

- 1 土左——土佐(大藤爲多高)
- 2 將軍家——將軍(藤爲多類高妙)

5 靈寶——靈要(大藤爲多高)

7 蜜々——密々(大藤爲多妙)

8 御所——御所望(大藤爲多高)

9 申出云々——申出之(大藤爲妙)

——申出候(多)

——申出(高)

14 末愚——末憲(多抄)

——末愚(新安連)

18 察之——密々(大藤明桃新)

——蜜々(高)

——密々(爲)

——密之(池)

21 壬子——壬子(大藤爲高)

——子(多明)

23 藤原——藤原類抄(高)

——藤原臣(多)

24 御判——判(西類妙高)

在判(大藤爲多)

以上の十一例を主なる材料として考察することによつて、妙の他本に對する關係を明かにして見たい。右の諸例を概観して、先づ氣のつくことは、前項に至る過程に於て考へられて來たところによると、妙は「大」の系統線上にあるものの如くであつたが、この奥書の部分の異文を統合した結果では、「大」にある異文にして妙にないものがある。それも「大」一本のみの異文であるならば、特に疑問とするに足らないが、妙に並列して同系統であると考へられてゐた藤・多・高等が「大」と共通異文を有する場合に於ても、妙はなほこれ等と一致せず、むしろ底本即ち青谿書屋本と一致し、諸本の系譜樹立の上に、重大なる問題を投じてゐるやうに考へられるから、今この點に關して吟味を加へて見たい。

前掲の十一例について、系統に關係する異文をその性質によつて統括すれば、先づ、

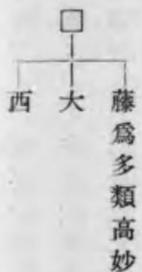
a 2 藤爲多類高妙 一箇所

b 5 8 大藤爲多高 二箇所

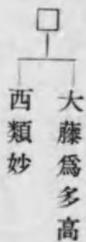
c 24 西類妙大藤爲多(高は脱) 一箇所

の重要な三つの關係が注意せられる。

先づ a によつて



「大」に對して藤爲多類高妙が特に密接な關係を有することになるが、この關係もこれまで考へられて來た結論と全く同様である。即ち西・大に於ては未だ發生しなかつた誤謬が「大」と同系列にある藤爲多類高妙の祖本に於て發生したと見ることと何等矛盾しない。然るに b によると



の關係が考へられ、西類妙に於て未だ發生しなかつた異文が、大藤爲多高に於て發生したことになる。大藤爲多高が特に密接な關係にあることとなる。この關係は明らかに前の場合と矛盾し、従つてこれまで考へられて來た諸本の系統關係とも矛盾するものである。そこで、a b の二つの關係の何れが眞の系統的支配によつて成立したものであるかを検討することが必要であり、そのためには、箇々の異文の性質を細密に吟味する必要がある。

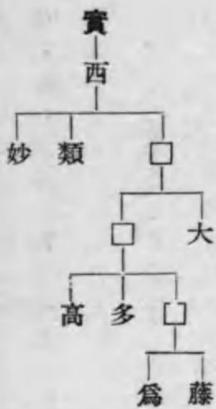
a は「將軍家」が「將軍」となつてゐるのであつて、單なる脱字であるから、系統の支配外の全然別箇の立場に於ける書寫に於ても充分にあり得ることである。しかるに、b は靈寶が「靈要」となり、「御所」が「御所望」となつてゐるのであつて、これ等は、全然偶然の誤寫の一致としては成立することの困難なものである。従つて、b の立場を否定する事は先づ出來ないことと思はれる。かくて





の關係が生じ、これまでの調査の結果に背反する結果となるのである。cは「高」が脱文であるから、bが可能であれば、當然それに準ずることの出来るものである。かかる立場に於て、殘餘の諸例を見ると、7 9 14 18 21 23は、何れも偶然に一致する可能性の多いものであつて、特に系統的支配の下に於ける成立を必要とするものではない。b cの關係が認められるならば、大藤・爲多・高の内部關係に於ては、各異文の一致は大體血縁の支配下に成立したものと考へて差支ないであらう。

ここに注目すべきは、大藤・爲多・高と西・類・妙との對立に於て、前者に誤寫のきはめて多いといふことである。もし前に述べた三二頁參照やうな西室院本の地位が肯定されるとするならば、



の如き系譜關係が許容されなければならない。これまで藤多・類・高と同一系統と考へられてきた

寛昌・桃見・聞正は、その内部に緊密な共通異文を有することにより、たしかに同一系統に相違ないと考へられる。しかし、藤多・類・高は混成によつて成立したもので、その成立にあつて少からず本來の特性を喪失したと考へられるから、その成立以前には、寛昌・桃見・聞正と一致する異文を、現在以上多く保有してゐたのかも知れないと思はれる。

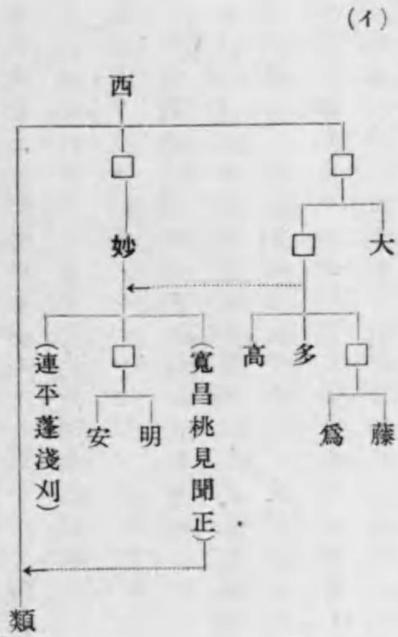
寛昌・見聞正は、實隆の奥書をもたないので、藤多・高と「類」との何れに屬すべきものであるかは、奥書の方面からは決定出来ないが、見聞抄の凡例に

諸本異アリテ假名ノアヤマリ字ノ多少アリト云へ北肉山人ノ自筆本ノ事ヲ本トシテ諸本ヲアツメ校合之義理相叶ヲ以テ取之者也

とあり、もしこの記事を信用し得るとすれば、見聞抄の本文の主體をなすものは、北肉山人即ち妙壽院の自筆本であるかの如くである。見聞抄の中には、片假名が平假名に轉寫されたため生じたと思はれる誤寫もあり、就中「聞」には片假名で書かれて居る部分さへもある。又「正」の如きは、漢字の多い平假名を以て記され、しかも、片假名を轉寫することによつて生じた誤があるのみならず、所々片假名の殘存するものもあるのである。これ等の點からすると、寛昌・桃見・聞正は、むしろ妙壽院本系統に屬するのではないかと思はれる。

寛昌・桃見・聞正及び妙の有する異文が、それ等と系統上相接せざる、大及び藤多・高の有する異文と一致する數の極めて多いことは、如何なる理由によるのであらうか。通常の轉寫の繼續を以てしてはあり得べからざることである。そこで、先づ混成の事實が想像されるが、しかし「大」の如き書寫

年代の古いものに對して、妙の混合を考へることは不可能である。「大」及び藤・多・高等の共通祖本に存した異文が、藤・多・高の系統に傳へられ、更にその藤・多・高の成立に際して生じた異文が、妙及び寛・昌・桃・見・聞・正の方に混合したと認めるのが、最も妥當的である。寛・昌・桃・見・聞・正は、所謂「妙」とは別箇の立場に於て、藤・多・高の系統に共通するのであり、それ等の群の独自の異文も相當あるのであるから、妙壽院本系統内に於ての別の一系統を畫するものと認めるのが穩當のやうに思はれる。



「類」は寛・昌・桃・見・聞・正と一致する共通異文が多いが、その卷末の識語に流布印本を以て校合せる由が記されて居るから、寛永(又は慶安萬池)の板本の如きが混入したことが知られる。

かくて、寛・昌・桃・見・聞・正が妙壽院本であるとすれば、それが妙壽院本系統諸本の間、如何なる地位を占めるものであるかは、本文の上からも、本文外の事實の上からも決定し難いが、大島氏藏見

聞抄の卷頭の本文の前に、

貫之家集第六卷云、延長八年庚寅土佐國ニ下リテ承平五年乙未京ニ上リテ左大臣殿白河殿ニヲハシマス御供ニ參テタル哥ツカウマツレトアレハヨメル

百種の花の影まてうつりつゝ音もかはらぬ白川の水

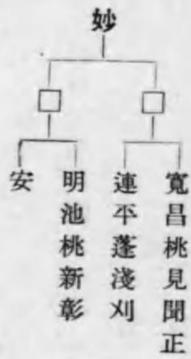
とあるが、東北帝國大學藏本には、

貫之家集第六卷云、延長八年庚寅土佐國ニ下リテ承平五年乙未京ニ上リテ左大臣殿白河殿ニヲハシマス御供ニ參テタル歌ツカウマツレトアレハヨメル

百種ノ花ノ影マテウツルツ、音モカハラヌ白河ノ水

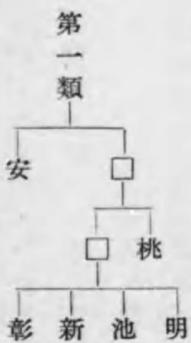
とある。今兩者を比べつゝ、妙の二系統の奥書の部分に比較して考へて見よう。

「土佐」百種「ウツリツ」の如き書き方及び片假名が、原本的であつたであらうと考へられる點等からして、見聞抄及びその類は、連平蓬淺刈の系統に近いと思はれる。即ち



の如き系譜が考へられ、かくて妙は嚴密に言へば四系統に分れたことになるのである。即ち明池・桃・新・彰を一括して之を第一類とし、連平・蓬・淺・刈を第二類とし、寛・昌・桃・見・聞・正を第三類とし、「安」は一本

ではあるが、必ず類本の出現が豫想せられるが故に、之を第四類として扱はねばならないのである。なほ右の奥書に於て、明・池・新・彰の「故將軍家云々」の部分は、一行に大書されてゐるのに對し、他の諸本では二行に細書されてゐる。このことは、明・池・桃・新・彰・安の所謂妙壽院本系統第一類の内部に於ける、より細かな系統關係を暗示するものと思はれる。



次に「延長八年云々」の證文・證歌・左註の部分は、先の奥書の部分とはその性質を異にし、漢字と假名との區別、送假名等自由な立場で記することが出来るものであるから、嚴密な意味での系統的支配を受けたい異文は、きはめて少數しか選擇することを得ない。ただ、第二類の妙壽院本系統の連平・蓬淺刈に於ては、この部分が片假名であり、特に「右貫之集第六卷云々」以下が漢文を以て記されてゐる。従つてその内容にも變更を來してゐることは注目すべきである。(抄にはこの部分の奥書は見えない) 今その異文を列擧すると次のやうである。但し底本は西室院本(圖書寮本所掲)である。

- 延長八年庚寅土佐の國にくだりて承平五年乙未 1
- 京にのほりて左大臣殿しら河殿におはします 2
- 御ともにまうてたる哥つかふまつれとあれ 3

はよめる

- 百草のはなのかけまてうつつしつ、 4
- をともかはらぬしら河の水 5
- 右貫之集第六卷にあり此間六年也 6
- 彼日記者此時にあらさる歟とみゆ 7
- 1 1 行八年——八(明彰) 8

——ナシ(新)

2 庚寅——庚寅(連平淺刈)

——度寅(蓬)

3 土佐——土左(明池桃新彰安平蓬淺刈)

4 土佐の——土左(平)

5 くだりて——下りて(高明連平蓬淺刈)

6 乙未——乙未(連平蓬淺刈)

7 2 行のほりて——上りて(高連平蓬淺刈)

8 左大臣殿——大臣殿(明)

9 しら河——白川(藤爲高明)

——白河(多池桃新彰安連平蓬淺刈)

- 10 おはします——ヲハシマス(連平蓬淺刈)
- 11 3行御とも——御供(高安連平蓬淺刈)
- 12 まうてたる——まうてたるに(大)
 - まふてたる(明池桃新彰安)
 - 參テタル(連蓬淺刈)
 - 參テタル(平)
- 13 哥——歌(平)
- 14 つかふまつれ——つかうまつれ(多高平蓬淺刈)
- 15 4行よめる——讀ル(安)
- 16 5行百草——百くさ(高)
 - 百種(連淺刈)
 - 百種(平)
 - 百程(蓬)
- 17 はな——花(爲多高明池桃新彰安連平蓬淺刈)
- 18 かけ——影(連平蓬淺刈)
- 19 うつし——移し(明池桃彰)
 - 移(連蓬淺刈)

——移(平)

- 20 6行をと——音(爲類高明池桃新彰安連平蓬淺刈)
- 21 しら河——しら川(大藤爲多高)
 - 白河(類池桃新彰安連蓬淺刈)
 - 白川(明平)
- 22 7行
 - 以下ナシ(類)
- 23 第六卷——六卷(爲)
- 24 があり——此哥有之(連平蓬淺刈)
- 25 六年——六季(桃)
- 26 也——歟(明)
 - なり(桃)
- 27 8行日記者——日記は(大多高明池桃新彰安)
- 28 時——間(高)
 - あらさる歟——あらさるか(爲彰)
 - 不有(高)
- 30 此時にあらさる歟とみゆ——非此時歟連平蓬淺刈)
- 31 みゆ——見る(高)

證文・證歌・左註の異文は、右の如くであるが、これ等の多くは、系統樹立の根據とすることの出来るやうな有力なものではない。ただ先に連平・蓬淺・刈の特徴について述べたものの外に、

16 百草——百種

19 うつし——移

の如きは、この群の特徴を示すものと考へてよいであらう。又1によると、明彰兩本の間には密接な關係があるかとも考へられる。「新」は脱文であつて、この部分に於て明彰と如何なる關係にあつたかは不明である。

かくてもし前(四九二頁)に述べた系譜的關係(イ)が可能であるならば、妙壽院本系統の諸本は「大」の系統からの非常に大きな影響を受けて成立したとしても、その混合以前に於ては「大」の系統とは別な意味に於て「西」の直系と見るべきものであつて、従つて「西」の特徴を傳へてゐるのは當然である。混合以後の形である妙に於て、或ひはその殘存が見られるかの如くであるが、しかし實際には殆ど見られない。ただ一箇所近似した本文として

20 26の6せに——あもかねせに(西室院本)

妹カ菜錢(平)

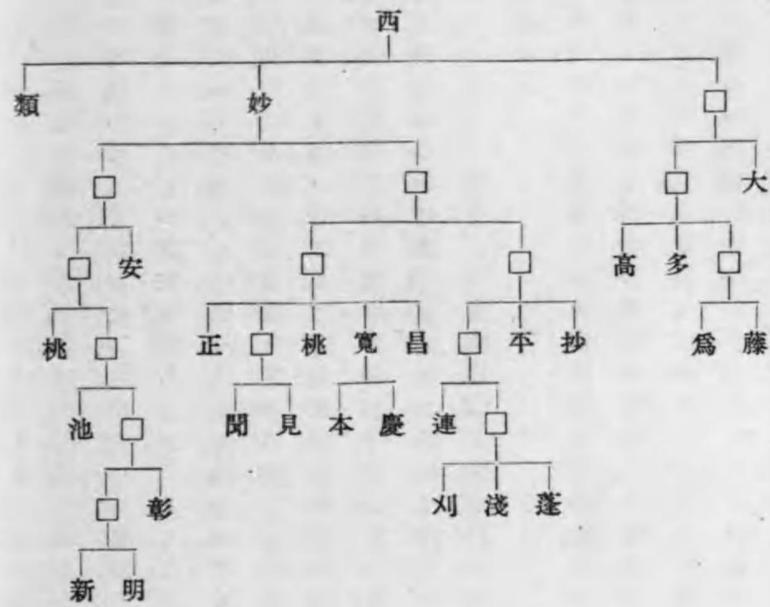
があるのみである。これはわづか一本のみであり、しかもその異文相互の間にも小異があるから従つて「西」と妙との關係についての、これ以上積極的な判定の根據とすることはつつしむべきであらう。

なほ明池・新の三本には、妙壽院自筆本を以て書寫する由の奥書が最後に存する。この事實は、右三本が特に密接な關係によつて結ばれてゐることを示すものである。

上述の考察からして、我々は前項に於いて建設してきた系譜第三を、次の頁にかかげる系譜第四にまで修正することが出来るであらう。尤もこの系譜には、爲相本が藤井本と並んで實隆本末流中にあらはれてゐるが、これは直系的關係を示すものではなく、傍系的關係を示すものである。爲相本の本文が、直系的には、爲家自筆本の流に立つ光廣改竄本の發展と見るべきものであることは、今更いふまでもない。ここに爲相本をあげた所以は、この本の成立に参加した實隆本の一本が、如何なる地位のものであつたかを示したいからである。又、妙壽院自筆本や、類從本は、系譜に於ては一見最上位にあるかの如く見えるが、それは決して實隆自筆本と直接に連系してゐるといふ意味ではない。恐らく、兩者とも實隆自筆本から數回の轉寫を経て成立した一本に相違ないと思はれるのである。

以上、我々は所謂實隆本末流諸本及び妙壽院本末流諸本の系統樹立に努力して來たが、諸本の本文を觀察した結果と、諸本の奥書を吟味した結果とに、矛盾を生ずるといふ事態に遭遇したのである。即ち本文の異文を觀察した結果としては、大藤・多類・高と同一の系統線上に位すると思はれた寛昌・桃見・開・正が、奥書を吟味した結果としては、妙壽院本系統の線上に位し、又大藤・多類・高の内部に於ても「類」がその系統線より除外せられざるを得なくなつたのである。この二つの相矛盾する想定は、主觀的に何れがより有力であるかの如き安易な判定を下すことの絕對に許されないもので

系譜第四



ある。両者は各々別箇の前提、即ちそれぞれ獨立した有力な根據の上に立つて、その存在を主張するからである。この矛盾する二つの立場は、如何にして同時にその存在を主張し得るであらうか。我々は、この點を種々考究の結果、ここに混合の現象を豫想せざるを得なくなつた。このことによつてのみ、はじめて相矛盾せる想定は同時的に容認せられ得るからである。

妙壽院本系統諸本は、前述の如く第一類、第二類、第三類の三系統に大別することが出来るが、この三系統の相互の間には著しい相違がある。しかも、それ等はそれぞれ別箇の立場に於て、大藤・多・高の系統線上にある諸本の異文と一致する場合が多い。且つ、これ等の諸本の本文のプロパーのものとして、その形態が漢字交りの片假名文であるといふことは、これ等妙壽院本系統諸本の最後の共通祖先(原型)たる妙壽院自筆本の形態に依存する點が多いのではないかと考へられる。即ち妙壽院自筆本なるものは、西室院本の流を汲む一本を底本とし、その本文の傍に多數の漢字を當てて、啓蒙に資してあつたものではないからうかと考へられ、かかる形態を轉寫するに際し、本行の傍の漢字が、殆ど全部本行に轉化せられた結果として、片假名文の如き形態に變移したのではないかと考へられる。かつその漢字も、一の語彙に對して二通りも附せられるといふやうな事情もあり、かたがた書寫者に於てその取捨の態度を異にし、從つて漢字の對立を導くに至つたものの如くである。もとより、書寫者に於て、無意識的に又は意識的に漢字を改變するやうな事情も、少くはなかつたであらう。又漢字が本行化した後、その漢字が元來如何なる假名に充當してあつたかといふことが忘れられ、次の轉寫者又は讀者によつて、任意振假名が施され、「郎等」を「のこら」願たつを「ねがひたつ

の如く、本来のよみ方とは全く異なるよみ方を生ずるに至つたかの如く思はれる。かく漢字を假名の傍にあてて理解に資した惺窩の企圖は、心なき轉寫者によつて、不充分にかつ不完全に轉寫せられ、ここに本文の混亂を導く大きな原因が潜んでゐるやうに思はれるのである。

又妙壽院自筆本には、單に漢字が本行の傍に記されてゐたばかりではなく、大藤多高の系統線上にある一本が校合されてゐたらし、轉寫に際し、その校合せられた異文の取捨の自由が書寫者に與へられてゐる所から、各書寫者によつて、異文の自由選擇がなされた結果、ここに各系統に於ける異文の對立が生じ、同時に各系統の異文が、別箇の立場に於て大藤多高の系統線上にある諸本の異文と一致する現象を生じたもののやうである。しかしして、この校合異文の本行への吸收即ち混成は前記各系統の諸本の祖本が成立した時に於ても、なほ完全な形に實現されず、校合の形式即ち合のまゝを殘存するものが多く、又別に他本との校合も加へられ、それ等が現存諸本の成立への過程に於て、随時に本行に混合消化されるものも生じ、各本に於ける異つた本文形式の成立にあづかつて力があつたもののやうである。

又妙壽院自筆の本には、實隆自筆本に早くも存してゐたと思はれる朱の句點が施されてゐたやうである。現存諸本の殆ど總てにこれが見られ、就中明池新の三本には、各々の卷末に妙壽院自筆本についてゐる朱の句點を、一字違はず書寫した由の識語をさへ存するのである。

以上の考察によつて、我々は所謂實隆本末流系統の諸本と、これに對立する族を構成する所謂妙壽院本末流系統の諸本との依存關係を、系譜第一第二第三を経て、それぞれを修正しつつ、第四に到

達し、これをもつて現在我々の所有する資料に於てなし得る系統學的處置の最後のな段階に立ち得たとするより外はない。これ等の二大系統の寫本群は、今日まで知られたものは、わづか二十數本の傳本にすぎないが、それでもなほ異文數一千三百餘箇所に餘り、それ等が複雑のかぎりをつくして混亂し、これが批判的處置は全く手の下しやうもない程の困難に逢着してゐる。我々は先づ如上の結論を導いておいて、それ等の細部の闡明と修正とを、後日の努力に期したいと思ふ。

註一 排除的共通祖先については本書第二部第十一章第二節參照。

註二 藤原惺窩の國文學研究史上の地位、その學風等については、この小論の筆者の一文、藤原惺窩と國文學（藤村博士記念會編『近世文學』所收）參照。

第三節 宣長校合本の諸本の系統樹立

土左日記宣長校合本といふものは、實隆本の末流たる妙壽院本の流に立つものと思考される。この本の原本は現在本居清造氏の祕藏にかかるといふので、本居宣長が自ら季吟の土左日記抄に朱筆をもつて校合を加へたものである。この校合本は、あたかも藤原惺窩の妙壽院本が、近世初期から中期にかけて、土左日記の有數な本文として重んぜられたやうに、中期以後の國文學界、就中鈴屋門の諸學者の間に、貴重な證本として行はれ、土左日記本文傳承史上注目すべき一群を形成してゐるものである。

この小論の筆者が、今日までの間に親しく調査することを得た諸傳本は、わづかに左記の八本に過ぎないが、なほかつ多数の異文が對立してをり、嚴密な批判的處置が要求せられてゐるのである。

- 一、矢野氏本 矢野利雄氏藏 (略號矢)
- 二、宮内省本 宮内省圖書寮藏 (宮)
- 三、無窮會本 無窮會神習文庫藏 (無)
- 四、酒居近麿本 架藏 (近)
- 五、田中大秀本 高山市荏野文庫藏 (田)
- 六、神宮文庫本 神宮文庫藏 (神)
- 七、石塚龍麿本 大島雅太郎氏藏 (龍)
- 八、長谷川菅緒本 架藏 (菅)

以上の合計八本であるが、これ等の諸本は、すべて土左日記抄に書入を行つたものであつて、共通の特色として下卷四十一葉表の終に

寛政四年壬子正月貫之自筆と奥書ある本を寫せる本を校合す朱して書る是也

宣長

なる朱筆の識語を有する。右の奥書によつて、これ等の諸本は、それぞれ宣長が季吟の抄に對して、貫之自筆の奥書のある本を朱で校合した本の轉寫であることが明かである。尤も無窮會藏本のみは、他の諸本と異り、特殊なる形態を有してゐる。即ち土左日記抄の板本ではなくて、轉寫本に書

入れたものであり、しかもその書入や校合は朱でなく、墨の一色を以てなされてゐる。しかし、朱は墨は○の書入たる由の規定が設けられてゐるから、上記の事實と何等矛盾するものではない。この宣長本系統の諸本に共通する性質としては、朱筆のみならず墨書の書入及び校合のあることとであり、これに關すること、先づ上卷の表紙の見返の部分に

土左日記附註三冊野氏道生作○讀耕齋林子彦復父序萬治四年アリ紀氏系圖貫之官位紀貫之傳道林
 新撰和歌序立貫大井川行幸和哥假名序等發端ニ載ス尾ニ野道生自跋萬治四年アリ○凡例云余適
 見藤爲相卿手筆之本以此爲據○序云得惶窩翁手筆之本又以別本檢其同異粗解釋之云凡本文
 ノ傍異文ヲ附スル者皆是附註本也

と書かれてゐる。この識語の終の部分により、宣長は墨書を以て附註本を校合したことが知られる。しかし、附註本との對校は、本文のみに止らず、抄の註釋の部分にも及んでゐる。これ等に對して、宣長は「附註本同、附註同、附=引等の語をもつて標記してゐる。なほ墨書の書入は、頭註の全部を占めてゐる。しかし、その頭註の大部分は附註の引用であり、ごくまれに宣長の自説も存するやうである。以上は宣長本系統諸本に共通する形態であるが、これ等の書入の他に、諸本にはそれぞれ個性を示す所の奥書乃至識語があり、又雑多の書入を有するものもある。今その點に關して簡単に述べておきたい。

矢野氏本には、識語としては、宣長のもの以外にはないが、書入としては、宣長の書入以外のものがある。又上卷の九葉表第九行の頭註には、

稻彦云ハ文字誤也

の如く「稻彦云」の註が時々見られる。この本の成立には橋本稻彦が何等かの意味で關與してゐるが如くである。

宮内省圖書寮本には上巻の終に墨で

寛政十年夏四月十三日 午時校合畢

とあり、卷末の宜長の識語の次に、同じく墨で

(一) 右は師家の本を以て校するものなり云々

寛政十年四月廿八日橋本稻毗古

(二) 寛政七年四月十九日卒業越智魚臣記于京南中田廬

右古本の書入ハ盡ク名ヲアク則秋成號鶴居又餘齋上田氏 萬溪號田子名資芳 宇万伎號靜舍加藤氏門人 源詮京人 嵩溪門人 近江ノ人

部氏門人

上ノ平假字ノ細書凡ハ京人トナミノ今道ト云人ノ持タルヲ借テコノ抄ニ異ナル所々ヲ拔

出テ書加ヘタルナリ

記中師云トアルハ本居大人無名ハ皆ウマキ説引證書ナリ 又以扶桑拾葉校合早夫扶桑拾葉本印

長谷川菅万呂

(三) 右城戸千楯よりかりてとみにうつしぬればあやまりおほからんいとまあらむをりたゝしてむ

文化八年九月

平 長廣

の如き複雑なる奥書を有してゐる。この識語を通して、この本の成立を論ずることは容易な業ではない。今は特にそれを避けて、ただ次のやうに云ふに止めよう。即ちこの本は、宜長自筆本を橋本稻彦が轉寫した本と、長谷川菅万呂が越智魚臣の書入本、その他を参考して書入れ、更に扶桑拾葉集本と對校した本(城戸千楯藏本、この本と後述の架藏本とは別である。)とが合成して成立したものである。しかして、その合成は恐らく平長廣によつてなされたであらうと考へられる。尤も矢野氏本の頭註には「稻彦云ハ文字誤也」とあるが、この本に見えないのは不審である。しかし大體、



の如き關係のものであると見てよいであらう。

卷末の識語に云ふが如く、現在の宮内省本には、宜長本の書入以外に扶桑拾葉集本との對校があり、更に行間に種々の説を記し、頭註も又同じく嵩溪説菅万呂説秋成説詮説が數多列記され、守部説千楯説長廣説馬城説士清説等も見え、又その他に附箋として、或ひは行間の註、又は頭註として「樂説」又は「今村氏説」の標記が見えるが、この今村樂の説の參加に關しては、何等觸れるところがない。又所々越智氏本大平本等の本文を示してゐる。

無窮會本には、宜長の識語の他には特別な識語はないが、前記の如く、上下二冊の寫本であり、朱は全然使はれてゐない。ただ宜長の識語の左に、附註と校合の規約が記されて居るのみである。

架藏近磨本は宜長の奥書の次に朱を以て

同(寛政)九八月九日伊勢於松坂宜長先生本ヲ求メ又寫物也 近磨

とある。酒居近磨が宜長本を轉寫した自筆の本ではないかと思はれる。

田中大秀本は宜長の奥書の次に朱を以て

はしめ藤垣内の藏本の書入をうつし入て大印後に鈴屋の藏本故大人の御自筆の書入をうつ

す命字を印字 文化元年甲子九月六日 (花押)

とあり、又頭註の末尾には

大明和五のとしふみつき廿日にかきはてぬ此ふみの注かゝんと三年四とせの先思ひたちけるにいとゝりみたりし事打つつきてえなん其事におよはさりけるを今とし都に來て大城守るいとま西の小屋にして筆をおこしてやかてをはりぬ猶かうかへて改つへし

藤原宇万伎

大上ノ平假字ノ細書ルハ京人トナミノ今道ト云人ノ持ルヲ借テ此抄ニ異ル所々ヲ抜イテ、

書加ヘタルナリケリ

安永七年正月二十日

稻掛茂穂判

右文化元年八月廿三日於藤垣内書入早 田中大秀

とある。ここに稻掛茂穂と言ひ、藤垣内と言ふは、周知の如く本居大平のことであるから、この本は大平の書入本を書寫し、更に宜長の自筆書入本を轉寫して加へたものであることは明かである。しかして、大平の書入本なるものは、所謂字万伎の註を抄に轉寫したものであることは、もとより云ふまでもない。

宜長本 — 田中大秀本

戸並並今道本 — 大平本

「上ノ平假字の細書ル云々」の大平の識語は、宮内省本にも見え、かつ又宮内省本下卷十六葉裏に「大平云」とあり、同三十二葉裏に「大平本」等とあるのであつて、これは寧ろ大平本が宮内省本の書入の中に參加してゐると見られるべきものである。

大秀が、宜長の藏書を宜長の歿後に於て書寫したといふことに就いては、田中大秀の著である竹取物語解の大平の序文に於て

前題 文化元年八月より十月まで松坂に來居て大ひらか家にて鈴屋の教の書ともそこはくか

きうつしせられ云々

とあるによつて明かな事實であり、この年記と大秀の識語とは、矛盾するところがないから信用してよいやうである。尤も大平舊藏の大部分の寫本の集められてゐる三井文庫には、この大平本の原本と目すべき本は現存しない。

なほ大秀本には、下卷四十一表の箋註の末に「箋註紀文愚案」とあり、かつ「紀文」の朱印がある。この

紀文とは大秀のことであることは云ふまでもない。それによつて、附箋は大體大秀の自説を記したものと見て差支ないと思はれる。

神宮文庫本には宜長の識語の次に

寛政十二年庚申四月以殿邑安守本書入校合畢但殿邑氏之本者以師家所藏之本書加之者也

堀口光重 (花押)

とある。これによつて、神宮文庫本は宜長の轉寫本から更に轉寫されたものであることが知られる。即ち

宜長本——殿邑安守本——堀口光重本

の如き關係である。

大島氏藏龍磨本には宜長の識語の次に

享和二年五月廿三日校合早 石塚龍磨

とある。龍磨本が自筆本から直接轉寫したものか否かに就いては不明である。即ち

宜長本——……——龍磨本

の如き關係である。

架藏菅緒本は宜長の奥書の次に

寛政十年戊午五月鈴屋大人之書を乞得於伊勢飯高郡松坂旅館寫畢 菅雄

とある。菅緒が宜長自筆の原本によつて、直接轉寫したもののやうであり、この本はその自筆本で

あらうと思はれる。なほ菅緒本には更に別筆で

享和元歲次^{辛酉}十二月二十有二日藤原宇真伎書入之以書紀資丸加筆者也

天保十二年丑八月二十日藤原宇真伎書入之以書紀資丸加筆とある本を求め得て朱^ハして寫

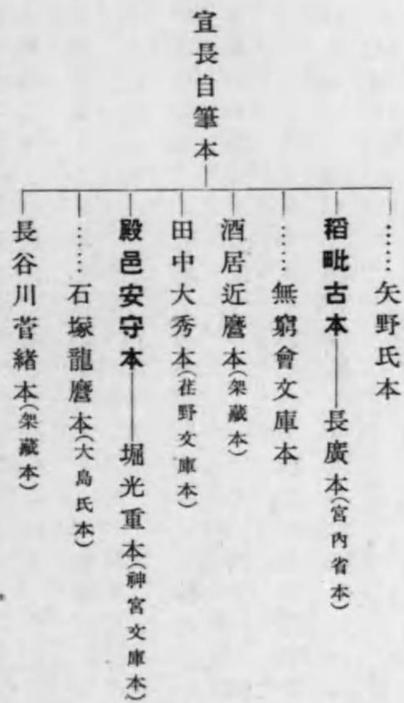
早奥書其儘右ニ寫置ぬ 早崎宜光

とあり、宇万伎註を以て紀資丸の加筆した本によつて、早崎宜光が朱の合點を附して加筆したものが、宜長本の本來の書入の上に更に加つてゐるのである。菅緒本に朱で^ハを附した頭註が多量に存する事實は、右の識語に云ふところと一致するのである。かくてこの本は

宜長本——……——菅緒本

宇万伎註——紀資丸加筆本

の如き關係のもとに成立したことが知られる。ただここで注意すべきは、前掲圖書寮本に見える菅万呂奥書本とこの本との關係である。圖書寮本によれば、菅万呂の所持本には魚臣校本による書入や、その他の書入があつた筈である。しかるに、この本にはそのやうな書入は一切ない。これは後で述べるやうに、菅緒(菅万呂)の所持本に二種あつたことを物語るものと考へられるのである。以上諸本の識語を検討することによつて得られた結果を綜合すると、次のやうな系譜が設定せられる。しかして矢野氏本、無窮會本、龍磨本等は、識語を觀察するのみでは、系譜關係を想定することは出来ない。従つて異文の統合を試みた結果、或ひは既存の系譜關係の一部に編入されるものであるかも知れない。



諸本の識語を通して建設された系譜關係の示すところでは、矢野氏本、無窮會本、龍麿本の系統的地位の決定以外には問題はない筈である。近麿本、大秀本、菅緒本は宜長自筆本からの直接の轉寫であるから、その本文の性質は最も原型に近い筈であり、従つて非常に密接な共通性を有する筈である。然るに菅緒本は龍麿本と最も多くの共通性を有し、かつその他の諸本と對立するが如き異文を多數に有してをり、宜長本の再建に當り重大な支障となるかに見える。即ち菅緒本と龍麿本とが共通異文を有し、他の多くの諸本と異なる場合を通計すると百に達するのである。その中の主なものを示すと次のやうなものがある。ゴチツクであらしたのは朱の校合である。

a 上五ウ6 とし。のイ(諸本)

とし。のイ(龍音)

上一〇ウ11 ちうとらい おのこらまで(諸本)

郎あまたイ

ちうとらい おのこらまで(龍音) 郎あまたイ

上一一オ10 これに之(諸本)

これに之(龍音)

上三六オ9 ありやう(諸本)

ありやう(龍音)

上二七オ9 この間に(諸本)

かくて此間イ この間に(龍音)

等の如く、諸本に於ては朱墨兩様の校合の存したものが、龍音では墨は落ちて朱のみとなり、本文も亦朱に變更されてゐる。又、

b 上九オ9 いまはとて(諸本) イニナシ

いまはとて(龍書) イニナシ

上 一〇ウ8 あるしし(諸本) イニナシ

あるしし(龍書) イニナシ

下 二四ウ9 イニナシ
いと(諸本) イニナシ

いと(龍書) イニナシ

等の如く、墨の校合を完全に省いてしまつたものもある。又逆に、

c 上八ウ8 ちひあきて(諸本) ナキイ

ちひあきて(龍書) ナキイ

の如く、諸本に於ては朱墨の校合があるに對し、龍音では墨の校合のみとなつたものもある。又、

d 上八オ10 たいらかに(諸本) トイ

たいらかに(龍書) トイ

上 一六オ5 につかはし(諸本) イ

につかはし(龍書) イ

等の如きは、兩者全く相反した校合となり、相互に相對立してゐるのである。

しからば諸本と龍音との相對立せる異文は、果して何れが正當なものであらうか。これは興味ある問題である。

諸本は、矢野氏本、無窮會本等を除くと、宜長自筆本以外に於ては、系統上相互に接合してはゐない筈である。龍磨本と菅緒本とについて見るに、前者には宜長の自筆本から出たといふ何等の記述もなく、或ひは菅緒本と同一系統線上にあるものであるかも知れないので、矢野氏本、無窮會本の場合の如く、これを除外することも不當ではない。もし之を除外すれば、前記の異文は「菅」一本のみの有する獨自異文となり、系統上むしろ菅緒本の獨自誤謬ではないかと考へられる可能性が生ずる。もし龍磨本、菅緒本に共通する状態を原本的なものとすれば、a b に於て諸本の墨書のイは後から追加されたこととなるが、c に於ては朱が後から追加されたこととなり、そこに複雑な現象が想像されるのである。然るに、龍磨本及び菅緒本以外の諸本の状態を原本的なものとするならば、a b c に於ける龍磨本、菅緒本の状態は、朱の校合を偏重したために生じた誤謬と認めることによつて、解決せられ得るのである。

下二八ウ5 ほとリイといふところ(諸本龍音)

の如く記された箇所は、龍磨本音雄本に於ても存する。殊に上巻の表紙の裏に記された、傍書は總て附註本である旨の識語には、附註本の校合を特に墨書にする由の説明の文句は見えないのである。これ等の點から、宜長自身か、又は他の人が、先づ墨で附註本によつて校合し、然る後に朱で妙壽院本によつて追加校合したのではないかと考へられる。果してしからは、諸本の状態を宜長本系統の原型として肯定するのが妥當のやうに思はれるのである。又龍磨本音緒本には、明かな共通の誤謬、即ち

下一〇ウ1 いつしかと(諸本)

下一〇ウ2 ためとし(龍音)

の如き明瞭な誤校合を一行間違へたと思はれるものが共通して存してゐる。これ等の點からも、この二本の系統的な緊密性が想像されるのである。

以上の如く、龍磨本音緒本は、諸本と異つた異文を共有してゐるのであるが、このやうなことは體裁の方面に於ても同様である。

上巻の表紙の見返にある先掲の土佐日記附註に關する識語の如きは、龍磨本音緒本の二本のみには押紙に記されてゐるが、その押紙の下には

篁日記蜻蛉日記菅家日記平仲日記紫式部日記

續日本紀延喜式和名抄新撰姓氏錄宇治拾遺物語

拾遺和哥集列子最勝王經世諺問答遊仙窟 藤原言實

橘季衡

山口千峯

といふ書入がある。この書入は龍磨本音緒本以外には全く見えないものである。なほ右の書入の次に押紙に記されたと同じ書入が

土佐日記附註三冊野氏道生作○讀耕齋林子彦復父序 萬治四年アリ

紀氏系圖。貫之官位。紀貫之傳 林道春撰

の如く、文の中途まで記されてゐる。これは、或ひはその箇所の紙幅には書ききれないことに氣がつき、中途から押紙に書き直したのではなからうかと思はれる。

諸本では、歌の場合には例へば

上三七オ7ㄇまこと……

下一一ウ6ㄇふくかせ……

の如く、朱の合點を附するのであるが、龍音の二本に於ては

上三七オ7△ㄇまこと……

下一一ウ6△ㄇふくかせ……

の如く、朱の合點の上に更に朱の△印を附するのが普通である。

次に龍磨本・菅緒本の二本に於ては

- 上三六オ6なは
- 上三七オ1はね
- 上三八ウ3むろつ
- 下一四ウ7ぬしま
- 下一五ウ5くろさき
- 下一六ウ7はこのうら
- 下二〇オ4小津
- 下二一ウ11すみよし
- 下二八ウ4とりかひのみまき
- 上三六オ8むろつ
- 上三八ウ3ならしつ
- 下一三ウ9とさのとまり
- 下一四ウ8たなかは
- 下一六オ3はこのうら
- 下一九ウ9いつみ
- 下二一ウ8いしつ
- 下二六オ7なにはつ

等の地名に朱線を施してゐる。又、

- 上二四オ6いささけわさ 聊事
- 上二四オ7まくる 曲
- 上三九オ11は ほや
- 上三九オ11いすし 編勢
- 上三九オ11なに 何
- 上三九オ11あしかけ 声陰
- 下二六オ7 コ、ヌカ

等の如く墨書の註があり、又

上九オ8かみから 下二六ウ4もたけて
等の如く、朱註もあるが、これ等は龍磨本・菅緒本の二本のみの共有のものであつて、他の諸本には全然見えないものである。

更に、注意すべきことは、上四六ウ二行に頭註のあることであつて、諸本に於ては

宜長云エズハ怨ズナリ源氏物語ナドニ多クエンズトアルコレナリ

とあるものが、龍磨本及び菅緒本の二本に於ては

宜長大人云エズハ怨ズナリ源氏物語ナドニ多クエンズトアルコレ也
となつてゐる。この註記は、宜長本には已に存したものであるべきであり、従つて宜長の自記としなければならぬものである。もし宜長自身の手記であれば、自ら宜長大人と書くが如きことはあり得べからざることであつて、諸本の如く宜長とのみあるべき筈である。しかるに、龍磨本と菅緒本との二本に於て、共に宜長大人とあることは、両者が宜長自筆の原本を直接轉寫したものである。門弟又は側近者等の書いた宜長自筆本の轉寫本を再轉寫したものではなからうか、少くとも中間者によつて自筆本が屈曲せしめられたものではなからうかと考へられる。

宜長本—X—
 菅緒本
 龍磨本

しからはXとは如何なる本であらうか。Xは中間的な存在であつて、宜長本を意識的に、又は無意識的に、多少屈曲せしめてゐるのである。今、龍磨本と菅緒本との本文の性質を、更に精密に吟味

するに

下一二オ^{イニナシ}あめも^(龍)

^{イニナシ}

あめも^(諸本)

の如く龍磨本の明瞭なる独自の誤寫と思はれるものがあるのに對し、菅緒本に於ては、宜長本の書入校合に關する限り、龍磨本とも一致しないやうな獨自な誤謬は之を持つてゐない。従つて菅緒本はXであつても差支ないわけである。菅緒本の識語に鈴屋大人の書を寫したとある點よりすれば、二本に存する特異の性質は、菅緒によつて附與せられたものとするのが不可能ではない。即ち菅緒本を以てXに置換へることが出来るかも知れない。かくて現存の菅緒本が、菅緒の自筆本そのものであつたならば、恐らくさうであらうが)

宜長本——菅緒本——龍磨本

の如き系譜に修正せられ得るであらう。

しかるに、前述のやうに菅緒所持の本には、多少内容を異にする二種の本が傳へられてゐる。圖書寮藏本の奥書に見える本とこの架藏本とである。今このことについて考へて見よう。活字本土佐日記燈には、長谷川菅磨所藏本の名があげられ、

これは季吟翁か抄に本居宜長か所藏の古本をはしめ諸本を校合しおかれたるなり諸家の説々同志の人々の説とも委しく書入られたりわか門生友助はやくあひしれりけるによりてか

りて校合しつるなり

とある。御杖は菅緒自筆書入の本を見てゐるのである。しかしして、その本には諸家の説が書入れてあつたのであるから、それは、少くとも架藏菅緒本の如きものではなく、千楯藏の菅緒本の如きものであつたであらうと考へられる。又大島氏藏の著者自筆土佐日記燈には、菅磨云を始めとし、魚臣云の標記があり、圖書寮本の宜長本に見えるやうな書入がある。もしこの圖書寮本の書入が、奥書に見える如く菅磨校合書入本によつたものであるとすると、圖書寮本にある菅磨本(千楯藏本)の書入の土臺となつたものは、土佐日記燈に云ふ菅磨所藏本と同一のものであるやうに考へられる。

かくて、菅磨所藏本には宜長本の書入があつたことになるが、架藏本にはない點から考へると、菅磨即ち菅緒は宜長本二本を有してゐたとしなければならぬ。即ち架藏のこの本と千楯藏本とが、兩方とも存在し得ることになるのである。もし果して然らば、土佐日記燈に云ふ菅磨所藏本の如きが、宜長自筆本を直接轉寫し、諸説を集成したものであり、後に何等かの事情によつて宜長本を二本必要とする事情にせまられて、この本をもとにし、多少の變改を加へて作製したものが、所謂菅緒本ではなからうかと考へられる。この時始めて菅緒本、龍磨本の一系統が派生するに至つたものと思はれる。もし然らば、系譜は

宜長本——菅緒自筆本——架藏菅緒本——龍磨本

燈所引本(千楯藏本)

の如くなるであらう。

次に諸本の關係中、重要なものは、矢野氏本と宮内省本との關係である。

上八オ3 人ともイ (諸本)

人ともイ
にイ (矢宮)

上二三ウ8 新司イ (諸本)

新司イ
かうし (矢宮)

下一三ウ2 左イ (諸本)

左イ
土佐 (矢宮)

下一四オ1 ちひイ (諸本)

ちひイ
たくひ (矢宮)

下二七オ8 けふイ (諸本)

けふイ
はイ (矢宮)

上八オ3 わかたれかたく (諸本)

わかたれかたく
イニナシ (矢宮)

下三オ2 あかすや (諸本)

あかすや
イニナシ (矢宮)

下一六ウ7 出して (諸本)

出して
イニナシ (矢宮)

等の如く墨の校合が朱の校合に轉じたものや

上二七オ9 もたせて (諸本)

もたせて
ちイ (矢宮)

の如く朱の校合が墨の校合に轉じたものや、

下三オ3 みてそ (諸本)

みてそ
イニナシ (矢宮)

の如く朱墨の校合の位置を轉じたものや、

上三二オ10 うたを (諸本)

うたを
イニナシ (矢宮)

上三二オ10 ひとりことにして (諸本)

ひとりことにして
イニナシ (矢宮)

の如く校合本文の内部に於て誤のあるものや、

上二四オ1 なみのなを (諸本)

なみのなを
イニナシ (諸本)

第十章 實際本末流諸本の系統的地位

の如く、校合の位置を誤つたもの等、矢野氏本及び宮内省本の共通する特性を示してゐる例は、三十餘箇所の多きに達してゐるのであつて、ここに矢野氏本及び宮内省本の相互間に於ける緊密な關係が示されてゐるのである。なほ以上の他に、

- 上八ウ1むまのはなむけ
- 上九オ7むまのはなむけ
- 上一〇オ5むまのはなむけ
- 上一〇ウ4かみの

の如く、他本には全然見えない共通の書入もある。又矢野氏本の書入には、稻彦云なる註記があるが、前述のやうにも、し宮内省本が稻毗古自筆本を轉寫したものであるとすれば、

宜長本——稻毗古自筆本——矢野氏氏
 宮内省圖書寮本

の如き系譜關係を考へることも不可能ではない。

無窮會本は、その異文の性質からして、特に他本との間に濃厚な共通性があるやうには見えない。現存諸本の何れの系統に直屬するかは不明であるが、何れにも直屬しないものと見るのが至當のやうに思はれる。この本では、附註。宜長本・と符號によつてその校合本の種類が區別されてゐる。即ち。墨・朱なる區別を設けて、全體を墨で書いてゐるのである。その中には、

上三〇ウ5おもひて出てイ (諸本)

おもひて出てイ (無)

上三一オ10うみにもはイ (諸本)

うみにもはイ (無)

等の如く。・の脱落したものが少くない。又

上一六オ6にしくのイ (諸本)

にしくのイ (無)

上三九オ1とふてひイ (諸本)

とふてひイ (無)

等の如く。又は・の脱落により、附註(○)か宜長(・)かを判することの出来ないやうなものがある。總じてその書寫は嚴密とは云へないのである。

次に近磨本も宜長自筆の本を直接轉寫したといふことであるが、その書寫の態度は嚴密とはいひ難く、誤寫も極めて多い。

上二七ウ6ことことイ (諸本)

ことくイ (近)

下一五ウ7 日貝イかひ (諸本)

かひ (近)

下一八オ3 日貝イけふ (諸本)

けふ (近)

下三〇オ6 まへイ中の (諸本)

中の (近)

下三二ウ5 ことも (諸本)

イニナシ

イニナシ

ことも (近)

イニナシ

の如く墨の校合の脱落したものがあり、特に

上九オ11 献るイたいまつる (諸本)

献るイ

たいまつる (近)

上四四ウ4 おほえすイおほえす (諸本)

おほえすイ

おほえす

おほえすイ

下一〇オ10 のイニかせ (諸本)

かせ (近)

下一〇ウ2 うちイ中の (諸本)

中の (近)

下一一ウ10 をしてイつまはしきして (諸本)

つまはしきして (近)

下二六ウ4 イ同もたけさせて (諸本)

もたけさせて (近)

等の如く、校合本文の内部に於て脱脱を犯したものが少くない。それは近磨本の轉寫態度が極めて粗雑であつたことを示すのではないかと考へられる。もし嚴密な書寫であれば、このやうな誤脱はない筈である。

以上述べて來たことを要約すると、本居宜長自筆校本の轉寫本として傳へられてゐる諸本の中、大秀本及び神宮文庫本が最も忠實に原形を傳へてゐるものやうに考へられる。勿論この兩本に於ても、それぞれ独自の誤寫若くは脱落が存することはいふまでもない。ただその誤脱の量が他本に比べて少いのである。但し、これ等の諸本の依存關係は多く不明であつて、結局左の如き系譜を假定するより外はないであらう。(ゴチャツタで表はした諸本は現存してゐるか否か不明のものである)。



宜長本系統の諸本に於ける誤謬を發見し、その誤謬の性質を檢討し、諸本の系譜を樹立することは、校合書入といふ事實を機縁として發生する異文の性質を考察する上に、きはめて重要な意義がある。しかも今日、宜長の自筆本なる原本が、松坂なる本居氏の文庫に嚴存するといふ事實は、この意義をして一層確乎たらしめるのである。このことは、竹取物語に三手文庫藏の今井似閑自筆の校合本が現存し、それを原本として轉寫することによつて生じた諸本が、契沖校本とよばれるものを始めとして、數本現存する事實と全く同一の事情にあるのである。我々は、三手文庫藏の似閑の校合本を始祖とする諸本の本文轉化に示されてゐる事實によつて、一般に校合によつて生ずる本文の轉化が、如何なる形態と性質とを有するかを知り得たが、それにも劣らないよき典型を宜長自筆本とその系統の諸本とに見出すことが出来るのである。この小論の脱稿までには、未だ宜長自

筆本を調査するの機會を恵まれなかつたが、しかも我々は、可及的に合理的な推理の過程をたどつて、一應これ等の諸本の系譜の建設を企て、かつ宜長自筆本の本文の推定を試みたのである。我々の推定が果して正當であつたか否か、もし正當でなかつたならば、方法上何處かに何等かの缺陷が潜んでゐたに相違ないのであるが、その真相は、我々が今後宜長自筆本を親しく調査することによつて自ら發見し得るであらう。我々は、その時はじめて宜長本系統の諸本の成立の過程を確實に検討し直すことが出来、我々の今日までの考察の結果と方法の得失とを、十分吟味することが出来ると同時に、そのことによつて、一般に文獻批判に於ける的確な方法論を發見し得るであらう。宜長の校合本の校合に使用された諸本は、その墨書のものには疑もなく附註本であるが、その朱書ものは、貫之自筆と奥書のある本を轉寫した本によつたとのみ記してあつて、それだけでは定家本系統のものであるか、宗綱本系統のものであるか、實隆本系統のものであるか、一切不明である。宜長自筆本そのものの調査を終了してゐない今日、その點に關する煩雜な考證を試みることは、敢て之を避けるが、しかし朱の校合の本文の性質を吟味した結果、この校合の原本なるものは、必ず妙壽院本第一類、明池、桃新彰安の系統線上にあらねばならぬとすることは、先づ動かさぬであらう。この推定が果して正當であるか否かも、亦宜長自筆本の吟味によつて自ら明白にされるであらう。

第十一章 爲相本系統の本文の成立とその性質

第一節 爲相本の本文の系統的考察

爲相本の成立を考へるにあたり、先づ異文統合表に於ける諸項目に、爲相本が含まれてゐるか否かによつて、爲相本と根幹諸本との關係を見よう。

A 根幹諸本の異文統合表の中に爲相本の含まれてゐる場合

3 定圖近三大爲	3
21 圖近爲	2
25 近大爲	1
31 三大圖爲	1
32 三大爲	3
35 定近爲	1
37 定爲	9
40 圖爲	2

43 近大爲	1
44 近爲	6
48 大爲	1
49 爲	278
合計	306

右の三百六箇所の異文は、爲相本の獨自な異文と見做されるべきもので、従つて特殊な場合を除いては、他本との交渉のないものと考へられる。そこで、今根幹諸本との比較といふ限定の範圍内に於ては、暫く之を除外し、殘餘の四十一例を主なる觀察の對象としよう。即ち

1 定圖近三大爲	7
5 定圖三爲近大	1
6 定圖爲	1
8 定近爲	1
10 定大爲圖近三	1
11 定爲	10
12 定爲圖近三大	2
13 定爲三大	1
14 定爲圖近	1

15 圖近三大爲	1
18 圖近爲	1
20 圖近三大爲	1
22 圖爲	1
23 圖爲定近	1
26 近爲	5
28 三大爲	1
33 大爲	5
合計	41

「爲」と共通する關係について、以上の四十一例を數字的に整理し、諸本と「爲」との共通異文の數を、それぞれ諸本を單位として統計をとると次のやうになる。

定	宗	圖	近	實	三	大
25	8	4	6	10	1	6

右の「宗」は宗綱自筆本、「實」は實隆自筆本を意味し、「宗」は圖近の一致、「實」は三大の一致する異文を以て便宜代表せしめたのである。従つて、三大及び圖近のそれぞれが、實際に「爲」と一致する數量は、三大には「實」、圖近には「宗」の示す數字に、それぞれの独自の數字を加へたものである。右の數字を觀察するに、先づ定・宗・圖・近・實・三・大は、それぞれ「爲」と密接な關係を有するかの如く見える。特に

1 定圖近三大爲 7

の關係は、數字的に見て重要な位置を占めてゐるが、ここで注意せられることは、一本との血縁關係が肯定されるならば同時に他本との血縁關係はすべて否定されるといふことである。従つて、この部分に於て「爲」が何れの本によつて成立したのであるかを考へることは不可能である。故に現在では、これ等を一應批判の視野の外に除外しなければならない。かくて、定・宗・實の示す數字の中から、それぞれ7が減せられるのである。即ち

定	宗	圖	近	實	三	大
18	1	4	6	3	1	6

右の表によれば「定」との關係が最も密接のやうであり、ついで近・大等との關係が有力である。「定」は、

11 定爲	10
12 定爲圖近三大	2
13 定爲三大	1
14 定爲圖近	1

の十四箇所に於て、完全な、かつ獨自な立場で「爲」と共通する。かくて「定」と「爲」との關係が密接なものであることは否定出來ないのである。

次に「宗」について見るに

15 圖近(宗) 三大(實) 1
の一箇所にすぎない。

「實」は

20 圖近三大爲 1
28 三大爲 1

の二箇所を別に有し、爲との獨自な共通があるから、爲が「實」よりも後れて成立したと豫想する場合、單なる偶然の一致とは認め難く、何等かの關係の存在を認めなければならぬ。もし「實」と「爲」の關係を肯定すれば、そのことは 15 圖近三大爲 の持つ「宗」と「爲」の關係を證明する積極性を喪はしめるものである。

次に「圖」との關係について見るに、これは

5 定圖三爲近大 1
6 定圖爲 1
22 圖爲 1
23 圖爲定近 1

の四例によつて考へられるが、「定」と「爲」の關係を肯定せざるを得ない現在に於ては、5、6の二例は圖爲の關係を説明する積極的な資料とはなし難い。しかして、わづか二箇所の存在を以て圖爲の關係を云々することはきはめて危険と云ふべく、従つてこの共通は偶然によるものとせられざるを得ない。

次に「近」は

8 定近爲 1
26 近爲 5

の六箇所の中、前と同じ意味に於て8が除去せられ、26の五箇所が對象として考へられなければならない。

次に「三」は

5 定圖三爲近大 1

であり、前例と同様に「定」との關係に於て、5の有する「三」と「爲」の關係を示す積極性は喪はれる。従つて「三」と「爲」の間に、何等かの關係があるとは殆ど考へられない。

次に「大」は

10 定大爲圖近三 1
33 大爲 5

の六箇所であるが10は積極性がない。従つて大爲の關係は「實」の場合に於ける20、28、1(15、1)等を33の五箇所に併せて考へる必要がある。

以上の箇々の吟味によれば、結局「定」と「爲」の間の系統的關係は動かざる事實であり、その他に於ては、「近・大」と「爲」の關係がやや有力であるが、なほ吟味の餘地がある。しかして「近」との關係よりも

「大」の關係の方がより一層可能性があるやうに思はれる。
B 根幹諸本の異文統合表の中に爲相本の含まれざる場合

2 定圖近三大	9
4 定圖近	1
7 定圖	1
9 定近	2
16 圖近三大	2
17 圖近大	1
19 圖近	14
24 近大	1
27 三大圖	1
29 三大	6
30 三大定	2
34 定	53
36 定近	2
38 圖	30
39 圖近	2

41 近	34
42 近大	1
45 三	2
46 三大	1
47 大	25
合計	190

以上百九十箇所の中で最も注意を引くのは
2 定圖近三大 9

の存在、即ち九箇所に於て「爲」が「青」と共通する事實である。更に 3 定圖近三大爲に於ける「爲」の性質を吟味することによつても、例へば

3 3 かへらはや	かへらしはや爲
-----------	---------

の如く「爲」と「青」との緊密なる系統的關係は動かし難い處である。已に第二章第九節に於て述べたやうに「爲」と「青」「爲」と「定」等の關係の並行する時、又類似の假名の残存、奥書の様式その他種々の意味に於て「爲」は「青」を底本として成立したものと考へるのが最も妥當である。

又Bに示されてゐるやうに、諸本が多數の獨自異文を有してゐるといふことは、Aに於て示されてゐるやうな定・近・大等と「爲」との關係が決して單一に成立してゐるものではないといふことを示

すものと考へてよいであらう。

次に「爲は定近大等が青に混入することによつて成立したものであるとしても、果して現在の定近大そのままが混合したか否かは問題である。従つて、又その點を究明することによつて、近大と「爲」との關係の如きは、今までよりも一層明瞭にせられ得るのではないかと思はれる。

先づ「定」について見るに、「定」はその末流本の本文を検することによるのみでは、何物も加ふることを得ない。しかるに、卷末についてある定家の臨摹及び奥書を見ると、或ひはこの爲相本の成立に關係した定家本系統中の一本の奥書が轉載せられてゐて、そこに系統的な手がかりが発見されるのではないかと考へられる。そこで、その奥書中に存する定家臨摹の箇所を、定家本系統の諸本のそれと比較すると

九二の5あかすや——あかあや(近森京天小満爲)

九二の6みしひとの——みしらひとの(近森天小満爲)

——みしらすとの(京)

九二の8わすれ——わあれ(近森高京天小満爲)

九二の10え——こち(近高京天小満爲)

九三の1とく——とは(京天小満爲)

の如くである。爲相本のこの臨摹の部分は、類形が著しいが、定家本系統のその部分の異文と對比して、一致する場合のみをあげると、上記の如くなるのである。

右の統合によつて明かなやうに、爲相本の成立に關與した定家本なるものは、京・天・小満に最も近い關係にある一本であることは明かであるが、しかし、それが天・小満のグループ中に完全に包含されて、「天」の下位に立つべき地位のものか、或ひは京・天に並立し得べき地位のものかは、なほ未だ不明である。

次に「大」に就いて見るに、その共通異文は

15 圖近三大爲

20 圖近三大爲多寬桃正慶本妙池

28 三大爲多類寬昌桃見聞正慶本妙

10 定大爲多類寬昌桃見聞正慶本池桃新彰安連平蓬淺刈圖近三藤高明

33 1 大爲多寬昌桃見聞正慶本明池桃彰安連平蓬淺刈新

33 2 大爲多高寬昌桃見聞正慶本妙

33 3 大爲多寬桃見聞正慶本妙

33 4 大爲多寬昌見正慶本妙聞

33 5 大爲多寬桃見聞正慶本明桃新彰安連平蓬淺刈

の如くである。従つて爲相本の成立に參與した本は、特に「大」に限られる必要はなく、以上の各項の總てに見られるものであれば、諸本中どの本でも差支ないのである。

今別箇の立場からこれ等の諸本が「爲」と一致する場合を検索するに、定・三・大・圖・近等の標目に於て

一致するものはかなりの多数を算するが、それはこれ等の諸本と爲との關係を説明する積極的な證據とはなし難い。今はこれ等の諸本が、その特色を示す獨自な異文に於て、爲と如何なる關係を有するかを考察する必要がある。即ちこれ等の諸本が爲の獨自異文と共通する異文を有する場合作を調査しなければならぬ。諸本の中で、爲の獨自異文と共通する異文を有する場合は

44	4	近爲寛昌桃見聞正慶本妙	1
49	6	爲寛桃見聞正慶本新連平蓬淺刈	1
49	7	爲桃	1
49	8	爲類	1
49	17	爲寛昌桃見聞正慶本妙	1
49	19	爲藤高寛見聞正慶本妙	1
49	39	爲多類寛昌桃見聞正慶本妙	1
49	62	爲高	1
49	63	爲高正見	1
49	65	爲類桃	1
49	78	爲高	1
49	79	爲昌聞	1
49	82	爲多高寛昌桃見聞正慶本妙	1

49	88	爲正	1
49	98	爲高寛昌見正慶本妙	1
49	99	爲桃明	1
49	110	爲高見	1
49	115	爲桃	1
49	126	爲桃明平	1
49	134	爲昌桃見聞本明	1
49	140	爲高昌桃聞本	1
49	142	爲類	1
49	145	爲本	1
49	151	爲池淺	1
49	163	爲多桃平	1
49	180	爲高	1
49	194	爲高慶明池新彰安	1
49	201	爲寛昌桃見聞正慶本妙	1
49	209	爲多寛桃見聞慶本明	1
49	210	爲多高寛昌桃見聞正慶本明池桃新安連平蓬淺刈	1

第十一章 爲相本系統の本文の成立とその性質

49	214	爲聞	1
49	223	爲寛桃見聞慶本	1
49	226	爲多寛昌桃見聞正慶本	1
49	246	爲高	1
49	252	爲高寛昌桃見聞慶本新彰安	1
49	260	爲昌桃	1
49	263	爲慶平	1
49	279	爲高	1
49	209	爲多寛桃見聞慶本明	1

以上の如く「爲」の獨自異文と一致する異文を保有する諸本は、きはめて多数である。しかし、この多数の諸本中、果してどの本が「爲」の成立に密接な関係があるかとなると、その判定は非常に困難である。如上の共通異文には、偶然的な一致もあらうし、又特に實隆本系統の場合には、「爲」から逆の混合現象も考へられるのである。しかし主なるものを對象として、實隆本系統・妙壽院本系統の二者の中の何れかと関係があると認めることは、大體に於て可能である。即ち實隆本系統又は妙壽院本系統の何れかが「爲」の成立に際して混合して來たものと考へられるのである。しからば、實隆本系統又は妙壽院本系統の何れが妥當であるかとなると、それを確實に決定することは、容易なことではない。しかし

49 223 爲寛桃見聞慶本 1
 49 226 爲多寛昌桃見聞正慶本 1
 49 252 爲高寛昌桃見聞慶本新彰安 1
 等が存在する以上、妙壽院本第三類の一本であると考えざるを得ないやうに思はれる。さて妙壽院本系統第三類が「爲」の成立に参加したといふことが容認される場合、その前提のもとに「圖・近」と「爲」との関係を再び吟味して見ると、

22 圖爲 1
 23 圖爲藤多高寛桃見聞慶本定近 1
 となり、23は「圖・爲」の関係を説明する積極性を喪失し、従つて有力なのは22の一箇所が残るのみとなるのである。
 又「近」に於ても26の五箇所の中
 26 1 近爲類寛昌桃見聞正慶本妙
 26 4 近爲寛昌桃見聞慶本連平

の二箇所は失はれ、結局「圖・近」は「爲」の成立に何等參與してゐないと見るのが、最も妥當のやうに思はれてくるのである。

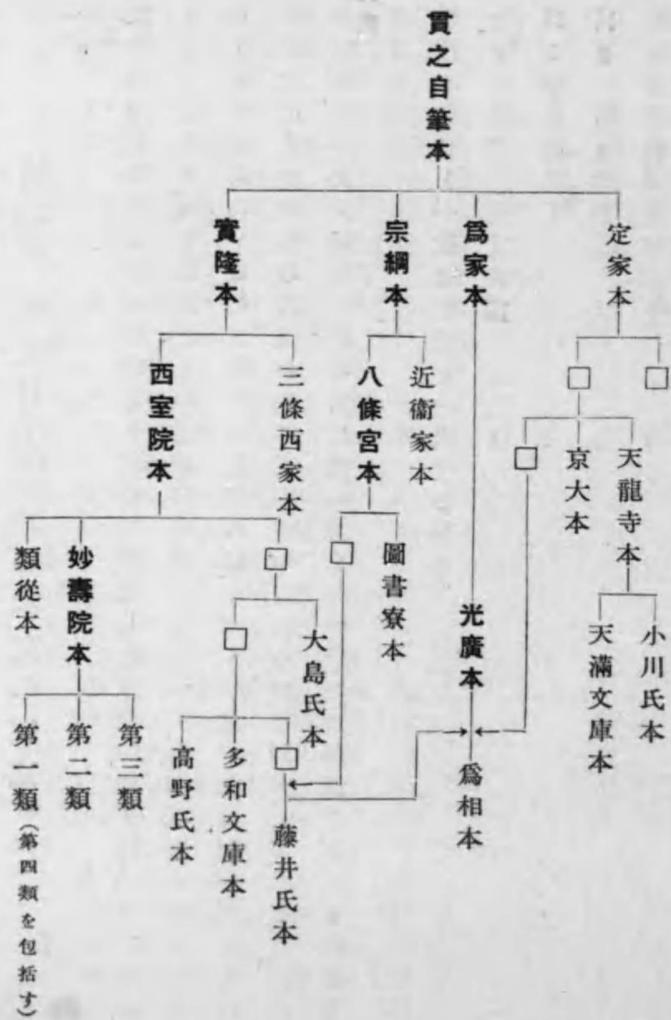
以上述べたやうに、異文の性質の上から見ると、爲相本の成立に參與したと考へられるのは、定家本の他には妙壽院本系統の第三類とするのが最も自然である。しかるに、爲相本の巻尾には、定家

本の奥書と並んで、實隆本系統の奥書が添加されてゐる。しかも妙壽院本系統第三類は奥書のないことを以て一特徴としてゐる。従て「爲」を成立せしめたものは妙壽院本第三類であるとは、いかに云へなくなるのである。何となれば「爲」を成立せしめた校訂者は、妙壽院本第三類からは、實隆の奥書を持ち來ることは出來ないからである。彼はせひとも妙壽院本第三類以外から奥書を持つて來なければならぬのである。今その奥書の内容を検すると、實隆の署名ある奥書は藤井本の奥書と一字も違はず一致するのである。このやうに、爲相本に存する實隆本系統の奥書と藤井本の奥書とが、完全に一致することは偶然の事實とは考へられぬ。元來藤井本には、前に述べたやうに、宗綱本系統に屬する圖書寮本に、最も近い性質を有するところの或る一本の混合による成立が豫想されたのである。従つて爲相本の獨自異文その他に於て、妙壽院本系統第一類と一致するかと思はれる異文は、混合によつて成立した藤井本の混合以前の形態、即ち藤井本の祖本たる實隆本系統の一本が爲相本の成立に參與する事によつて得られたものであるとするのが、最も妥當ではないかと考へられる。

かくて爲相本なるものは、第二章第九節に於て述べたやうに、烏丸光廣が爲家自筆本を忠實に轉寫し、その本文に對して縦横に改竄を加へ、凡そ三百六箇所(但しこの數の中には原本から架蔵本に至るまでの中間的寫本に於て犯された獨自誤謬も若干は含まれてゐるであらう)の全然獨自の異文を生せしめた後、光廣か又は他の何人かが、先づ定家本第二族の末流に位する一本をもつて、所々任意光廣改竄の原本の本文を改め、大島氏本系統の第二族の第一類に屬する一本をもつて更に改訂を加へ、それぞれの

校合本の奥書を卷末に集成したものであるといふことが出来るのである。

今如上の系譜的關係を圖式にあらはすと、次のやうである。(現存せざる本はゴチツクであらはず)



第二節 土左日記附註の本文の成立

土佐日記附註の本文が、爲相本ときはめて接近した系統的關係にあるといふことは、已にいはれてゐることであり、殆ど疑ふことの出来ない事實であつて、爲相本から附註が出てゐるのかとまで考へられるのであるが、この二本の相互間には、かなり多量の相違點が認められる。今それ等について、何が故にそのやうな差異が生じてゐるのであるかを調査して見よう。

A 根幹諸本の異文統合表の項目に、爲の見える場合、爲が異文を有し、それに附註の本文が一致せざる場合。

(イ) 附註本が爲と一致せず青と一致する場合

3	2	定	圖	近	三	大	實	妙	爲	1
11	3	定	高	昌	爲					1
11	2	11	8	定	昌	爲				2
11	9	定	昌	桃	見	聞	正	爲		1
11	10	定	明	池	新	彰	爲			1
14		定	爲	圖	近					1
15		圖	近	三	大	爲				1

49	189	49	143	49	94	49	53	49	44	44	37	37	37	26	22	18
212		169		119		78		1	6	2	9	7	4	2		
	49		49		49		49		近	寬	定	連	37	26	圖	圖
49	192	49	145	49	95	49	54	49	昌	桃	高	蓬	6	3	爲	近
214		170		120		79		20	見	聞	見	淺	37	26		爲
	49		49		49		49		聞	正	聞	刈	6	5		
49	193	49	148	49	96	49	55	49	慶	本	爲	刈	37	8		
215		171		121		80		21	本	爲		爲	8	定		
	49		49		49		49		爲				37	8		
49	194	49	149	49	97	49	57	49					37	8		
217		172		122		81		23					37	8		
	49		49		49		49						37	8		
49	195	49	150	49	98	49	64	49	1	1	1	1	3	3	1	1
218		174		125		84		24					3	3		
	49		49		49		49						3	3		
49	196	49	151	49	100	49	65	49					3	3		
220		176		127		85		30					3	3		
	49		49		49		49						3	3		
49	198	49	154	49	104	49	67	49					3	3		
224		179		128		86		32					3	3		
	49		49		49		49						3	3		
49	200	49	155	49	105	49	68	49					3	3		
225		180		130		87		33					3	3		
	49		49		49		49						3	3		
49	202	49	156	49	106	49	71	49					3	3		
226		183		131		88		36					3	3		
	49		49		49		49						3	3		
49	203	49	158	49	107	49	73	49					3	3		
228		185		132		89		37					3	3		
	49		49		49		49						3	3		
49	204	49	159	49	108	49	74	49					3	3		
229		186		137		91		40					3	3		
	49		49		49		49						3	3		
49	205	49	160	49	109	49	75	49					3	3		
231		187		138		92		41					3	3		
	49		49		49		49						3	3		
49	206	49	163	49	113	49	76	49					3	3		
242		188		141		93		48					3	3		
	49		49		49		49						3	3		
49	207	49	168	49	114	49	77	49					3	3		

第十一章 爲相本系統の本文の成立とその性質

49	244
264	49
49	245
265	49
49	248
266	49
49	249
267	49
49	250
269	49
49	253
270	49
49	254
272	49
49	255
273	49
49	256
274	49
49	257
276	49
49	258
278	49
49	261
279	49
49	262
280	49
49	263
281	49
49	264
282	49
49	265
283	49
49	266
284	49
49	267
285	49
49	268
286	49
49	269
287	49
49	270
288	49
49	271
289	49
49	272
290	49
49	273
291	49
49	274
292	49
49	275
293	49
49	276
294	49
49	277
295	49
49	278
296	49
49	279
297	49
49	280
298	49
49	281
299	49
49	282
300	49
49	283
301	49
49	284
302	49
49	285
303	49
49	286
304	49
49	287
305	49
49	288
306	49
49	289
307	49
49	290
308	49
49	291
309	49
49	292
310	49
49	293
311	49
49	294
312	49
49	295
313	49
49	296
314	49
49	297
315	49
49	298
316	49
49	299
317	49
49	300
318	49
49	301
319	49
49	302
320	49
49	303
321	49
49	304
322	49
49	305
323	49
49	306
324	49
49	307
325	49
49	308
326	49
49	309
327	49
49	310
328	49
49	311
329	49
49	312
330	49
49	313
331	49
49	314
332	49
49	315
333	49
49	316
334	49
49	317
335	49
49	318
336	49
49	319
337	49
49	320
338	49
49	321
339	49
49	322
340	49
49	323
341	49
49	324
342	49
49	325
343	49
49	326
344	49
49	327
345	49
49	328
346	49
49	329
347	49
49	330
348	49
49	331
349	49
49	332
350	49
49	333
351	49
49	334
352	49
49	335
353	49
49	336
354	49
49	337
355	49
49	338
356	49
49	339
357	49
49	340
358	49
49	341
359	49
49	342
360	49
49	343
361	49
49	344
362	49
49	345
363	49
49	346
364	49
49	347
365	49
49	348
366	49
49	349
367	49
49	350
368	49
49	351
369	49
49	352
370	49
49	353
371	49
49	354
372	49
49	355
373	49
49	356
374	49
49	357
375	49
49	358
376	49
49	359
377	49
49	360
378	49
49	361
379	49
49	362
380	49
49	363
381	49
49	364
382	49
49	365
383	49
49	366
384	49
49	367
385	49
49	368
386	49
49	369
387	49
49	370
388	49
49	371
389	49
49	372
390	49
49	373
391	49
49	374
392	49
49	375
393	49
49	376
394	49
49	377
395	49
49	378
396	49
49	379
397	49
49	380
398	49
49	381
399	49
49	382
400	49
49	383
401	49
49	384
402	49
49	385
403	49
49	386
404	49
49	387
405	49
49	388
406	49
49	389
407	49
49	390
408	49
49	391
409	49
49	392
410	49
49	393
411	49
49	394
412	49
49	395
413	49
49	396
414	49
49	397
415	49
49	398
416	49
49	399
417	49
49	400
418	49
49	401
419	49
49	402
420	49
49	403
421	49
49	404
422	49
49	405
423	49
49	406
424	49
49	407
425	49
49	408
426	49
49	409
427	49
49	410
428	49
49	411
429	49
49	412
430	49
49	413
431	49
49	414
432	49
49	415
433	49
49	416
434	49
49	417
435	49
49	418
436	49
49	419
437	49
49	420
438	49
49	421
439	49
49	422
440	49
49	423
441	49
49	424
442	49
49	425
443	49
49	426
444	49
49	427
445	49
49	428
446	49
49	429
447	49
49	430
448	49
49	431
449	49
49	432
450	49
49	433
451	49
49	434
452	49
49	435
453	49
49	436
454	49
49	437
455	49
49	438
456	49
49	439
457	49
49	440
458	49
49	441
459	49
49	442
460	49
49	443
461	49
49	444
462	49
49	445
463	49
49	446
464	49
49	447
465	49
49	448
466	49
49	449
467	49
49	450
468	49
49	451
469	49
49	452
470	49
49	453
471	49
49	454
472	49
49	455
473	49
49	456
474	49
49	457
475	49
49	458
476	49
49	459
477	49
49	460
478	49
49	461
479	49
49	462
480	49
49	463
481	49
49	464
482	49
49	465
483	49
49	466
484	49
49	467
485	49
49	468
486	49
49	469
487	49
49	470
488	49
49	471
489	49
49	472
490	49
49	473
491	49
49	474
492	49
49	475
493	49
49	476
494	49
49	477
495	49
49	478
496	49
49	479
497	49
49	480
498	49
49	481
499	49
49	482
500	49
49	483
501	49
49	484
502	49
49	485
503	49
49	486
504	49
49	487
505	49
49	488
506	49
49	489
507	49
49	490
508	49
49	491
509	49
49	492
510	49
49	493
511	49
49	494
512	49
49	495
513	49
49	496
514	49
49	497
515	49
49	498
516	49
49	499
517	49
49	500
518	49
49	501
519	49
49	502
520	49
49	503
521	49
49	504
522	49
49	505
523	49
49	506
524	49
49	507
525	49
49	508
526	49
49	509
527	49
49	510
528	49
49	511
529	49
49	512
530	49
49	513
531	49
49	514
532	49
49	515
533	49
49	516
534	49
49	517
535	49
49	518
536	49
49	519
537	49
49	520
538	49
49	521
539	49
49	522
540	49
49	523
541	49
49	524
542	49
49	525
543	49
49	526
544	49
49	527
545	49
49	528
546	49
49	529
547	49
49	530
548	49
49	531
549	49
49	532
550	49
49	533
551	49
49	534
552	49
49	535
553	49
49	536
554	49
49	537
555	49
49	538
556	49
49	539
557	49
49	540
558	49
49	541
559	49
49	542
560	49
49	543
561	49
49	544
562	49
49	545
563	49
49	546
564	49
49	547
565	49
49	548
566	49
49	549
567	49
49	550
568	49
49	551
569	49
49	552
570	49
49	553
571	49
49	554
572	49
49	555
573	49
49	556

- 12 1 定高昌見聞爲圖近三大藤多類寛桃正慶本妙附
- 13 定類高昌桃刈爲三大藤多正明池桃新彰平蓬淺寛見聞慶本連附
- 32 1 三大實妙附爲
- 32 2 三大多類高寛昌桃正慶本池桃彰安連平蓬淺刈附爲
- 43 近寛見聞慶本附大爲
- 48 大多寛昌桃見聞正慶本妙附爲
- 49 42 爲寛桃見聞正慶附
- 49 139 爲多類高寛昌見聞正慶本妙附
- 49 173 爲高寛昌桃見聞正慶本妙附
- 49 277 爲高寛昌桃見聞正慶本平蓬淺刈附

合計

11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

これ等の十一箇所では、附註本は他本と一致するが、その他本の性質を吟味すると、所謂實隆本系統（異文統合表に於ける）特にその中の妙壽院本系統第三類と一致すると考へるのが、最も妥當である。かくして、附註本の成立に際しては、妙壽院本系統第三類が参加してゐると考へられるのである。要するに、爲の異文三百四十七箇所の中で、附註本は百九十二箇所、爲とは異つた本文を有してゐるといふことになるのである。

B 根幹諸本異文統合表の項目に、爲の見えざる場合。

即ち、爲が異文を保有せざる場合。

- 2 1 定圖近三大實妙附 2 2 2 7
- 2 3 定圖近三大藤類高寛昌桃見聞明池桃新彰安附
- 2 6 定圖近三大藤多類高寛昌桃見聞慶本妙附
- 16 2 圖近三大藤類高寛昌桃見聞正慶本妙附
- 29 1 三大實妙附
- 29 3 三大多寛昌桃見聞正慶本妙附
- 29 4 三大藤明池桃新安寛昌見聞慶本彰連平蓬淺刈附
- 29 6 三大藤多寛桃見聞正慶本妙附
- 34 17 定多高寛昌桃見聞慶本明附
- 34 48 定寛桃見聞正本池安連平蓬淺刈附
- 38 4 圖多高寛昌附
- 39 2 圖近寛昌桃見聞本附
- 47 6 大昌多寛桃見聞正慶本妙附
- 47 7 大多寛昌見聞正慶本明池桃新彰安連蓬淺刈附
- 47 10 大寛慶本妙附
- 47 13 大高寛昌桃見聞正慶本明池桃新彰安附

47 14	大多寛桃見聞正慶本妙附	1
47 18	大多寛昌見正慶本妙附	1
47 19	大寛昌桃見聞正慶本妙附	1
47 21	大多高寛昌見聞慶本明池桃新彰安附	1
47 22	大多寛昌桃見聞慶明池桃新彰連平蓬淺刈附	1
47 23	大寛桃見聞慶本明池桃新彰安多高正附	1
47 24	大藤昌明池桃新彰安多寛桃見聞正慶本連平蓬淺刈附	1
合計		25

附註本の異文は、右の二十五箇所に於て他本のそれと一致するが、その他本の異文なるものは、Aの場合と同様に、妙壽院本系統第三類の異文と性質を同じくするのである。従つて、附註本の成立に當つては、爲相本系統の一本に、妙壽院本系統第三類が混合したものと考へられる。即ち



の如くである。

次に定家本系統諸本の獨自異文の統合表を見ると、

54 2	王彰考扶附	1
71	高抄寛桃見聞正慶本連附	1
82 3	高多高寛昌桃聞正慶本新安附	1
82 14	高多類高寛昌桃見聞慶本連平蓬淺刈附	1
82 16	高寛昌桃見聞正慶本妙附	1
83	抄多類高寛昌桃見聞慶本明池新彰安附	1
84 5	京多寛昌桃見聞正慶本明安附	1
87 1	抄寛昌桃見正慶本妙附	1
87 2	抄寛昌桃見聞正慶本妙附	1
87 5	抄高寛昌桃見聞正慶本明池桃彰安連平蓬淺刈附	1
87 6	抄桃附	1
87 8	抄多高寛正慶本妙附	1
87 11	抄寛昌桃見聞慶彰附	1
87 15	抄寛桃見聞正慶本連平附	1
87 21	抄多寛昌桃見聞正慶本新連平蓬淺刈附	1
87 22	抄寛昌桃見聞正慶本妙	1
87 24	抄高寛昌桃見聞慶本連平蓬淺刈附	1

87 26	抄寛桃聞慶本妙附	1
87 31	抄多寛昌桃見聞正慶本妙附	1
87 32	抄寛昌桃見聞慶本彰安附	1
87 34	抄多類寛桃正慶本附	1
87 37	抄寛桃見聞慶本附	1
87 45	抄寛昌桃見聞正慶本明附	1
87 46	抄多類高寛昌桃見聞正慶本妙附	1
87 49	抄寛昌桃見聞慶本附	1
87 50	抄高寛昌桃見聞正慶本新彰安附	1
87 52	抄高寛昌見聞正慶本妙附	1
87 54	抄類寛桃見聞正慶本安連平蓬淺刈附	1
合計		28

右の如く、附註の本文は定家本系統の諸本の獨自異文に比して、右の二十八箇所に於て一致するが、これ等は、附註本と定家本系統諸本との關係を説明するものではなく、むしろ前に述べたやうに妙壽院本系統第三類との關係を一層有力に裏書するものである。

〔衛〕の獨自異文の部分に於ては

88 3	衛多寛昌見聞正本池彰刈附	
------	--------------	--

88 4 衛寛桃見聞慶本附
 の二箇所で、その示すところは前と同様である。

次に實隆本系統獨自の異文統合表を検するに、

93 1	多高寛昌桃見聞正慶本妙附	1
93 3	多高寛昌桃見聞正慶本連附蓬淺刈	1
95	多高寛桃見聞正慶本妙附	1
97 5	多寛昌桃見聞正慶本妙附	1
97 6	多寛昌桃見聞正慶本池桃新彰安連平蓬淺刈附	1
97 9	多寛昌桃見聞正慶本妙附	1
98 2	多寛昌桃見聞慶本附	1
98 3	多寛昌桃見聞慶本池桃新安連平蓬淺刈附	1
100	多寛昌桃見正慶本明新安連平附	1
101	多寛昌見聞慶本明池桃新彰安附	1
102 3	多寛桃見聞正慶本池桃新彰安連平蓬淺刈附	1
102 8	多寛桃見聞正慶本連平蓬淺刈附	1
102 9	多寛桃見聞正慶本連平蓬淺刈附	1
103	多寛桃見聞正慶本彰連平蓬淺刈附昌明池桃新安	1

- 113 1 類寛昌桃見聞正慶本妙附
- 115 1 高寛昌桃見聞正慶本明池新連平蓬淺刈附
- 115 2 高寛昌桃見聞正慶本明蓬刈附
- 115 3 高寛昌桃見聞正慶本妙附
- 115 4 高寛昌桃見聞正慶本桃安
- 118 高寛見正慶本妙附
- 120 高昌附
- 126 3 寛昌桃見聞正慶本桃平刈附
- 126 4 寛昌桃見聞正慶本新平蓬淺刈附
- 126 6 寛昌桃見聞正慶本明池新彰安連蓬淺刈附
- 126 8 寛昌桃見聞正慶本附
- 126 9 寛昌桃見聞正慶本桃安連平蓬淺刈附
- 126 10 寛昌桃見聞正慶本妙附
- 126 11 寛昌桃見聞正慶本妙附
- 126 12 寛昌桃見聞正慶本妙附
- 127 寛昌桃見聞正慶本附
- 128 1 寛昌桃見聞慶本明池桃新彰安附連蓬淺

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 2

- 128 2 寛昌桃見聞慶本明池桃新彰安附蓬淺刈
- 128 3 寛昌桃見聞慶本附
- 131 寛昌桃聞正慶本妙附
- 132 寛昌桃慶本藤多高正附
- 134 寛昌見聞慶本桃附
- 136 寛昌見聞慶本蓬附
- 137 寛昌慶附
- 138 2 寛桃見聞正慶本連平蓬淺刈附
- 138 4 寛桃見聞正慶本妙附
- 138 5 寛桃見聞正慶本連附
- 138 6 寛桃見聞正慶本連平蓬淺刈附明
- 138 7 寛桃見聞正慶本妙附
- 141 1 寛桃見聞慶本連附
- 141 2 寛桃見聞慶本附
- 141 4 寛桃見聞慶本新附
- 141 5 寛桃見聞慶本妙附
- 141 6 寛桃見聞慶本附

1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

142	寛桃見聞慶本附	1
143	寛桃見正慶本昌聞類高附	1
145	1 寛桃慶本附	2
145	2 寛桃慶本附	1
147	3 寛見聞正慶本池淺附	1
149	寛見聞正慶連附昌本明新列	1
150	4 寛見聞慶本附	1
151	寛見聞慶本附多正	1
152	寛聞慶本附見	1
153	1 153 2 寛正慶本妙附	2
155	1 寛慶本附	1
156	寛慶本明新彰平蓬淺刈附見聞	1
178	17 多附	1
183	24 高附	1
197	38 聞附	1
199	4 正附	1
199	20 199 79 正附	2
合計		68

以上の如く、六十八箇所の多きを數へることは、たとひその中に附註本独自の異文も少々はあり、又一見例外的なものがあるにせよ、附註本と妙壽院本系統第三類とが如何に密接な關係を有するものであるかを證明するものと考へて差支ないやうに思はれる。

異文統合表に於ける所謂妙壽院本系統諸本、妙壽院本系統第一類及び第二類の異文項目を検するに、附註の名は全然之を見出すことは出来ない。このことは、同時に、これまでの推定の確立を一層有力ならしめるものと考へられるのである。

なほ附註本の獨自異文としては、270に於て六箇所が數へられる。かくて爲相本と附註本との異文の配置の關係を、數字の上から揭示すると次のやうになる。

根幹諸本の異文統合表にあらはれるもの	三四七	二〇四	爲	附
定家本系統諸本の異文統合表にあらはれるもの	〇	二八		
實隆本系統の異文統合表にあらはれるもの	〇	六八		
妙壽院本系統の異文統合表にあらはれるもの	〇	〇		
附註独自の異文統合表にあらはれるもの	三四七	三〇六		
合計				

第十二章 宇万伎本の本文の展開

ここに宇万伎本といふのは、明和五年七月、加藤宇万伎が大阪に於て、季吟の土左日記抄を底本として自説を註した本をさすのであつて、土左日記本文傳承史の上で注意すべきものである。この本は一方では清水濱臣によつて轉寫され、又他方では上田秋成によつて増補訂正せられ、その都度異文を生じ、現在では多くの轉寫本の中のいづれがその原本的なものとして認められ得るか明瞭でなく、ここに嚴密な批判的考察が要求せられてゐる。宇万伎註の現存するものは、三十本以上に及ぶであらうが、筆者の調査することを得たものは次の十八本である。

- | | | |
|----------|------------|-------|
| 多和文庫本 | 多和文庫藏 | (略號多) |
| 無窮會本 | 無窮會神習文庫藏 | (無) |
| 大江廣海本 | 大島雅太郎氏藏 | (廣) |
| 架藏本 | 架藏 | (桃) |
| 川越圖書館本 | 川越市立圖書館藏 | (川) |
| 住吉神社本 | 住吉神社住吉御文庫藏 | (住) |
| 大阪府立圖書館本 | 大阪府立圖書館藏 | (大) |
| 刈谷圖書館本 | 刈谷圖書館藏 | (刈) |

- | | | |
|--------|---------------|-----|
| 土佐日記解 | 平瀬陸氏藏 | (解) |
| 天滿宮文庫本 | 天滿宮文庫藏 | (天) |
| 京都帝大本 | 京都帝國大學文學部研究室藏 | (京) |
| 矢野氏本 | 矢野利雄氏藏 | (矢) |
| 鷹司城南館本 | 平瀬陸氏藏 | (司) |
| 圖書寮本 | 宮内省圖書寮藏 | (圖) |
| 小林斐成本 | 宮内省圖書寮藏 | (斐) |
| 靜嘉堂文庫本 | 靜嘉堂文庫藏 | (靜) |
| 學習院本 | 學習院藏 | (學) |
| 平瀬家一冊本 | 平瀬陸氏藏 | (瀬) |

今日までに異文分解をなし得た宇万伎註の諸本は、以上の十八本である。宇万伎註はこれを三種類に分類することが出来る。即ち

- a 上田秋成の手を経ざるもの
- b 上田秋成の校正せるもの甲本
- c 上田秋成の校正せるもの乙本

であり、b、cは共に上田秋成の手を経たものではあるが、體裁の上にも本文の上にも大きな相違があり、cはbを更に訂正し清書したものの如く思はれるものである。

bの秋成本甲に属するものは

多和文庫本・無窮會本土佐日記註大江廣海本・桃園文庫本・川越圖書館本・住吉神社本・大阪府立圖書館本・刈谷圖書館本・學習院本・平瀬家一冊本の十一本であり、

cの秋成本乙に属するものは

土佐日記解・天満宮文庫本・京都帝大本・矢野氏本

の四本であるが、兩者共に本來の字万伎本に對し、秋成の増補と思はれるもののある點で、共通してゐるが、秋成本甲では片假名を以て記され、秋成本乙では平假名を以て記されてをり、又字万伎の註に於て本來存したと思はれる頭註は、秋成本甲では朱書として大體原型のまま保存されてゐるが、秋成本乙では頭註はなく、多くは秋成の自註と共に列記され、大人云「師説」等の標記も省かれてゐて、自註との區別は不明瞭となつて居る。

秋成本甲の序文は、諸本には多少の異同はあるが大體次の如くである。(傍記は筆者の註)

しつやのうしの土佐日記の註一卷世に落こほれたる有此ころ得て試むるにことわり直くかつこと少なゝらむをのみつとめたまひしかは橘の陰のやちまたなるまかひ路もあらてなむよみうへかりけるおほよそふみの註かゝむにはかくそあるへきを川のをちかた八十瀬わたるはし／＼には寫しやもらせしとおもふ事とも、おほゆるはいかににし年難波の大城もりておはせしあひたをり／＼我いほりに問來まして何くれのふみともよみあはせつるに此

日記をもううしきためられし其ひとつふたつ耳にと、まり心にしるせしをもおほし出てこたひ書そへ侍るなへにたま／＼にはおのかひかこゝろなるさへかいつけたるはあし曳の山のましらかしわさにこそ

北村法印 季吟の抄に云土佐日記一卷いまた善本を見ず但し京極黃門の蓮花王院の寶藏得られしと云を以て古本と爲り其奥書に云文曆二年乙未五月十三日乙巳老病中雖眼如盲不慮之外見紀氏自筆本蓮花王院寶藏本料紙白紙不打無界高一尺一寸三分計廣一尺七寸二分計也(評者)廿六枚無軸表紙續白紙一枚端折返不立竹無軸有外題土左日記貫之筆其書様和哥非(同カ)列行定行書之聊有闕字哥下無闕字而書後詞不堪感興自書寫之昨今二日終功桑門明靜云々明靜は定家卿の釋名也此本の事老人雜話と云書に見ゆ貫之自筆の土左日記は蓮華王院の什物なりしを定家卿の寫されし本連哥師の玄的所に在そは加賀の家藏となる定家卿またく自己の筆力に寫し末二三葉をは貫之の自筆の本の大きさ形をも摸されたり是は後世に貫之の書法を不知者是を法とせむ爲にとて跋書也是を以て見れば貫之の自筆は定家卿の時さへいたりて稀なりと見へたり今時往々に人の家に貫之眞蹟とて所持するもの可笑事也定家卿の頃までは貫之の自筆も有しと見へて其本の大きさ圖をなして有貫之の本は今絶ぬ定家の本は老人度々見たり貫之の書法はかはりたる字様也今時の贗物とは似たるものにあらず定家の本は今加賀より八條殿へ參らせたとそ云々此老人と云は江村專齋といふ醫士にて永録(録カ)八年光源院殿義輝菟御の

年に生れ寛文四年六月満百歳にて終らせし人なりとそ是正しく定家卿の本をたひ、見たりと云を以ておもふに今流布の季吟抄の本文も定家卿の本を用ゐられたれば貫之自筆の假名必古則なるべきを定家の改定の法を以て書れし事如何これに二つの論有ひとつには定家卿の寫されしは貫之の代の古則の假名を用ゐられず自己の改定の法もてかかれし歟ふたつには定家卿は貫之の書法のまゝに寫されしかと後人猥りに後の法則につきて書改しものかとおもはるゝは彼老人雜話に末二三葉は紀氏の字様をさへ摸されしと云にさる様真似たるを見す里村玄的は季吟と同時に人なれば專齋の見たりしを見られぬ事は有ましくおほゆ若見なからも俗通の爲に字様且假字の法までを改られしにやわつかにても古をとゝめぬは遺恨の事也且また季吟の引れる妙壽院本と云奥書に云て土左日記以貫之自筆本故將軍書物希世借由之遂一覽之重寶也今度密仲秋候亞槐藤原云ゝ是に古代假字猶蝌蚪未意有と有を見るには彼二三葉の字様の變いたる者なりと云に符合す且未意の字體なるにはいつれの本にも魯魚の錯なき事あるへからず師は此意を以て今の本文は正されし也貫之自筆の本明應の比まては世に在しと見ゆ故將軍とは慈照院殿なるへき義政公延徳二年葬小河幕府は義尙公歟妙壽院は惺窩先生のことなり定家卿の本は八條殿に京極の宮御事也藏めたまひしを天明九年正月晦日の火にほろひし事情むへし又萬治三年の刊本有本文のみを讀易からむか爲眞字を交へて便せしは淨寫の人の用意也されとさせ節なくみゆ是をも師は一本として訂正せられしなり猶よみうへからぬ處ゝは他日善本を

得且論者の發明を待んものぞ

此記のなれる故は任みつる年になし子の病ひして死たりしをあかすなげき惜れしかさすかに人めのめ、しきに恥て女ふみのさましてかゝれたりと云事誰もしか意得て註は書れたりけりことはさるものなるか是は昔大納言大伴の旅人卿太宰の帥にておはせしほとにむかひ女の君彼國にてむなしくならず（れ）後天平二年十二月に任みて、都に上らるゝ時西へまかり路に見し處ゝに來ては其人のいまそかりしか幻に見ゆとて哥あまたよみ給ひしか萬葉集に見えたり貫之のこの文の書れさまはまたく是によられしにやとおほゆされと彼いにしへ人は心のすなほなるまゝにつくろひかされる所なくよろこひをも悲しひをもせしかは女子（等）この死ての別れはもとよりにて旅に出てもあはれなる處に來てはいかて見せはやなと心くまなく打出しものそみ代はみさかりに人も花やきまさりのみゆけはもろこしのかさりいつはれる心をしもよきことゝしてしたふ情をはあらはさす夫婦は別あるへしなと云教へを戴きつゝこをますら男の心そこゝろ得しかはつきの世ゝにては必しかのみ事おこなひ歌をも文をも書すさふ事と成ぬれと實のこゝろにはしかあらさりける也此記もそのかみの世のならひしてかなし子の事くゆるは男たましひもなきそと人の思はむをやさしみてをみなのかける文にはことわられたりけり世のうつりゆくさまは文と歌とにこそおほろかにもおほしはからるゝものなりけれ（無窮會藏本による）

右の文が一面十行五枚に互つて書かれてゐる。下巻の卷末には宇万伎の奥書がある。即ち

明和五のとしふみ月廿日に書はてぬこのふみの註か、むと三とせ四とせのさきおもひたちけるにいと、りみたりし事とも打つゝきてえなんそのことにおよはさりけるをことしみやこに來て大城守るいとま西の小屋にてふてをおこしやかておはりぬなほかうかへあきらめつへしふちはらの字万伎

これに對し、秋成本乙に於ては、卷頭に

むかしのしつやぬしの土佐日記の解二まき世にさまよへるありこのころえて関るにことわり直くかつ言すくなくらんをのみつとめられしかは桶のかけふむやちまたのまかひ路もあらでなんいともころをえやすかりけるおほよそふみのころを解あかさ人にはかくこそ有へかりけれざるに遠しろき河のをちこちやそ漏わたるはし／＼にはうつしや漏せしともふことの有はいに(ふか)そや昔難波の大城まもるつらにておはせしほとたま／＼我家に問來まして何くれの文とも讀あはせつるに此日記をもろうしきたためられし其一二つ耳にと、め心にするせしことゝもをおほし出て書加へつるなへにたま／＼にはおのれか僻こゝろをもちいもてつくるよあし引の山のましらかしりわらへなるわさにこそ侍るめれ

一北村法印の抄に云土佐日記一卷いまた善本を見す但京極黃門の蓮華王院の寶藏に得たまひしと云を古本とす其奥書に云文曆二年五月十三日老病中眼雖如盲不慮之外見紀氏自筆本(王院力)蓮華院寶藏本料紙白紙不打無界高一尺一寸三分許廣一尺二寸二分計也廿六枚無軸表紙續白紙一枚端打返竹無軸有外題土佐日記貫之筆其書様和歌非列行定行書之聊有關字歌下無關字而書

後詞不堪感興自書寫之昨今二日終功桑門明靜云々此本の事江村專齋の老人雜話に見えたり云貫之自筆の土佐日記者蓮花王院の什寶なりしを定家卿の寫されしと云本連哥師の玄的處に有しか加賀殿の家藏となる定家卿の寫末二三葉貫之の本の大き字跡を寫されたり是は後世に貫之の書跡をしらざるものは是を法とせよとて跋に書れし也是を見れば貫之の自筆は定家卿の時さへ稀也しと見えたり今時往々に眞跡とて所持するは可笑事也貫之の本は今あらず定家卿の本は老人度々見たり貫之の書跡は變りたるものや今時の贋物とは似たる者にあらず定家の本加賀より八條殿へ京極の御所也參らせられしと專齋永錄(續力)八年光源院殿義輝公薨去の年に生れ寛文四年滿百歳にて終りし人也此翁正しく定家卿の本を度々見たりと有につきて思ふ(正力)今流布の季吟抄の本文は定家卿の本を用ふると云るに貫之自筆の假名は必古則なるへきを後の改定の法もて書れしはいかに是に二つの論あり一つには卿の筆は貫之のあとのまゝに古則を用ひられず自己の改定もて淨書有しか二には卿は貫之の跡のまゝに寫されしを猥に後の法に書改しものか老人雜話に末二三葉紀氏の字様をさへ摸されしと有にさるさま學ひしをみす里村玄的は季吟と同時の人なれば專齋の見しをみられぬことあるましく思ゆ若見なからも俗通の爲に字様假名の法までを書改られしにやいさゝかにても古代をと、めぬは遺恨のことなりこの比又一本を寫しをさむ卷の末わつか十三行同し詞章を再ひ書出せる是や貫之の字様をまねふともなしに寫せしにやと思ふはかの末二三葉と云にかなはずされと後のろん者の爲に今書あらはしおくのみ

んまれしもかへら
ぬんのをわかやとに
こまつのあるをみる
かゝなしさとそいへ
るなほあかすやあらん
またかくなん
みしひとのまつのち
とせにみましかは
とほくかなしきわかれ
せましや
わすれかたぐちをし
きことおほかれと
えつくさすとまれ
かうまれとくやりてん

爲令知其手跡之時如形寫留之

謀詐之輩以他手跡寫稱其筆

可謂奇怪

是は卿の奥書なるへけれと字様は貫之のかたにはあらて後人のおのか物に書なせしなるへし且又季吟の引れたる妙壽院本と云奥書に土左日記以貫之自筆本故將軍善物希世之重寶也今度密々自小河幕府借出之遂一覽或人依數奇深切書之古代之假字猶蛸蚪未憲臨寫有魯魚乎後見輩察之而已明應壬子仲秋候亞槐藤原是に古代の假字は科蚪(科カ)のことしと有をみれば此十三行も擬古の字様にあらぬ事いしるし貫之自筆の本と云か明應の比迄世に有しとや故將軍は慈照院義政公なるへき歟延徳二年葵小河幕府は義尙公歟妙壽院は惺窩子也又萬治三年刻本あり本文のみを見安からんか爲に眞名を交へて便せしは淨書の人の用意なるかさせるふし無く思ゆ是をも一本として訂正せられしか猶よみえかたき所々は他日善本を得且論者の發明を待んものそ

一此記のなれる故は貫之士佐の國の任みちてかへる年にいとかなしくせし子のやまひして死たりしをあかすなけきをしまれたるかさすかに人めのめしさをはちらひて女ふみのさまにかゝれし也と云はさるものからは天平の昔大伴の大納言旅人卿太宰の帥にてかしこにおはせしほとにむかひめの君のむなしくなられし後任みちて都へ上らるゝ時西へまかりしはしめに所々に見し所に來てはその人のいまそかりしか幻に見ゆとて歌あまたよまれしか萬葉集にみえたり此日記のさまはまたく是によられしにやしからすやされはいにしへ人の心は直かりしまゝにつくろひかされる所なくよろこひ悲しひをもせしかは妻子の死ての別はもとよりにて旅に出立てもおもしろき所々に來てはいかては見せはやなと心くまく打いてしものそ御代は又さかりに人の心花にうつりまされるよりもろこし人のかさりいつは

れるふみのさまをよきこととして下の情はあらはさず夫婦は別有へき教へをむねとしつゝ、是をなんますら男心そとこゝろえしかは次々の世は必しかのみ事行ひ文をも歌をも打まねふことゝ成ぬれと實のこゝろは志あらざりきこの記もその世のならひしてかなし子のこと悔るは男たましひもなきそと人の思はんをやさしみてをんなの書るさまにうつしなされたりけるものか世のうつりゆくさまはふみと哥とにこそおほろにもおしゝらるゝなりけり

寛政二年きさらきこれの日

長柄の濱松陰のうつらの

屋にてうつし藏めぬ

(餘白)

明和五のとしふん月廿日に書はてぬこの文の註かゝんと三とせよとせのさきおもひ立けるにいとゝりみたしことゝもうちつゝきてえなんその事におよはざりけるをことし都にきて大城もるいとま西の小屋にして筆をおこしやかて書おはりぬ猶考かへあらためつへし

藤原宇萬伎(平瀬家藏土左日記解による)

右の如き序文を有する。これは、秋成本甲の序文と大體内容は一致するが、文飾が加へられ、土左日記抄によつて定家の奥書を引き、老人雑話を引用し、次に妙壽院本の奥書に移つてゐる。しかるに

秋成本乙に於てはその間に、「この頃又一本を寫しをさむ巻の末わつか十三行同じ詞葉を再ひ書出せる是や貫之の字様を云々」と定家の臨模の部分掲げて解説してゐるが、これは秋成本甲にはないものである。更に序文の最後に

寛政二年きさらきこれの日

長柄の濱松陰のうつらの
屋にてうつし藏めぬ

とあり、その次葉に「明和五のとしふん月廿日云々」なる宇万伎の巻末の識語があげられてゐるが、秋成本甲に於ては、この部分は巻末に記されてゐる。更に秋成本の乙の巻末には

静舎宇万伎ぬし安永七年みな月十日といふ日都三條大宮のやとりにてむなしくならせたま

ひぬことし享和元年といふまで凡二めぐりにや成ぬらんとおほしいつるまゝにこの日記の解をなんとう出でたむけくさはかりに書清めてたいまつるくらきまなこをみはたけつゝも、のせしかは心さへやみ路たとるやうにてなん文字のかたちはさらにもいはしことこのこゝろをやあやまりつらんあなうあなかしこ

このとし卯月のもちの日ころ筆執はしめてみな月九日のひるつかたにうつしを
はりぬ

とある。この秋成本乙は同甲を修正増補して清書したものでないかと考へられる。秋成本乙は一面九行に書かれてゐるのに對し、宇万伎本甲は一面十行に書かれてゐる。秋成本

の甲乙は、諸本とも一行の字詰に至るまで大體一致してゐる。但し、秋成本甲に於て、桃川刈は字詰の點等多少崩れてをり、學は細字で一冊に書き上げられてゐる。又、瀨は特に甚しく、一面十二行に書かれ、上巻一冊のみしかないのである。序文に於ても

土左日記 藤原字万伎校本

師静屋のうしの土左日記の註一卷世におちこほれたるありこのころえてよみて侍るにことわりのよろしくかつことすくなに物せられしかはたちはな陰やちまたなるまかひ路のあらてなんいとこゝろえやすかるしかはあれと川のおちかたやそせわたせるはし／＼にはうつしやもらせしと思ふ事ともひとつふたつおほゆるハいかにいにし年師難波の大城もりておはせしあひたをり／＼我いほりに來まして何くれのふみとも讀あはせつるに此日記をもろうししたためられし其事彼こと耳にと、まり心にするせしをも思出つゝ、こたひ書そへて侍るなへにたま／＼にはをのかえせこゝろなることゝもをさへかいあらはしたるハあしひきの山のかひなるましらかしわさになむ

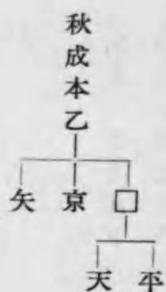
上田秋成

の如く、卷頭から、あしひきの山のかひなるましらかしわさになむまでしかないのであるが、この「瀨」の如き本は、その序文が一應まとまつてゐる點、秋成の署名のある點等から、或ひはこのやうな形式が、秋成本系統の現存諸本の中で、最も古い形式ではないかと考へられる。即ち、宇万伎の原本から秋成の手に移り、種々の改訂が加へられ、一度「瀨」の如き形式を經過して、今日の「瀨」以外の諸本の有す

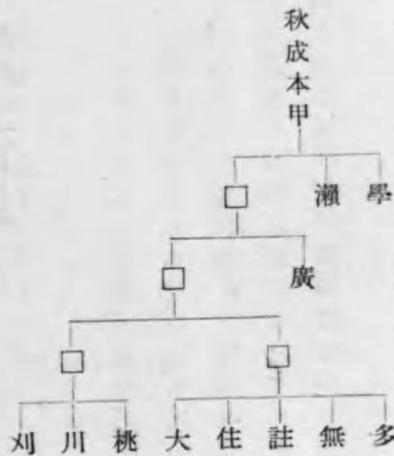
る形式に整備されたのであり、現存の諸本はそこから出發したものでないかと考へられるのである。

次に本文の統合による總説は之を避け、その結論のみを云へば、先づ秋成本乙の平・天の二本は、數多の獨自誤謬を共有することによつて特に密接な關係にあることが分る。

「京」は秋成自筆本といはれてゐるが、その本文の性質からして、秋成本乙の原本そのものであるとは考へられない。「京」が秋成自筆に相違ないならば、秋成は自ら所持せる原本を轉寫したものであるとせざるを得ない。



秋成本甲に於ては、瀨・學と他の諸本との間には、緊密な關係はないやうに思はれるが、多・無註・廣・桃川・住・大・刈の諸本の相互間には、きはめて密接な關係が存するもの如くである。その中でも多・無・註・桃・川・住・大・刈が特に親密な關係を有し、多・無・註・桃・川・住・大・刈の内部に於ては、多・無・註・住・大及び桃・川・刈が各々別箇の立場に於て、それぞれ親密な關係を有するものと考へられる。かくて、大體に於て左の如き系譜關係が可能ではないかと思はれる。

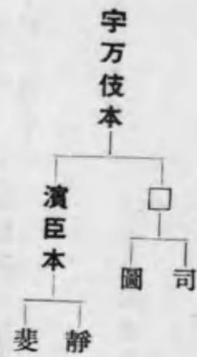


次に秋成の手を経ざるaに属するものとして、鷹司城南館舊藏本、圖書寮本、小林斐成本、静嘉堂文庫本の四本を調査することが出来たが、圖書寮本、小林斐成本の二本は全一冊であるが、元來は二冊の體裁を備へてゐたものであることは、一月二十日の條の中途の「わかれをしみてかしのからうたつくりなとしける」でされ、その裏が白紙となつてゐて、そこを中心として上下に分つことが出来る事實によつて明かである。秋成本甲に於ては一月二十日の條の「みやこにて山のはにみし月なれとなみよりいて、波にこそいれ」で上巻が終り、秋成本乙に於ては一月十九日の條の「十九日あしければ船いたさす」で上巻が終つてゐる。

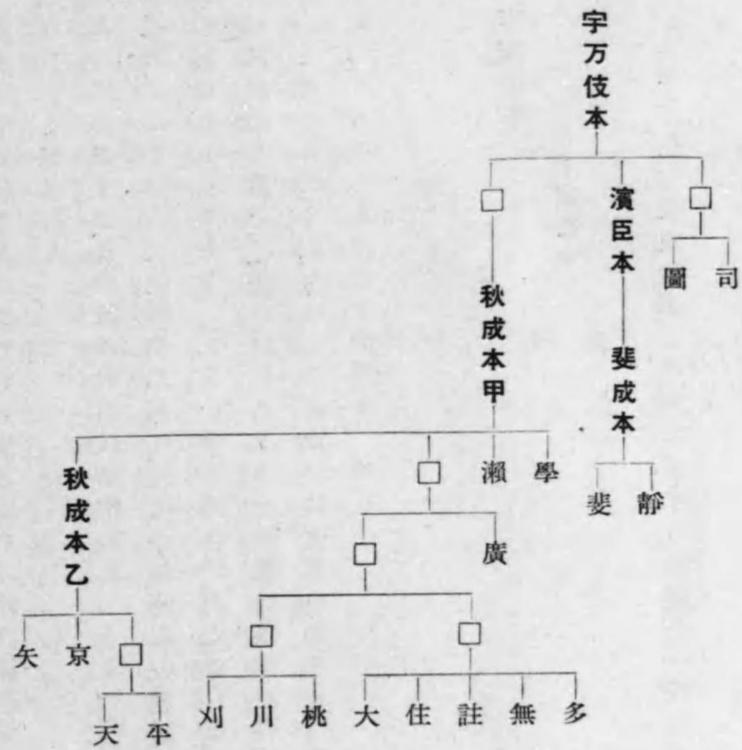
aに属する以上四本は、すべて一面十一行に書かれ、一行の字詰に至るまで全く一致してをり、且つ頭註が墨書と朱書とに書き分けられてゐることが特に注意せられる。朱註は「大人説」又は「師説」

と標記のあるものであつて、一段高く記されてゐる。この形式は秋成本甲に於ても見られるところではあるが、それは一切朱書であるか、又は墨書であるかであり、朱墨兩様に區別されたものはない。墨書は宇万伎自身の註であり、朱書はその註の批判を、その師たる眞淵に仰いだ時の眞淵の説ではないかと思はれる。

四本の獨自異文は、他の秋成本系統諸本に比して多い。又四本相互の間にあつては、司圖の獨自の共通異文が多い。又斐静の二本は、共に小林斐成の識語を卷末に有し、本文の内容から云つても、關係の密接なものである。二本の中の何れかが斐成自筆の原本であるらしいが、そのいづれかは、にはかに決定し難い。「斐」の方により多くの獨自誤謬が存する點から、或ひは「静」を上位に置くべきものかと考へられるが、なほその断定には慎重を要する。斐成の識語によつて、それは清水濱臣本を轉寫したものであることが分る。即ち



以上の宇万伎本系統諸本の系統に關する推測を一括すると



宇万伎系統諸本は廣範圍に亙つて流布したものであり、従つてその轉寫されることも甚だ多かつたであらうと考へられる。今日現存する諸本についても、我々がその所在を知りながら未だ異

文の分解統合にまで進み得なかつたものも少くない。右の系統的關係に基いて、今後更に充分なる検討を加ふべき餘地が残されてゐる。

宇万伎本の本文の性質は、土左日記抄の本文を中心として、流布印本及び附註の如きを混合せしめたものと思はれ、又秋成本系統本成立の諸段階に於て、新なる混合訂正がなされたと考へられるが、他に未調査の本もあるもので、その點についての論及は保留したい。

第十三章 土左日記末流に於ける本文の混成

ここに末流諸本といふのは、江戸中葉以後に於て成立した寫本刊本書入本及び註釋書の大部分を含むのである。これ等の諸本は混成即ち合成混成によつて二重三重に交錯した本文を有するものである。(二) それ等の諸本中、我々が異文を分解して統合表に掲げ、それ等の系統の検査を試みた諸本は左の通りである。

首書 土佐日記上下	二冊	(略號首)
校異 土佐日記	一冊	加藤磯足 (磯)
首書 土佐日記考證	一冊	岸本由豆流 (豆)
土左日記創見	五冊	香川景樹 (創)
土佐日記の直路上下	二冊	橘守部 (舟)
土佐日記正文	一冊	富士谷御杖 (正)
土佐日記燈	(九州帝大本) 三冊	" (九)
土佐日記燈	(東京文理大本) 三冊	" (期)
土佐日記燈	(堀部正二氏本) 一冊	" (鹿)
土佐日記燈	(活字本) 三冊	" (燈)

土佐日記燈	(帝國圖書館本) 三冊	"	(上)
土佐日記燈	(大島氏本) 一冊	"	(大)
土佐日記解	(帝國圖書館本) 三冊	田中大秀	(解)
土佐日記解	(香木園文庫本) 三冊	"	(高)
土佐日記解	(香木園文庫本) 七冊	"	(山)
土佐日記古文	(榮藏本) 一冊	"	(古)

右の十六本がこれである。

これ等の諸本は、定家本、實隆本、妙壽院本等の本文を無統制に混合し、恣意による改訂を加へたものである。これ等の諸本には、校合に用ゐた本の名を明示してあるものもあるが、その校合の態度は、文意を通じ易からしめるといふ方針で任意行はれたものである。我々が異文統合表によつて、これ等の諸本の本文を検査した結果によれば、これ等の校訂者はその校合に關して云ふ所と爲す所と必ずしも一致してゐないのである。例へば由豆流の考證は「定家卿のみづからうつしたまへる本」と名をあげてゐながら、實は定家本の轉寫本すらも見ないで、季吟の「抄」で片づけてゐるが如きである。従つて、我々は、假令これ等の諸本の著者が、校訂に用ゐた傳本として本の名を列擧してゐるとしても、一應は疑つて見るべきであつて、にはかに盲信することは出來ないのである。

これ等の諸本に於て注意されることは、爲相本が無批判のまま採用せられてゐることである。例へば御杖の燈では、爲相卿手書本といふ名をあげ、これも諸本にたがひていとめでたき所も見ゆ。